

令和 7 年 3 月 1 0 日

令和 7 年

第 1 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議 案 番 号	題 名
議第 1 4 号	大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議第 1 5 号	鉄道残存敷広場条例の制定について
議第 1 6 号	大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議第 1 7 号	大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について
議第 1 8 号	大分市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議第 1 9 号	大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
議第 2 0 号	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び大分市税条例の一部改正について
議第 2 1 号	大分市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議第 2 2 号	大分市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議第 2 3 号	大分市職員の退職手当支給条例の一部改正について
議第 2 4 号	大分市手数料条例の一部改正について
議第 2 5 号	大分市民生委員の定数を定める条例の一部改正について
議第 2 6 号	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 2 7 号	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 2 8 号	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議 案 番 号	題 名
議第 29 号	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 30 号	大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 31 号	大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 32 号	大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 33 号	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 34 号	大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 35 号	大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 36 号	大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 37 号	大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 38 号	大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 39 号	大分市環境美化に関する条例等の一部改正について
議第 40 号	大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 41 号	大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に必要な基準を定める条例の一部改正について
議第 42 号	大分市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

議 案 番 号	題 名
議第 4 3 号	大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 4 4 号	大分市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部改正について
議第 4 5 号	大分市営住宅条例の一部改正について
議第 4 6 号	大分市特定公共賃貸住宅条例等の一部改正について
議第 4 7 号	大分市公共下水道条例の一部改正について
議第 4 8 号	大分市総合計画の策定について
議第 4 9 号	財産区財産の譲与について
議第 5 0 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について
議第 5 1 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について
議第 5 2 号	新たに生じた土地の確認について
議第 5 3 号	字の区域の変更について
議第 5 4 号	字の区域及びその名称の変更について
議第 5 5 号	字の区域及びその名称の変更について
議第 5 6 号	字の区域及びその名称の変更について
議第 5 7 号	字の区域及びその名称の変更について
議第 5 8 号	中学校教師用指導書の購入について
議第 5 9 号	工事請負契約の締結について（大分市立西部地域小中学校体育館空調設備整備事業 空調設備整備工事）

議 案 番 号	題 名
議第 6 0 号	工事請負契約の締結について（大分市立東部地域小中学校体育館空調設備整備事業 空調設備整備工事）
議第 6 1 号	工事委託契約の変更について（（仮称）新中島橋下部工工事）
議第 6 2 号	工事委託契約の変更について（大南地区スポーツ施設施設整備工事）
議第 6 3 号	包括外部監査契約の締結について
議第 6 4 号	市道路線の認定について

議第 14 号

大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の
ように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。
（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、

適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、大分市社会福祉審議会条例（平成12年大分市条例第4号）

第1条に規定する審議会の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 7 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 8 乳児等通園支援事業者は、その運営について、大分市暴力団排除条例（平成23年大分市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者の支配を受けてはならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び当該機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 前項の具体的計画並びに通報及び連携の体制は、乳児等通園支援事業所内に掲示するとともに、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、

少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業者は、地域の自主防災組織、近隣住民等と連携を図り、非常災害時における利用乳幼児等の安全を確保するための協力体制を確立するよう努めなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者

席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児若しくは利用乳幼児であった者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児若しくは利用乳幼児であった者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備える

こと。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外

		傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されてい

る場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分市条例第47号）第39条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

- 2 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児と保護者の安定した関係に配慮して、関係機関と連携しつつ、保護者の子育て力の向上に資する支援を行うよう努めなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところ

ろによる。

- (1) 保育所 大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年大分市条例第1号）に規定する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第23号）に規定する基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第24号）に規定する基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条第1項中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、同条第2項及び第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し条例を制定いたしたく本案を提出する。

議第 15 号

鉄道残存敷広場条例の制定について

鉄道残存敷広場条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

鉄道残存敷広場条例

(設置)

第1条 西の西大分駅及び大分港から東の大友氏遺跡及び大分川に至るまで、賑わいをつなぐ交流の場及び市民の憩いの場を提供するため、鉄道残存敷広場（以下「広場」という。）を設置する。

2 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
線路敷ボードウォーク広場	大分市六坊北町2843番3
六坊グリーンウォーク広場	大分市六坊北町3000番6
線路敷ウエストウォーク広場	大分市田室町118番6

(行為の禁止)

第2条 広場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4条第1項又は第3項の許可及び第5条第1項又は第2項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 広場及び広場に設置された設備等を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれのある行為をすること。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある行為をすること。
- (3) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。

- (4) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (5) 土砂を採取し、又は土地の形質を変更すること。
- (6) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 通行の妨げとなる行為をすること。
- (9) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (10) たき火等の火気の使用をすること。
- (11) 貼り紙若しくは立札をし、又は広告その他これに類するものを表示すること。
- (12) 商品、店舗等の紹介若しくは勧誘をし、又はこれらに関するちらし、物品等を配布すること。
- (13) 演説、集会その他個人及び特定の団体の主義及び主張を訴える行為をすること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると市長が認める行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第3条 市長は、広場の管理上やむを得ないと認めるときは、広場を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて、広場の利用を禁止し、又はその利用を制限することができる。

(行為の制限)

第4条 広場において次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、出店、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会及び各種の行事その他これらに類する催

しのために広場の一部を独占して使用すること。

2 前項の許可は、市長が定める区画を単位として行うものとする。

3 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項及び前項の許可（以下「行為の許可」という。）を与える場合において管理上必要があると認めるときは、当該行為の許可に係る行為について条件を付することができる。

（占用の許可）

第5条 次に掲げる物件又は施設を設けるために継続して広場の一部を占用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1) 電線、通信線その他これらに類する物件

(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

(3) 工事用の足場、防護柵その他これらに類する施設

(4) 看板その他これに類する物件

(5) 国又は地方公共団体において公用又は公共用に供する物件又は施設

(6) その他市長が特に必要と認めるもの

2 前項の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可（以下「占用の許可」という。）を与える場合において管理上必要があると認めるときは、当該占用の許可に係る占用について条件を付することができる。

（使用料等）

第6条 使用者及び占用者（以下「使用者等」という。）は、別表に定める使用料又は占用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）は、許可の際に納付しなければならない。ただし、占用料において、占用の期間が1年を超え

るときは、その初年度分については許可の際に、次年度以降の分については当該年度分をその年度の5月末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日）までに納付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項の規定による使用料等の納付の時期を変更することができる。

（使用料等の減免）

第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

（使用料等の不還付）

第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第9条 使用者等は、許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（行為等の不許可）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為の許可及び占用の許可（以下「行為等の許可」という。）をしない。

- (1) 当該行為又は占有（以下「行為等」という。）の目的が広場の設置の趣旨に適合しないと認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 広場及び広場に設置された設備等を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 他の利用者の利用を著しく制限し、又は他の利用者に危害を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。

(6) 広場の管理上支障があると認められるとき。

(原状回復)

第 1 1 条 使用者等は、行為等の許可に係る行為等を終えたときは、直ちに当該行為等をした場所を原状に回復しなければならない。

(監督処分)

第 1 2 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対し、行為等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為等の中止、原状回復若しくは広場からの退去若しくは物件若しくは施設の撤去を命ずることができる。この場合において、利用者又は使用者等が損害を受けても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者

(2) 第 4 条第 4 項又は第 5 条第 3 項の規定に基づき付された条件に違反した者

(3) 偽りその他不正の手段により行為等の許可を受けた者

2 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、行為等の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(損害賠償)

第 1 3 条 利用者又は使用者等は、広場及び広場に設置された設備等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、市長が認定する額を賠償しなければならない。

2 使用者等は、行為等の許可に係る行為等により市又は第三者に損害を与えたときは、直ちに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（線路敷ボードウォーク広場条例及び六坊グリーンウォーク広場条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 線路敷ボードウォーク広場条例（令和元年大分市条例第46号）

(2) 六坊グリーンウォーク広場条例（令和3年大分市条例第38号）

（線路敷ボードウォーク広場条例及び六坊グリーンウォーク広場条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項第1号の規定による廃止前の線路敷ボードウォーク広場条例第4条の規定による行為の許可又は同条例第5条の規定による占用の許可を受けている者及び同項第2号の規定による廃止前の六坊グリーンウォーク広場条例第4条の規定による行為の許可又は同条例第5条の規定による占用の許可を受けている者は、この条例の施行の際に第4条の規定による行為の許可又は第5条の規定による占用の許可を受けた者とみなす。

別表（第6条関係）

	利用区分	単価（1平方メートル当たり）	摘要
使用料	一般利用	7円	1 許可単位区画の有効面積に利用区分に応じた単価を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を1日当たりの使用料とする。
	商業利用	30円	2 午前9時から午後1時までの時間又は午後1時から午後5時までの時間のみ使用する場合は、1日当たりの使用料の額の半額とする。
占用料	大分市道占用料条例（昭和40年大分市条例第20号）に規定する占用料の例による。		

備考

- 1 利用区分のうち、商業利用とは許可に係る行為において収入を伴うものをいい、一般利用とは商業利用以外の行為をいう。
- 2 許可単位区画とは、第4条第2項の規定により市長が定める区画をいい、行為の許可は、許可単位区画ごとにこれを行う。
- 3 許可単位区画の有効面積とは、当該許可単位区画内において有効に使用できる部分の面積として市長が許可単位区画ごとに算定したものをいう。

提案理由

鉄道残存敷広場の設置及び管理について条例を制定いたしたく本案を提出する。

議第 16 号

大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部改正について

大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提出

大分市長 足立 信也

大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和40年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、
「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、
「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

国の給与改定に準じ、大分市議会議員の期末手当を改定いたしたく本案を提出する。

議第 17 号

大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について

大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大分市常勤特別職の給与に関する条例（昭和38年大分市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大分市常勤特別職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大分市常勤特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

国の給与改定に準じ、大分市常勤特別職の期末手当を改定いたしたく本案を提出する。

議第 18 号

大分市職員の給与に関する条例等の一部改正について

大分市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大分市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大分市職員の給与に関する条例（昭和39年大分市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第1号中「309,200円」を「310,000円」に改める。

第22条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

行政職給料表

単位 円

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	1	184,200	221,600	262,300	288,400	311,000	336,300	374,800	417,200	453,600
	2	185,300	222,800	263,300	290,000	312,600	338,200	377,400	419,600	455,000
	3	186,500	224,000	264,300	291,600	314,200	340,000	379,700	422,100	456,400
	4	187,600	225,200	265,300	293,200	315,800	341,800	381,900	424,500	457,800
	5	188,700	226,400	266,300	294,600	317,400	343,500	383,900	426,400	459,200
	6	190,400	227,500	267,300	296,100	318,700	345,200	386,200	428,500	461,200
	7	192,000	228,700	268,300	297,500	320,000	346,800	388,300	430,600	463,200
	8	193,600	229,800	269,300	298,800	321,300	348,500	390,400	432,800	465,200
	9	195,200	230,900	270,300	300,100	322,700	350,100	392,400	434,700	467,200
	10	196,900	232,400	271,300	301,600	324,500	351,800	394,700	436,800	470,400
	11	198,500	233,900	272,300	303,100	326,300	353,400	396,900	438,900	473,400
	12	200,100	235,400	273,300	304,500	328,000	355,000	399,100	440,800	476,400
	13	200,500	236,900	274,300	306,000	329,800	356,500	401,400	442,500	479,400
	14	201,900	238,400	275,300	307,100	331,500	358,200	403,700	444,400	482,400
	15	203,300	239,900	276,300	308,100	333,200	359,800	405,900	446,300	485,400
	16	204,700	241,400	277,400	309,400	334,900	361,400	408,200	448,200	488,500
	17	206,000	242,900	278,400	310,700	336,700	363,200	409,900	450,000	491,200
	18	207,400	244,300	279,700	312,300	338,400	365,000	411,800	451,800	494,300
	19	208,800	245,700	281,000	313,900	340,100	366,500	413,700	453,600	497,400
	20	210,200	247,100	282,300	315,500	341,700	368,100	415,500	455,300	500,500
	21	211,400	248,300	283,600	317,000	343,200	369,500	417,300	457,100	503,200
	22	212,700	249,500	284,900	318,600	344,800	371,100	419,100	458,600	505,500
	23	214,000	250,700	286,100	320,200	346,400	372,700	420,900	460,000	507,800
	24	215,300	251,900	287,300	321,800	347,900	374,200	422,700	461,500	510,100
	25	216,600	253,000	288,400	323,300	349,400	376,200	424,300	462,900	512,100
	26	217,900	254,100	289,600	325,000	351,100	378,100	425,800	464,200	513,500
	27	219,200	255,300	290,900	326,600	352,700	380,000	427,300	465,500	515,000
	28	220,500	256,400	292,200	328,200	354,300	381,800	428,800	466,700	516,400
	29	221,600	257,400	293,600	329,600	355,600	383,300	430,300	467,700	517,600
	30	222,800	258,400	294,600	331,300	357,100	385,100	431,600	468,400	519,000
	31	224,000	259,400	295,600	333,000	358,600	386,800	432,900	469,200	520,500
	32	225,200	260,400	296,700	334,600	360,100	388,400	434,100	469,900	522,000
	33	226,400	261,400	297,800	335,800	361,800	390,200	435,300	470,600	523,100
	34	227,500	262,300	299,000	337,800	363,700	391,600	436,600	471,300	524,300
	35	228,700	263,200	300,100	339,500	365,400	393,000	437,900	471,900	525,500
	36	229,800	264,100	301,300	341,100	367,100	394,400	439,100	472,500	526,700

37	230,900	264,900	302,500	342,600	368,500	395,800	440,300	473,000	527,700
38	232,000	265,700	303,800	344,200	369,800	397,000	441,100	473,600	528,600
39	233,100	266,500	305,100	345,800	371,000	398,200	441,900	474,200	529,500
40	234,200	267,300	306,400	347,400	372,400	399,200	442,700	474,800	530,400
41	235,300	268,000	307,700	349,100	373,500	400,300	443,400	475,300	531,200
42	236,300	268,800	309,100	350,900	374,400	401,500	444,000	475,800	532,100
43	237,300	269,600	310,400	352,700	375,400	402,600	444,600	476,200	532,800
44	238,200	270,300	311,700	354,500	376,500	403,700	445,200	476,500	533,300
45	239,100	271,000	313,000	356,000	377,400	404,400	445,900	476,800	534,000
46	240,000	271,800	314,300	357,400	378,300	405,100	446,700		534,600
47	240,800	272,600	315,600	358,800	379,200	405,800	447,100		535,400
48	241,600	273,300	316,700	360,200	380,000	406,500	447,800		536,000
49	242,300	274,000	317,700	361,700	380,800	407,100	448,300		536,500
50	242,900	274,800	319,000	362,500	381,600	407,700	448,700		
51	243,500	275,600	320,300	363,600	382,400	408,200	449,100		
52	244,100	276,300	321,600	364,600	383,100	408,600	449,500		
53	244,700	277,000	322,800	365,600	383,800	409,000	449,900		
54	245,300	277,700	324,100	366,700	384,500	409,200	450,300		
55	245,900	278,400	325,300	367,600	385,200	409,500	450,700		
56	246,400	279,100	326,500	368,700	385,900	409,800	451,000		
57	246,900	279,800	327,800	369,600	386,500	410,100	451,300		
58	247,300	280,500	328,900	370,300	387,100	410,400	451,700		
59	247,600	281,200	330,000	371,000	387,700	410,700	452,000		
60	247,900	282,000	331,100	371,600	388,400	411,000	452,300		
61	248,200	282,600	331,800	372,000	388,900	411,200	452,600		
62	248,500	283,300	332,700	372,600	389,500	411,500			
63	248,800	283,900	333,400	373,300	390,200	411,800			
64	249,100	284,600	334,200	374,000	390,700	412,100			
65	249,400	285,200	335,000	374,400	390,900	412,300			
66	249,700	285,900	335,400	375,100	391,500	412,600			
67	250,000	286,500	336,100	375,800	392,100	412,900			
68	250,300	287,200	336,800	376,400	392,600	413,200			
69	250,600	287,800	337,600	376,800	392,900	413,400			
70	250,900	288,500	338,300	377,300	393,400	413,700			
71	251,200	289,100	339,000	377,900	393,900	414,000			
72	251,500	289,600	339,600	378,500	394,500	414,200			
73	251,800	290,100	340,100	378,800	394,700	414,300			
74	252,100	290,700	340,700	379,400	395,100	414,600			
75	252,400	291,200	341,200	380,100	395,500	414,900			
76	252,700	291,800	341,800	380,700	395,900	415,100			

77	253,000	292,300	342,000	381,000	396,100	415,200			
78	253,300	292,800	342,500	381,500	396,400	415,500			
79	253,600	293,400	342,900	382,100	396,700	415,800			
80	253,900	294,000	343,300	382,600	396,900	416,100			
81	254,200	294,500	343,600	382,900	397,000	416,300			
82	254,500	295,000	344,100	383,500	397,300	416,600			
83	254,800	295,400	344,600	384,000	397,600	416,900			
84	255,200	295,700	345,100	384,300	397,800	417,100			
85	255,500	295,900	345,400	384,600	397,900	417,300			
86	255,800	296,200	345,800	385,100	398,200				
87	256,100	296,400	346,200	385,500	398,500				
88	256,400	296,700	346,600	385,900	398,700				
89	256,700	296,900	346,900	386,200	398,800				
90	257,000	297,100	347,300	386,700	399,100				
91	257,300	297,400	347,700	387,100	399,400				
92	257,600	297,600	348,100	387,500	399,600				
93	257,900	297,900	348,300	387,700	399,700				
94	258,200	298,200	348,700	388,200	400,000				
95	258,500	298,500	349,100	388,600	400,300				
96	258,800	298,800	349,500	389,000	400,500				
97	259,100	299,100	349,700	389,200	400,700				
98		299,400	350,100	389,800					
99		299,700	350,500	390,200					
100		300,100	350,800	390,600					
101		300,300	351,100	390,800					
102		300,500	351,500						
103		300,800	351,900						
104		301,200	352,300						
105		301,400	352,800						
106		301,700	353,200						
107		302,100	353,600						
108		302,500	354,000						
109		302,700	354,500						
110		303,000	354,900						
111		303,300	355,200						
112		303,600	355,500						
113		303,800	356,000						
114		304,100							
115		304,400							
116		304,700							

	117		304,900							
	118		305,300							
	119		305,700							
	120		306,000							
	121		306,200							
	122		306,400							
	123		306,700							
	124		307,100							
	125		307,300							
	126		307,500							
	127		307,800							
	128		308,100							
	129		308,500							
	130		308,800							
	131		309,100							
	132		309,400							
	133		309,700							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員		192,700	220,300	261,000	280,700	296,000	321,800	364,100	397,700	449,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2（第 5 条関係）

公安職給料表

単位 円

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	1	211,400	221,600	262,300	288,400	311,000	336,300	374,800	417,200	453,600
	2	212,600	222,800	263,300	290,000	312,600	338,200	377,400	419,600	455,000
	3	213,800	224,000	264,300	291,600	314,200	340,000	379,700	422,100	456,400
	4	215,200	225,200	265,300	293,200	315,800	341,800	381,900	424,500	457,800
	5	216,000	226,400	266,300	294,600	317,400	343,500	383,900	426,400	459,200
	6	217,000	227,500	267,300	296,100	318,700	345,200	386,200	428,500	461,200
	7	218,000	228,700	268,300	297,500	320,000	346,800	388,300	430,600	463,200
	8	219,000	229,800	269,300	298,800	321,300	348,500	390,400	432,800	465,200
	9	219,900	230,900	270,300	300,100	322,700	350,100	392,400	434,700	467,200
	10	220,800	232,400	271,300	301,600	324,500	351,800	394,700	436,800	470,400
	11	221,700	233,900	272,300	303,100	326,300	353,400	396,900	438,900	473,400
	12	222,600	235,400	273,300	304,500	328,000	355,000	399,100	440,800	476,400
	13	223,400	236,900	274,300	306,000	329,800	356,500	401,400	442,500	479,400
	14	224,300	238,400	275,300	307,100	331,500	358,200	403,700	444,400	482,400
	15	225,200	239,900	276,300	308,100	333,200	359,800	405,900	446,300	485,400
	16	226,100	241,400	277,400	309,400	334,900	361,400	408,200	448,200	488,500
	17	227,100	242,900	278,400	310,700	336,700	363,200	409,900	450,000	491,200
	18	228,600	244,300	279,700	312,300	338,400	365,000	411,800	451,800	494,300
	19	230,100	245,700	281,000	313,900	340,100	366,500	413,700	453,600	497,400
	20	231,600	247,100	282,300	315,500	341,700	368,100	415,500	455,300	500,500
	21	233,100	248,300	283,600	317,000	343,200	369,500	417,300	457,100	503,200
	22	234,600	249,500	284,900	318,600	344,800	371,100	419,100	458,600	505,500
	23	236,100	250,700	286,100	320,200	346,400	372,700	420,900	460,000	507,800
	24	237,600	251,900	287,300	321,800	347,900	374,200	422,700	461,500	510,100
	25	239,100	253,000	288,400	323,300	349,400	376,200	424,300	462,900	512,100
	26	240,000	254,100	289,600	325,000	351,100	378,100	425,800	464,200	513,500
	27	240,800	255,300	290,900	326,600	352,700	380,000	427,300	465,500	515,000
	28	241,600	256,400	292,200	328,200	354,300	381,800	428,800	466,700	516,400
	29	242,300	257,400	293,600	329,600	355,600	383,300	430,300	467,700	517,600
	30	242,900	258,400	294,600	331,300	357,100	385,100	431,600	468,400	519,000
	31	243,500	259,400	295,600	333,000	358,600	386,800	432,900	469,200	520,500
	32	244,100	260,400	296,700	334,600	360,100	388,400	434,100	469,900	522,000
	33	244,700	261,400	297,800	335,800	361,800	390,200	435,300	470,600	523,100
	34	245,300	262,300	299,000	337,800	363,700	391,600	436,600	471,300	524,300
	35	245,900	263,200	300,100	339,500	365,400	393,000	437,900	471,900	525,500
	36	246,400	264,100	301,300	341,100	367,100	394,400	439,100	472,500	526,700

37	246,900	264,900	302,500	342,600	368,500	395,800	440,300	473,000	527,700
38	247,300	265,700	303,800	344,200	369,800	397,000	441,100	473,600	528,600
39	247,600	266,500	305,100	345,800	371,000	398,200	441,900	474,200	529,500
40	247,900	267,300	306,400	347,400	372,400	399,200	442,700	474,800	530,400
41	248,200	268,000	307,700	349,100	373,500	400,300	443,400	475,300	531,200
42	248,500	268,800	309,100	350,900	374,400	401,500	444,000	475,800	532,100
43	248,800	269,600	310,400	352,700	375,400	402,600	444,600	476,200	532,800
44	249,100	270,300	311,700	354,500	376,500	403,700	445,200	476,500	533,300
45	249,400	271,000	313,000	356,000	377,400	404,400	445,900	476,800	534,000
46	249,700	271,800	314,300	357,400	378,300	405,100	446,700		534,600
47	250,000	272,600	315,600	358,800	379,200	405,800	447,100		535,400
48	250,300	273,300	316,700	360,200	380,000	406,500	447,800		536,000
49	250,600	274,000	317,700	361,700	380,800	407,100	448,300		536,500
50	250,900	274,800	319,000	362,500	381,600	407,700	448,700		
51	251,200	275,600	320,300	363,600	382,400	408,200	449,100		
52	251,500	276,300	321,600	364,600	383,100	408,600	449,500		
53	251,800	277,000	322,800	365,600	383,800	409,000	449,900		
54	252,100	277,700	324,100	366,700	384,500	409,200	450,300		
55	252,400	278,400	325,300	367,600	385,200	409,500	450,700		
56	252,700	279,100	326,500	368,700	385,900	409,800	451,000		
57	253,000	279,800	327,800	369,600	386,500	410,100	451,300		
58	253,300	280,500	328,900	370,300	387,100	410,400	451,700		
59	253,600	281,200	330,000	371,000	387,700	410,700	452,000		
60	253,900	282,000	331,100	371,600	388,400	411,000	452,300		
61	254,200	282,600	331,800	372,000	388,900	411,200	452,600		
62	254,500	283,300	332,700	372,600	389,500	411,500			
63	254,800	283,900	333,400	373,300	390,200	411,800			
64	255,200	284,600	334,200	374,000	390,700	412,100			
65	255,500	285,200	335,000	374,400	390,900	412,300			
66	255,800	285,900	335,400	375,100	391,500	412,600			
67	256,100	286,500	336,100	375,800	392,100	412,900			
68	256,400	287,200	336,800	376,400	392,600	413,200			
69	256,700	287,800	337,600	376,800	392,900	413,400			
70	257,000	288,500	338,300	377,300	393,400	413,700			
71	257,300	289,100	339,000	377,900	393,900	414,000			
72	257,600	289,600	339,600	378,500	394,500	414,200			
73	257,900	290,100	340,100	378,800	394,700	414,300			
74	258,200	290,700	340,700	379,400	395,100	414,600			
75	258,500	291,200	341,200	380,100	395,500	414,900			
76	258,800	291,800	341,800	380,700	395,900	415,100			

77	259,100	292,300	342,000	381,000	396,100	415,200			
78		292,800	342,500	381,500	396,400	415,500			
79		293,400	342,900	382,100	396,700	415,800			
80		294,000	343,300	382,600	396,900	416,100			
81		294,500	343,600	382,900	397,000	416,300			
82		295,000	344,100	383,500	397,300	416,600			
83		295,400	344,600	384,000	397,600	416,900			
84		295,700	345,100	384,300	397,800	417,100			
85		295,900	345,400	384,600	397,900	417,300			
86		296,200	345,800	385,100	398,200				
87		296,400	346,200	385,500	398,500				
88		296,700	346,600	385,900	398,700				
89		296,900	346,900	386,200	398,800				
90		297,100	347,300	386,700	399,100				
91		297,400	347,700	387,100	399,400				
92		297,600	348,100	387,500	399,600				
93		297,900	348,300	387,700	399,700				
94		298,200	348,700	388,200	400,000				
95		298,500	349,100	388,600	400,300				
96		298,800	349,500	389,000	400,500				
97		299,100	349,700	389,200	400,600				
98		299,400	350,100	389,800	400,900				
99		299,700	350,500	390,200	401,200				
100		300,100	350,800	390,600	401,400				
101		300,300	351,100	390,800	401,500				
102		300,500	351,500	391,300	401,800				
103		300,800	351,900	391,700	402,100				
104		301,200	352,300	392,100	402,300				
105		301,400	352,800	392,500	402,400				
106		301,700	353,200	393,000					
107		302,100	353,600	393,400					
108		302,500	354,000	393,800					
109		302,700	354,500	394,200					
110		303,000	354,900						
111		303,300	355,200						
112		303,600	355,500						
113		303,800	356,000						
114		304,100	356,400						
115		304,400	356,800						
116		304,700	357,200						

	117		304,900	357,500						
	118		305,300	357,900						
	119		305,700	358,300						
	120		306,000	358,700						
	121		306,200	359,000						
	122		306,400	359,400						
	123		306,700	359,800						
	124		307,100	360,200						
	125		307,300	360,500						
	126		307,500							
	127		307,800							
	128		308,100							
	129		308,500							
	130		308,800							
	131		309,100							
	132		309,400							
	133		309,700							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員		192,700	220,300	261,000	280,700	296,000	321,800	364,100	397,700	449,700

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第3（第5条関係）

医師職給料表

単位 円

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	1	296,500	379,400	436,300	494,200	583,500
	2	298,800	382,000	438,300	496,000	586,600
	3	301,100	384,500	440,300	497,800	589,700
	4	303,300	387,000	442,200	499,600	592,800
	5	305,400	389,500	444,100	501,400	595,700
	6	308,900	392,200	445,700	503,100	598,100
	7	312,400	394,900	447,300	504,900	600,500
	8	315,900	397,600	448,900	506,600	602,900
	9	319,300	399,700	450,500	508,300	605,100
	10	322,800	402,200	452,400	510,400	606,600
	11	326,200	404,700	454,200	512,500	608,100
	12	329,600	407,200	456,000	514,600	609,600
	13	333,000	409,800	457,800	516,600	611,100
	14	336,500	412,500	459,600	518,500	612,200
	15	340,000	415,100	461,400	520,600	613,300
	16	343,400	417,600	463,200	522,600	614,200
	17	346,800	420,000	464,800	524,500	615,400
	18	349,900	422,200	466,800	526,500	616,400
	19	353,000	424,400	468,700	528,500	617,400
	20	356,100	426,500	470,600	530,300	618,400
	21	359,300	428,600	472,000	532,200	619,400
	22	362,400	430,100	473,800	534,000	620,400
	23	365,500	431,600	475,600	535,800	621,400
	24	368,600	433,100	477,400	537,600	622,400
	25	371,600	434,500	479,300	539,200	623,400
	26	373,900	436,000	481,100	541,000	624,400
	27	376,200	437,500	482,900	542,800	625,400
	28	378,400	438,900	484,700	544,600	626,400
	29	380,300	440,300	486,500	546,200	627,400
	30	382,000	441,800	488,300	548,000	628,400
	31	383,700	443,300	490,100	549,800	629,400
	32	385,500	444,700	491,900	551,500	630,400
	33	387,300	446,100	493,700	553,100	631,400
	34	389,100	447,600	495,600	554,900	632,400
	35	390,700	449,100	497,500	556,600	633,400
	36	392,100	450,500	499,400	558,400	634,400

37	393,600	452,000	501,300	559,900	635,400
38	395,100	453,400	503,000	561,500	636,400
39	396,600	454,800	504,900	562,900	637,400
40	398,100	456,200	506,700	564,500	638,400
41	399,600	457,600	508,300	566,000	639,400
42	400,300	459,000	510,100	567,400	640,400
43	400,900	460,400	511,900	568,800	641,400
44	401,600	461,800	513,500	570,100	
45	402,500	463,200	514,900	571,300	
46	403,100	464,600	516,600	572,300	
47	403,700	466,000	518,400	573,300	
48	404,300	467,400	520,100	574,300	
49	404,900	468,800	521,600	575,300	
50	405,400	470,500	522,900	576,200	
51	405,900	472,100	524,200	577,100	
52	406,400	473,700	525,500	578,000	
53	406,900	475,300	526,500	578,800	
54	407,300	476,500	527,800	579,700	
55	407,700	477,800	529,100	580,600	
56	408,100	478,900	530,400	581,500	
57	408,500	479,900	531,500	582,400	
58	408,900	480,900	532,300	583,300	
59	409,300	481,800	533,100	584,200	
60	409,700	482,600	533,900	584,900	
61	410,100	483,300	534,800	585,900	
62	410,500	484,000	535,600	586,800	
63	410,900	484,700	536,400	587,700	
64	411,300	485,300	537,100	588,600	
65	411,600	486,000	537,900	589,500	
66		486,700	538,700	590,400	
67		487,300	539,400	591,300	
68		487,900	540,300	592,200	
69		488,200	541,200	593,100	
70		488,800	542,000	594,000	
71		489,500	542,900	594,900	
72		490,200	543,800	595,800	
73		490,600	544,600	596,700	
74		491,200	545,500	597,600	
75		491,900	546,400	598,500	
76		492,600	547,100	599,400	

	77		493,000	547,900	600,300	
	78		493,600	548,800	601,200	
	79		494,200	549,700	602,100	
	80		494,700	550,600	603,000	
	81		495,200	551,400	603,900	
	82		495,700	552,300	604,800	
	83		496,200	553,200	605,700	
	84		496,700	554,100	606,600	
	85		497,100	554,900	607,500	
	86		497,600	555,800	608,400	
	87		498,000	556,700	609,300	
	88		498,500	557,600	610,200	
	89		499,000	558,500	611,100	
	90		499,600	559,300	612,000	
	91		500,200	560,100		
	92		500,600	560,900		
	93		501,100	561,700		
	94		501,700	562,500		
	95		502,300			
	96		502,800			
	97		503,300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員		302,800	345,700	401,000	475,100	573,800

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

第2条 大分市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第25条の2中「、第12条の2から第14条まで、第14条の2第2項、第14条の3及び第16条の2」を「及び第12条の2から第14条まで」に、「及び任期付短時間勤務職員には、」を「には」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第8条第1項から第7項まで、第13条、第14条、第14条の3及び第15条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

（大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年大分市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	3 9 3,5 0 0
2	4 4 1,6 0 0
3	4 9 3,8 0 0
4	5 5 7,1 0 0
5	6 3 6,4 0 0
6	7 4 2,8 0 0
7	8 6 7,2 0 0

第9条第2項及び第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第1項中「第23条」を「第23条の3」に、「から第13条まで」を「、第12条」に改め、「、第19条」及び「、第12条」を削り、同条第2項中「、第4条第1項」を削り、「及び第22条第2項」を「、第22条第2項及び第23条第2項第1号」に改め、「、「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。））」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と」及び「、給与条例第4条第1項中「及び災害派遣手当」とあるのは「、災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第23条第2項第1号中「100分の105」とあ

るのは「１００分の８７.５」に改め、同条第３項中「第５条及び第１８条第２項」を「第１８条第２項及び第１９条第２項第１号」に改め、「、「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「、「義務教育等教員特別手当及び特定任期付職員業績手当」と」及び「、「学校職員給与条例第５条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「、「義務教育等教員特別手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「１００分の１２７.５」を「１００分の１２５」に、「１００分の１７５」を「１００分の９５」と、学校職員給与条例第１９条第２項第１号中「市職員給与条例第２３条第２項第１号に定める」とあるのは「任期付職員条例第９条第２項の規定により読み替えて適用する市職員給与条例第２３条第２項第１号に定める」に改め、同条第４項中「特定任期付企業職員」を「第２条第１項の規定により任期を定めて採用された企業職員」に改め、「第２条第３項及び」を削り、「企業職員給与条例第２条第３項中「及び退職手当」とあるのは「、「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、企業職員給与条例第１０条第１項」を「同条第１項」に、「「職員及び」を「、「職員及び」に改める。

（大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第５条 大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大分市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１３条第２項中「１００分の１２２.５」を「１００分の１２７.５」に改める。

第１３条の２第２項中「１００分の１０２.５」を「１００分の１０７.５」に改める。

第１９条第２項中「１００分の１２２.５」を「１００分の１２７.５」に改める。

第１９条の２第２項中「１００分の１０２.５」を「１００分の１０７.５」に改める。

第6条 大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第13条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第19条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

(大分市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 大分市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和40年大分市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第10条第1項中「第9条」を「前条」に改め、同条第3項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第12条第2項中「第1項の」を「前項の」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第15条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「第14条」を「前条」に改める。

第21条中「、第4条の3」及び「及び大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年大分市条例第46号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 第4条、第4条の3及び第14条の規定は、大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年大分市条例第46号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大分市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第12条の2第1項及び別表第1から別表第3までの規定並びに第3条の規定による改正後の大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項及び第3項の規定は令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大分市職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

国及び大分県に準じ大分市職員の給与を改定いたしたく本案を提出する。

議第 19 号

大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について

大分市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大分市立学校職員の給与に関する条例（昭和39年大分市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第2条 大分市立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第23条第2項中「第12条から第13条の3まで」を「第12条」に改め、「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第8条第1項から第7項まで、第12条及び第13条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附則第29項中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」の次に「（平成5年大分市条例第8号）」を、「公益的法人等への職員の派遣に関する条例」の次に「（平成13年大分市条例第35号）」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大分市立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第2項及び第3項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大分市立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

大分市職員に準じ、大分市立学校職員の給与を改定いたしたく本案を提出する。

議第 20 号

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び
大分市税条例の一部改正について

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び大分市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び
大分市税条例の一部を改正する条例

(大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大分市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(大分市税条例の一部改正)

第2条 大分市税条例(昭和38年大分市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第30条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第55条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第72条の2第2項第2号及び第105条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第114条第1号、第116条の10第1号及び附則第17条の5第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 21 号

大分市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

大分市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大分市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大分市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第17条第1項中「定める者」の次に「（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する

事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限を請求する期間の初日とする改正後の第7条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 22 号

大分市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大分市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大分市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大分市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 23 号

大分市職員の退職手当支給条例の一部改正について

大分市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

大分市職員の退職手当支給条例（昭和38年大分市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第20条第6項中「第5項」を「前項」に改める。

附則第22項第1号中「大分市職員の定年に関する条例」の次に「（昭和59年大分市条例第34号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第13条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した大分市職員の退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこ

の条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

雇用保険法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 24 号

大分市手数料条例の一部改正について

大分市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市手数料条例の一部を改正する条例

大分市手数料条例（昭和39年大分市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の21の項中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改め、同項第1号金額の欄中「65,000円」を「39,000円」に改め、同項第2号金額の欄及び同項第3号金額の欄中「33,000円」を「20,000円」に改める。

別表第4の1の項第1号金額の欄を次のように改める。

ア 建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計に応じ、確認の申請又は通知1件につき次に掲げる額
30平方メートル以内のもの 11,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 20,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 31,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 45,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 48,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 71,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 207,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 311,000円
50,000平方メートルを超えるもの 531,000円

イ アの申請又は通知に係る仕様基準の審査を行う建築物の種別に応じ、1件につき次に掲げる額

(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）

当該建築物の建築に係る床面積（以下このイにおいて「床面積」という。）の合計が200平方メートル未満のもの 12,000円

床面積の合計が200平方メートル以上のもの 13,000円

(イ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 22,000円

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 34,000円

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 53,000円

床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 69,000円

別表第4の1の項第1号備考の欄イ中「第41号」を「第44号」とし、同欄イを同欄カとし、同欄カの前に次のように加える。

オ 建築物に関する確認の申請又は通知に係る手数料については、建築物の仕様基準の審査を要しない場合は金額欄アに掲げる金額とし、建築物の仕様基準の審査を要する場合は金額欄アに掲げる金額に金額欄イに掲げる金額を加算した金額とする。

別表第4の1の項第1号備考の欄中アをエとし、同欄にアからウまでとして次のように加える。

ア 「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

イ 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

ウ 「複合建築物」とは、一の建築物において、住宅の部分と住宅以外の用途に供する部分を併せて有するものをいう。

別表第4の1の項第2号事務の欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同号金額の欄中「14,000円」を「23,000円（建築物エネ

ルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、27,000円)」に、「17,000円」を「27,000円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、31,000円）」に、「23,000円」を「36,000円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、40,000円）」に、「32,000円」を「51,000円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、55,000円）」に改め、「53,000円」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、59,000円）」を、「74,000円」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、82,000円）」を、「178,000円」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、195,000円）」を、「260,000円」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、291,000円）」を、「455,000円」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、504,000円）」を加え、同号備考の欄を次のように改める。

- ア 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- イ 完了検査に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、この号に定めるもののほか、当該部分について第45号に規定する額に相当する額を手数料として併せて徴収する。
- ウ 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に定める基準をいう。

別表第4の1の項第3号事務の欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同号金額の欄中「13,000円」を「21,000円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、25,000円）」

に、「16,000円」を「25,000円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、29,000円）」に、「22,000円」を「35,000円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、39,000円）」に、「30,000円」を「49,000円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、53,000円）」に改め、「52,000円」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、58,000円）」を、「69,000円」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、77,000円）」を、「161,000円」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、178,000円）」を、「252,000円」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、283,000円）」を、「445,000円」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあっては、494,000円）」を加え、同号備考の欄を次のように改める。

- ア 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- イ 完了検査に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、この号に定めるもののほか、第46号に規定する手数料を徴収する。
- ウ 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に定める基準をいう。

別表第4の1の項第4号事務の欄中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同号金額の欄中「13,000円」を「20,000円」に、「16,000円」を「23,000円」に、「22,000円」を「32,000円」に、「28,000円」を「44,000円」に改め、同号備考の欄中「第44号」を「第47号」に改め、同項第5号事務の欄中「第18条第24項第

1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同項第45号事務の欄及び同項第46号事務の欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第47号事務の欄中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第49号事務の欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第50号事務の欄中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

別表第4の7の項第1号金額の欄中「37,300円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては28,800円、」を、「74,300円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては54,600円、」を、「104,000円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては76,200円、」を、「146,000円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては107,000円、」を、「209,000円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては155,000円、」を、「300,000円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては225,000円、」を、「406,000円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては310,000円、」を、「532,000円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては404,000円、」を、「624,000円」の次に「（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては468,000円、」を加え、同号及び第2号備考の欄中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同欄イ中「（平成27年法律第53号）第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同欄イを同欄ウとし、同欄ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）」を「省令」に改め、同欄アを同欄イとし、同欄にアとして次のように加える。

ア 「仕様・計算併用法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定め

る省令（以下この項において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)による評価方法をいう。

別表第4の8の項第1号事務の欄中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同号金額の欄を次のように改める。

- ア 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。以下この項において同じ。）の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計に応じ、判定申請等1件につき次に掲げる額
- 200平方メートル未満のもの 32,100円（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては24,000円、当該建築物が法第30条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては5,100円）
- 200平方メートル以上のもの 35,600円（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては26,500円、当該建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては5,100円）
- イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。）の住宅部分の判定を受ける場合 次に掲げる建築物の床面積の合計に応じ、判定申請等1件につき次に掲げる額
- 300平方メートル未満のもの 63,500円（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては47,000円、当該建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては9,550円）
- 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 106,000円（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては78,300円、当該建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては19,400円）
- 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 179,000円（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては136,000円、当該建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては41,600円）
- 5,000平方メートル以上のもの 256,000円（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては198,000円、当

該建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては73,900円)

ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の判定を受ける場合に掲げる建築物の床面積の合計に応じ、判定申請等1件につき次に掲げる額

300平方メートル未満のもの 208,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあっては79,900円、当該建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては9,550円)

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 262,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあっては102,000円、当該建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては16,000円)

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 335,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあっては133,000円、当該建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては25,400円)

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 478,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあっては216,000円、当該建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては73,900円)

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 588,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあっては281,000円、当該建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては116,000円)

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 696,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあっては338,000円、当該建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては147,000円)

25,000平方メートル以上のもの 793,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあっては396,000円、当該建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては183,000円)

エ 複合建築物の建築物全体の判定を受ける場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額と、非住宅部分についてウの規定の例により算定した額とを合算した金額

別表第４の８の項第１号備考の欄ウ中「第３５条第１項」を「第３０条第１項」に、「第３４条第３項」を「第２９条第３項」に改め、同欄ウを同欄エとし、同欄イ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）」を「省令」に改め、同欄イを同欄ウとし、同欄アの次に次のように加える。

イ 「仕様・計算併用法」とは、省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)による評価方法をいう。

別表第４の８の項第２号事務の欄中「第１２条第２項後段」を「第１１条第２項後段」に、「第１３条第３項後段」を「第１２条第３項後段」に改め、同項第３号事務の欄中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に改め、同号金額の欄ア中「（住宅部分（法第１１条第１項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。）を有する建築物（複合建築物（住宅部分及び非住宅部分（同項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）を有する建築物をいう。以下この項において同じ。）を除く。）をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「３２,１００円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては２４,０００円、」を、「３５,６００円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては２６,５００円、」を加え、同欄イ中「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「６３,５００円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては４７,０００円、」を、「１０６,０００円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては７８,３００円、」を、「１７９,０００円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては１３６,０００円、」を、「２５６,０００円（」の次に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合

にあつては198,000円、」を加え、同号及び第4号備考の欄キを同欄クとし、同欄カ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同欄カを同欄キとし、同欄オ中「第35条第2項（法第36条第2項）」を「第30条第2項（法第31条第2項）」に改め、同欄オを同欄カとし、同欄中エをオとし、ウをエとし、同欄イ中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同欄イを同欄ウとし、同欄アを同欄イとし、同欄にアとして次のように加える。

ア 「仕様・計算併用法」とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)による評価方法をいう。

別表第4の8の項第4号事務の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第5号を削り、同項第6号事務の欄中「第11条」を「第13条」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号事務の欄中「第29条」を「第28条」に改め、同号を同項第6号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中別表第4の1の項、同表の7の項及び同表の8の項の改正規定並びに附則第3項の規定は令和7年4月1日から、別表第2の21の項の改正規定及び次項の規定は同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第2の21の項の規定は、令和7年5月1日以後に工事に着手する特定事業の許可の申請に係る手数料から適用し、同日前に工事に着手した特定事業（当該事業において堆積した土砂等のうち宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第1項又は第31条第1項の技術的基準の適用を受ける部分を除く。）の許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第4の1の項の規定は、令和7年4月1日以

後に工事に着手する建築物の建築等に係る事務について適用し、同日前に工事に着手する建築物の建築等に係る事務については、なお従前の例による。

提案理由

特定事業許可申請手数料の額、建築物に関する確認の申請又は通知に係る手数料の額等を改定するとともに、建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 25 号

大分市民生委員の定数を定める条例の一部改正について

大分市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

大分市民生委員の定数を定める条例（平成26年大分市条例第32号）の一部を次のように改正する。

本則中「910人」を「935人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

提案理由

大分市民生委員の定数を変更いたしたく本案を提出する。

議第 26 号

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運
営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運
営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例（平成24年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第89条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴
い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 27 号

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平
成24年大分市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要
の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 28 号

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 10 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24
年大分市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害
福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正
をいたしたく本案を提出する。

議第 29 号

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正について

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分
市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害
者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいた
したく本案を提出する。

議第 30 号

大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第6号及び第28条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 31 号

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提出

大分市長 足立 信也

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように

するための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第42条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 32 号

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 33 号

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 10 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年
大分市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を
いたしたく本案を提出する。

議第 34 号

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提出

大分市長 足立 信也

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育

事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 35 号

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年大分市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書及び第3号並びに第7項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 36 号

大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 10 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大分市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項ただし書及び第 4 号並びに第 10 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第 6 条第 1 項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 5 号及び同条第 9 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 37 号

大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 38 号

大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第46条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 39 号

大分市環境美化に関する条例等の一部改正について

大分市環境美化に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市環境美化に関する条例等の一部を改正する条例

(大分市環境美化に関する条例の一部改正)

第1条 大分市環境美化に関する条例（昭和61年大分市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「その旨」を「その旨を」に改め、同条第4項中「ときは、」の次に「その旨を市のホームページに掲載し、並びに」を加える。

(大分市ポイ捨て等の防止に関する条例の一部改正)

第2条 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例（平成18年大分市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第18条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第13条第1項中「ときは、」の次に「市のホームページに掲載し、及び」を加え、「への掲示」を「に掲示すること」に改める。

(大分市都市公園条例の一部改正)

第3条 大分市都市公園条例（昭和38年大分市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項第1号中「14日間、」の次に「市のホームページに掲載し、及び」を加え、同項第2号中「掲示された」を「公示された」に、「掲示の期間」を「期間」に、「掲示の要旨」を「公示の要旨」に改める。

(大分市屋外広告物条例の一部改正)

第4条 大分市屋外広告物条例（平成8年大分市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項第1号中「2日間）、」の次に「市のホームページに掲載し、及び」を加え、同項第2号中「掲示された」を「公示された」に、「掲示の期間」を「期間」に、「掲示の要旨」を「公示の要旨」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

市役所前の掲示場への掲示により行う公示等について、市のホームページへの掲載を併せて行うことといたしたく本案を提出する。

議第 40 号

大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第149条第1項ただし書及び第4号、第184条第1項ただし書及び第3号並びに第191条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 4 1 号

大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年大分市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 3 条第 1 3 項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 4 2 号

大分市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部改正について

大分市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例

大分市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例（平成 2 4 年大分市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 2 項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」
に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴
い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 4 3 号

大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年大分市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 1 条第 1 項ただし書及び第 4 号、第 1 6 8 条第 1 項ただし書及び第 3 号並びに第 1 7 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 44 号

大分市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために
必要な基準を定める条例の一部改正について

大分市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために
必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準
を定める条例（平成26年大分市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「保健師」の次に「その他これに準ずる者（以下「保健師等」という。）」を加え、同項第2号中「社会福祉士」の次に「その他これに準ずる者（以下「社会福祉士等」という。）」を加え、同項第3号中「主任介護支援専門員」の次に「その他これに準ずる者（以下「主任介護支援専門員等」という。）」を加え、同条第3項第1号中「保健師」を「保健師等」に改め、同項第2号中「社会福祉士」を「社会福祉士等」に、「主任介護支援専門員」を「主任介護支援専門員等」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域包括支援センターに置くべき職員の範囲を改正いたしたく本案を提出する。

議第 45 号

大分市営住宅条例の一部改正について

大分市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市営住宅条例の一部を改正する条例

大分市営住宅条例（平成9年大分市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 市のホームページ

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

第9条第4項中「第1項の」を「同項の」に改める。

第10条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第19条第2項ただし書中「土曜日、」を「土曜日又は」に改める。

第46条各号列記以外の部分中「者は」の次に「、市長が別に定める場合を除き」を加える。

第47条第1項中「前条に規定する条件を具備する者で、」を削る。

第53条第2項中「とあり、「市営住宅」とあり、及び「住宅」」を削り、「入居」とあるのは「使用」と、「」を「市営住宅の」とあるのは「駐車場の」と、「入居した」とあるのは「使用した」と、「住宅の」に、「使用料」を「駐車場の使用料」と、「家賃の額との」とあるのは「使用料の額との」に改める。

第54条中「とあり、及び「住宅」」を削り、「入居」とあるのは「使用」を「に入居した」とあるのは「を使用した」と、「第42条第1項」とあるの

は「第54条において準用する第42条第1項」と、「入居の」とあるのは「使用の」と、「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」に改める。

別表市営住宅の部中

「

大分市上田町一丁目165番地
大分市上田町一丁目165番地
大分市上田町一丁目165番地

」を

「

大分市上田町一丁目166番地の1
大分市上田町一丁目166番地の1
大分市上田町一丁目168番地の1

」に、

「

大分市大津町二丁目6番地
大分市大津町二丁目6番地

」を

「

大分市大津町二丁目10番地の3
大分市大津町二丁目6番地の2

」に、

「

大分市東浜二丁目11番地

」を

「

大分市東浜二丁目 1 2 番地

」に、

「

大分市明礪町二丁目 2 2 2 番地の 1

」を

「

大分市明礪町二丁目 2 1 8 番地の 1

」に、

「

大分市東鶴崎三丁目 6 0 番地

」を

「

大分市東鶴崎三丁目 6 0 番地の 1

」に、

「

大分市敷戸東町 1 1 7 5 番地の 4 5

」を

「

大分市敷戸東町 1 1 7 5 番地の 4 6

」に、

「

敷戸新 S 5 1 住宅	大分市敷戸新町 2 6 9 番地の 1 2
--------------	-----------------------

」を

「

敷戸新 S 5 1 住宅	大分市敷戸新町 2 6 9 番地の 1
--------------	---------------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

市営住宅の入居者資格について、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 46 号

大分市特定公共賃貸住宅条例等の一部改正について

大分市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例

(大分市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第1条 大分市特定公共賃貸住宅条例（平成6年大分市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「のとき」を「の時」に改める。

第29条各号列記以外の部分中「者は」の次に「、市長が別に定める場合を除き」を加える。

第30条第1項中「前条に規定する条件を具備する者で、」を削る。

第37条中「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」を「使用者」と、「第25条」とあるのは「第37条において準用する第25条」と、「入居の」とあるのは「使用の」に改める。

(大分市地域特別賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 大分市地域特別賃貸住宅条例（平成19年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第35条各号列記以外の部分中「者は」の次に「、市長が別に定める場合を除き」を加え、「の各号の」を「に掲げる」に改める。

第36条第1項中「前条に規定する条件を具備する者で、」を削る。

第42条第2項中「とあり、及び「住宅」」を削り、「家賃」とあり、及び」を「住宅の家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「」に改める。

第４３条中「地域特別賃貸住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」を「地域特別賃貸住宅を」とあるのは「駐車場を」に、「に入居をした」とあるのは「」を「地域特別賃貸住宅に入居をした」とあるのは「駐車場」に改め、「使用の」と」の次に「、「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と、「当該地域特別賃貸住宅」とあるのは「当該駐車場」と」を加える。

（大分市従前居住者用賃貸住宅条例の一部改正）

第３条 大分市従前居住者用賃貸住宅条例（平成１１年大分市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「第１項」を「前項」に改める。

第３３条各号列記以外の部分中「者は」の次に「、市長が別に定める場合を除き」を加える。

第３４条第１項中「前条に規定する条件を具備する者で、」を削る。

第４０条第２項中「とあり、及び「住宅」」を削り、「家賃」とあり、及び」を「住宅の家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「」に改める。

第４１条中「とあり、及び「住宅」」を削り、「」とあるのは「使用」」を「の」とあるのは「使用の」と、「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定公共賃貸住宅等の駐車場を使用する者が具備すべき資格について、例外を定めたく本案を提出する。

議第 47 号

大分市公共下水道条例の一部改正について

大分市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市公共下水道条例の一部を改正する条例

大分市公共下水道条例（昭和43年大分市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「若しくは付随する」を「、若しくは付随する」に改め、同条第3号中「および」を「及び」に改め、同条第6号中「および、」を「並びに」に、「並びに」を「及び」に改める。

第2条の3各号列記以外の部分中「第2条の5」を「第2条の5各号列記以外の部分」に改める。

第8条の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第1項中「築造又は」を「築造し、又は」に改め、同条第2項中「築造および管理をした」を「築造し、又は管理する」に、「築造費および」を「築造費又は」に改める。

第9条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第10条の3第1号中「第34号」を「政令第9条の4第1項第34号」に改め、同条第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第15条第1項中「および」を「及び」に改める。

第19条の5第1項中「（明治29年法律第89号）」を削る。

第22条第2項各号列記以外の部分中「たいし」を「対し」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 48 号

大分市総合計画の策定について

大分市総合計画を次のように定める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市総合計画

未来へつなぐ おおいたビジョン2034

～ウェルビーイングな社会の実現に向けて～

誰もが“幸せ”を実感できるまち
O I T A

大分市総合計画

基 本 構 想

第1 目的

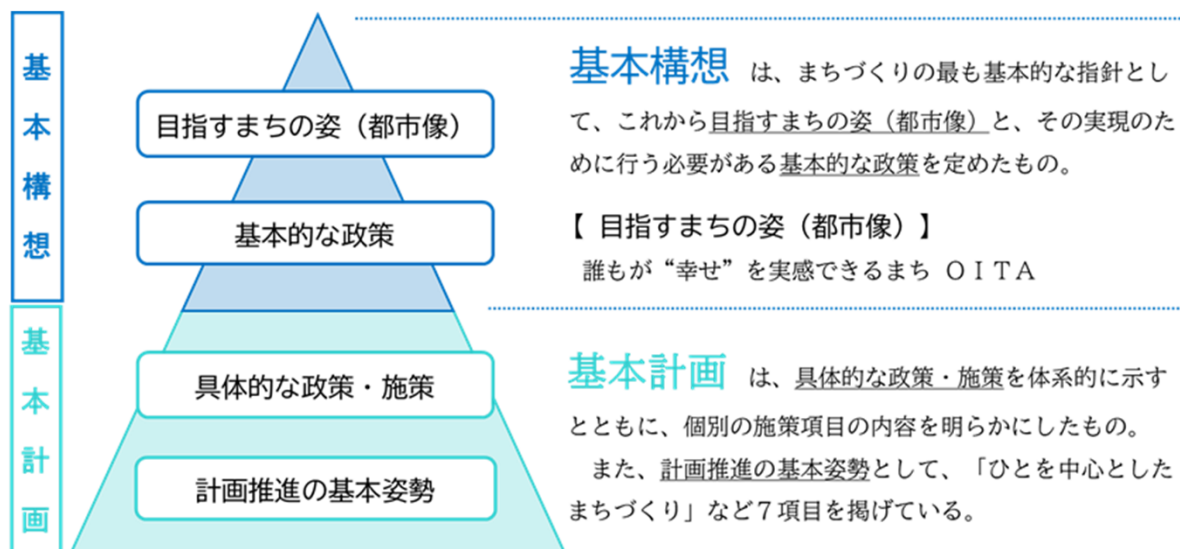
この基本構想は、これから本市が目指すまちの姿（都市像）と、それを実現するために行う必要がある対策（基本的な政策）を定めるものです。

本市は、1971（昭和46）年に「大分市総合開発計画」を策定して以来、7次にわたる改定を行い、それぞれの時代に即した基本構想を策定し、福祉、教育、文化、産業、防災、環境、都市基盤など各分野における諸施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。この間、2012（平成24）年には、市民主体による自治の実現を図ることを目的に制定した「大分市まちづくり自治基本条例」において、総合計画が行政運営を行う上での最上位の計画として位置付けられ、市が行う施策の方向性を定める指針として策定することが義務付けられました。

こうしたなか、わが国の人口は2008（平成20）年をピークに減少局面に入り、本市の人口も、加速する少子高齢化の波を受け、2016（平成28）年をピークに減少に転じ、地域経済の停滞や地域コミュニティの弱体化など、都市の活力低下を招く看過できない問題の対応を迫られています。

また、本市は、先人から受け継いできた都市の個性や特性を守り育てるとともに、県都として、九州の中核を担う都市として広域的な発展をけん引する役割を担っています。

これらを踏まえ、この基本構想においては、市民の幸せな暮らしの実現に向け、総合的かつ計画的な行政運営の指針を定め、新たな目標と発展の方向性を明らかにすることとします。



第2 基本構想の期間

この基本構想の期間は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までとします。

第3 大分市の特性

1 自然特性

○ 位置

本市は、アジア太平洋諸国に近接し、九州の東端、東九州軸の北部、瀬戸内海の西端に位置し、県の扇状領域の要に当たり、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市及び竹田市に接し、九州でも有数の広い市域を有しています。

○ 地勢

本市の地勢は、高崎山をはじめ鎧ヶ岳、樅木山などの山々が連なり、市域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれています。また、これらの山々を縫うように一級河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したりアス式海岸で天然の良港となっています。

このように、海、山、川のすべてがそろい、自然と都市が共存する優れた都市環境を有しています。

○ 野生生物

本市の植生は、佐賀関半島から大野川以東にかけてシイ群落が、大野川以西ではアラカシ群落が優勢となっており、東西で異なる分布を示しています。また、天然記念物は、高崎山のサル生息地、柞原八幡宮のクス、高島のウミネコ営巣地とビロウ自生地、オオイタサンショウウオなどが指定されており、野生生物の生息環境に恵まれています。

2 歴史特性

○ 歴史的特徴

縄文時代から現代まで、瀬戸内ルートを主幹にした「海の道」を媒介に歴史を刻んだ東九州の要地です。

また、古代・豊後国府以来、現代まで1300年にわたり県都としての役割を担っています。

● 先史～古墳時代

西日本屈指の縄文遺跡である横尾貝塚では、海を介した黒曜石の交易の跡が見つっています。また、古墳時代の大分は、県下最大級の前方後円墳・亀塚古墳や築山古墳などに代表される古墳が別府湾南岸沿いに数多く遺されていることから分かるように、豊後における古代勢力形成の中核となっていたことがうかがえます。

加えて、「壬申の乱」での勲功者・大分君恵尺のものと推定される九州唯一の畿内型終末期古墳・古宮古墳に象徴されるように、東九州地域において畿内（中央）文化の影響が最も濃厚に及びました。

● 古代・奈良時代

古代大分は「豊後国風土記」に広々とした美田・碩田の美称で記されているように、豊かな米の生産の地であるとともに、全国に建立された64か国の国分寺のなかでも3指に入る壮大な七重塔を持った豊後国分寺が造営されました。

● 古代・平安時代

大分元町石仏、高瀬石仏、曲石仏などに代表される磨崖仏文化が大分川流域を中心に広く展開され、また、豊後一の宮が置かれ、神仏混淆の精神文化が展開されました。

● 中世・戦国時代

九州北部に大きな勢力を築いた戦国大名大友宗麟は、聖フランシスコ・ザビエルを豊後府内に招き、海外との貿易を積極的に進めました。府内のまちは海外の品々があふれ、異国の人々が行き交い、西洋の医学、天文学、音楽、演劇をはじめとする南蛮文化がいち早く花開き、日本を代表する国際色豊かな貿易都市として繁栄しました。

● 近世・江戸時代

府内藩の城下町のほか、熊本藩の港町鶴崎・佐賀関や宿場町野津原、岡藩の港町三佐や宿場町今市、臼杵藩の在町戸次、延岡藩の代官所があった千歳、幕府領の高松など小藩分立のなか、独特の地域が形成されました。

● 近現代

明治以降、幾度かの市町村合併により現在の本市が形成されてきました。その経緯から、旧市町村の拠点であった地区は現在も地区拠点としての機能を持ち、その地区拠点を中心に地域が形成されています。

市全体としては、新産業都市※として、鉄鋼、石油化学、銅の精錬など重化学工業を中心に発展し、近年では、IT 関連の企業が進出するなど、さまざまな産業が集積しています。

鉄道3線に加えて高速道路の整備が進み、県内外からの主要幹線道が合流しており、豊後水道を経由して内外に通じる海上交通の発達と相まって、東九州における拠点都市として発展を続けています。

【用語解説】

※ 新産業都市：

1962（昭和37）年に制定された新産業都市建設促進法により、工業開発拠点に指定された地域。地方での工業開発を図り、大都市圏への人口・産業の集中の防止と地域格差の是正を目的に指定。

第4 大分市を取り巻く社会情勢と課題

1 加速する少子高齢化と人口減少

わが国の人口は2008（平成20）年をピークに減少し始め、国立社会保障・人口問題研究所によると2070年には8,700万人になると推計されています。その主な要因として出生数の急速な減少が挙げられ、厚生労働省の「人口動態統計」によると、2015（平成27）年に100.6万人であった年間出生数は、2023（令和5）年には72.7万人となり、国の将来推計より速いペースで少子化が進行しています。一方で、世界に先行する形で高齢化が進展しており、総務省の人口推計によると、65歳以上人口の割合は2023（令和5）年に29.1%となり、世界で上位に位置しています。

本市の人口は2016（平成28）年の478,586人をピークに減少が続き、本市の人口の将来推計をまとめた「大分市人口ビジョン」によると、2070年には35万人になると推計されています。本市の出生数は2014（平成26）年以降、減少傾向が続き、2023（令和5）年は3,249人と、2015（平成27）年の4,281人と比較すると24.1%減少しています。その背景には、若年層の就職等に伴う大都市圏への流出、未婚化・晩婚化の進展等があり、それによりさらに出生数が減少し、少子化に拍車がかかっている状況です。

一方で、本市の65歳以上人口の割合は、年々増加しており、「大分県の人口推計報告」によると、2024（令和56）年に29.1%となり、今後も高齢化が一層進行する見込みです。

さらに、各自治体で人口減少対策に係る取組が活発に行われるなど、都市間競争が激化しており、大都市をはじめとした他都市への人口流出による社会的な人口減少の加速化も懸念されます。

こうしたなか、医療や福祉、農林水産業等の各産業分野における担い手不足や高齢化、地域公共交通をはじめとするインフラの維持困難、社会保障関係費の増大などが深刻な問題となっています。

このような問題に対し、結婚や出産、子育てしやすい環境づくりに地域や企業など社会全体で取り組んでいくこと、若者がその能力や行動力を十分に発揮できる環境を整備していくこと、高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で豊かに暮らすことができるようにすること、地域の特性を生かした移住・定住の促進や関係人口※の増加を図るための環境を整備していくこと、誰もが地域のニーズに応じて活躍できる「地域の支え手」となる仕組みを構築することが求められています。

【用語解説】

※ 関係人口：その土地に住んでいる、または移住した「定住人口」でなく、観光などで訪れた「交流人口」でもない、居住地と離れた地域を行き来して、地域の人々と多様に関わる人々のこと。

2 地域におけるつながりの希薄化

地域コミュニティ※は、住民同士が強い絆で結ばれ、お互いに支え合い、地域の秩序を保つ一方で、こどもを温かく見守り、世代間交流が行われるなど、市民一人ひとりが豊かな生活を送るための重要な役割を担っています。

急速な少子高齢化の進展や単独世帯の増加、価値観やライフスタイルの変化などにより、地域でのつながりが希薄化し、地域コミュニティ機能が次第に低下しています。

地域コミュニティの役割が機能しなくなること、必要な支援を受けることができず、社会的に孤立してしまう人が出てくるなど、地域における安全・安心の確保が危ぶまれます。

こうしたなか、住民や自治会、NPO、ボランティア団体、学生団体など多様な主体との連携に加え、住民同士が共助の精神でつながる地域コミュニティの活性化を後押しし、活力と魅力ある地域社会を若い世代へとつなげていくことが求められています。

【用語解説】

※地域コミュニティ：一定の地域において、その地域の発展を目指し、あるいは、地域の課題を解決するという共通の意識のもとに、協力し、助け合いながら自主的・自発的に活動する人々の集団。自治会やこども会、地域活動団体など地域に居住する人々によって組織される団体、地域の発展や課題解決のための活動を行う限りにおいては、NPO、ボランティア団体なども含む。

3 安全・安心な社会への意識の高まり

かつてない豪雨や大規模地震など、全国各地で自然災害が発生し、大きな被害をもたらしています。また、近い将来には南海トラフ巨大地震などの発生も予想されており大規模災害への備えが必要となっています。さらに、国内では2020（令和2）年に発生した新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックや、特殊詐欺等の多様化する悪質な犯罪など、市民の日常生活を脅かす事案により、人々の安全・安心な社会への意識はますます高まっています。

災害や犯罪などを未然に防止し、市民の生命と財産を守ることはまちづくりの原点です。行政による公助を中心とした危機管理体制や強靱な都市基盤を整備するとともに、家庭やコミュニティの地域防災力や防犯対策の強化、学校での防災・防犯教育など、市民一人ひとりが地域のさまざまなリスクを認識し、自助、共助の意識を高めることで、防災・減災や防犯の取組を充実させる必要があります。

4 ライフスタイル※の多様化

「物質的な豊かさ」よりも「精神的な豊かさ」を重視する人々が多い現代社会では、モノやお金への考え方や家族の在り方、働き方などのライフスタイルが多様化し、一人ひとりの個性や考え方を尊重する意識が高まっています。

このようななか、多様な価値観を認め合い、年齢や性別、国籍や障がいの有無に関わらず、誰もが生涯にわたり、個性と能力を発揮し、さまざまな場面で活躍できる社会の実現が求められています。

【用語解説】

※ライフスタイル：人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

5 デジタル化の進展

近年、5G※、IoT※、AI※などのデジタル技術が急速に発展し、わたしたちの日常生活のなかでもテレワークやオンラインサービスなど、新たな働き方や暮らし方が普及してきています。

一方、新型コロナウイルス感染症への対応において、国・地方の双方で行政におけるデジタル化の遅れなど、デジタル環境をめぐるさまざまな課題が浮き彫りになりました。

デジタル技術の活用により、新たなサービスの創出や価値観の変化がもたらされるなか、それに伴う個人情報の保護や情報セキュリティの強化、情報格差の是正などに配慮し、誰もがいつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を受けることができ、安全で快適に暮らせる社会の構築が求められています。

【用語解説】

※ 5G：第5世代移動通信システム（5th Generation）と呼ばれる通信規格のこと。これまでの通信規格と比較して、高速・大容量、超低遅延、多数同時接続が可能な移動体無線通信システム。

※ IoT：Internet of Thingsの略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※ AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。

6 グローバル化の進展

情報通信技術の進歩や交通手段の発達により、人、物、情報の国際的移動が活性化され、企業の国際的な競争の激化、インバウンド※需要の高まりによる外国人旅行者の増加、さらには深刻化する生産年齢人口の減少に対応するための外国人労働者の受け入れなど、社会経済活動のグローバル化が拡大しています。

こうした状況に対応するため、語学力のみならず、相互理解や価値創造力、社会貢献意識などを持ち、世界で活躍できる人材の育成、地域資源や観光資源等の魅力を世界に向けて積極的に情報発信する取組、そしてあらゆる国籍の人々が安心して暮らし、活躍することができる多文化共生社会の構築が求められています。

【用語解説】

※インバウンド：外から中へ入ってくるという意味があり、「外国人が自分の国を訪れること」あるいは「外国人旅行者」を指す。

7 脱炭素社会※の実現に向けた取組の広がり

地球温暖化は、気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などさまざまな気候の変化を引き起こしています。このような気候変動によって洪水などの自然災害の増加、生態系への影響、食料生産や健康など人への影響が生じています。

国は、気候変動対策における世界的な動向を踏まえ、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル※」を宣言しました。また、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。こうした状況のなか、脱炭素社会を目指す動きは自治体にも広がり、本市においても、2021（令和3）年に「2050年ゼロカーボンシティ※」を宣言しています。

本市は、新産業都市の指定を受けて以降、大規模な工場やコンビナートが立地する都市として発展を遂げ、高い産業力を誇る一方で、県内の温室効果ガス排出量の約8割を占めていることから、脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政の各々が主体となって進める地球温暖化対策を示すとともに、それらの取組を着実に推進していくことが求められています。

【用語解説】

※脱炭素社会：化石燃料への依存度を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化などを図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のこと。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成を目指す。

※ゼロカーボンシティ：2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らがまたは地方自治体として公表した地方自治体

8 行財政改革の推進

急速に進む少子高齢化や人口減少などにより、本市においても、歳入の根幹をなす市税の大幅な増収が期待できない一方、扶助費をはじめとする社会保障関係費や老朽化が進む公共施設等の維持管理及び更新経費等の増加が見込まれています。

その結果、毎年度、継続的に収支不足が生じるとともに、臨時的な財政需要に対して十分な余裕のない状態が続くことで、財政の硬直化が今後ますます深刻となることが懸念されており、次世代への責任の視点に立って改革を進め、財政を健全化することが強く求められています。

新たな行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するとともに、将来にわたって、質の高い行政サービスを安定的に提供していくためにも、これまで以上に、財源や人材などの限られた行政資源の有効かつ効率的な活用を図り、持続可能な行財政運営を確立していく必要があります。

第5 構想の前提となる都市の枠組み

1 将来の人口の予想

日本全体の人口が2008（平成20）年をピークに減少を続けるなか、本市の人口も2016（平成28）年をピークに減少を続けています。

こうした人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向として人口の将来展望を示すため、本市では、「大分市人口ビジョン」を策定し、基本構想の目標年度である2034（令和16）年の将来推計人口を461,000人と想定しています。

2 今後の土地利用の方向

本市では、新産業都市建設に伴う急速な人口増加と市街地の拡大に対応するため、公有水面埋立事業、土地区画整理事業、民間団地開発事業等の面的整備により、農地や山林等の自然的な土地利用から住宅・店舗・工業用地等を主体とした都市的な土地利用への転換が大幅に進められてきました。

一方、今後の土地利用においては、急速な少子高齢化・人口減少の進展、近い将来に発生が予想される大規模地震や近年頻発・激甚化する風水害など、都市を取り巻く環境の変化等を的確にとらえ、各地域の特性を踏まえた対応が求められています。

既に都市的な土地利用がなされている土地については、極力その土地の有効利用を促進するとともに、自然的な土地利用がなされている土地については、自然環境を保全することを原則とし、今後、都市的な土地利用への転換等を行う場合には、周辺の自然環境や生物多様性、防災性、その他土地条件に与える影響等を勘案する必要があります。

また、山間部等、過疎化の進む地域においては、生活基盤を整備し、地域の活性化を図ることが求められており、地域の実情に応じた土地利用を進めなければなりません。

このようなことから、市民の地域への誇りと愛着を醸成し、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らすことのできるまちを目指し、各地域の自然的、歴史的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した土地利用を推進していくことが必要となります。

その中で、今後の産業の見通しを考慮した産業機能の強化や雇用の創出、地域経済の活性化等に資する土地利用の推進も重要な要素となります。

3 大分市の果たす役割

本市は、古代より東九州の要地として、地理的にも歴史的にも重要な役割を担ってきました。戦後の高度経済成長期以降、新産業都市の建設を機軸に幅広い産業が展開され、国内有数の産業都市として飛躍的な成長を遂げ、県全体の産業を支えてきました。

また、従来から本市は九州と関西・四国地方を結ぶ海上交通の拠点であり、九州の東の玄関口としての役割を担うなか、近年は東九州自動車道の開通、中九州横断道路の整備、大分港の機能拡充により、九州各都市を結ぶ交通・物流の結節点としての役割が高まってきており、九州の中核都市として確たる地位を築いています。

さらに、政治、経済のみならず情報、教育、文化、芸術、福祉、医療などさまざまな都市機能の集積が進み、広域的に見ても市民生活や企業活動の基盤が整備された拠点都市として主導的な役割を果たしています。

今後、人口減少・少子高齢化の更なる進展、ライフスタイルの多様化、デジタル化の進展、脱炭素社会への移行などさまざまな時代の流れのなかで、ますますこうした地位と役割にふさわしいまちづくりが求められています。

本市としては、こうした諸情勢を踏まえ、周辺自治体との連携、役割分担のなかで、市民の創意と英知を結集し、高次の都市機能の拡充を図り、県都として広域的な発展をけん引するとともにアジア太平洋地域のなかで拠点性を発揮できる都市として先導的な役割を果たしていく必要があります。

第6 目指すまちの姿（都市像）

— 未来の大分市をどのようなまちにするか — それは、わたしたち市民一人ひとりの、自分のまちへの思いの結晶であり、同時に、今を生きるわたしたちの思いを次の世代に引き継ぎながら、将来の夢の実現に向けてともに考え行動し続けるなかで見えてくるものです。

すべてのひとが、身体的・精神的・社会的にも満たされ、誰もが“幸せ”を実感することができる、ウェルビーイング※な社会を実現するために、わたしたち市民が目指すまちの方向性をまとめました。

◎ 目指すまちの方向性

1 豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

人口減少・超高齢社会において、安心してこどもを産み育てることができ、未来を担うこどもたちが健やかに成長できる環境を築いていくことは何より重要です。

また、次代を担う若者をはじめ、すべての人が、本市に「住みたい」「住んでよかった」と思えるために、一人ひとりの個性が尊重され、生涯にわたって学び、文化・芸術・スポーツに親しむことによって、豊かな心をはぐくみ、ふるさとの誇りを持ち、成長し合い、いきいきと暮らすことができるまちを目指します。

2 共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

市民一人ひとりが人権を尊重して多様性を認め合い、お互いに支え合い、助け合う共生社会を実現することが、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちへの第一歩です。

行政がその基盤づくりやサポートを積極的に行うとともに、市民や地域、関係機関と一体となって、日常生活を脅かす災害や交通事故、犯罪等から市民の生命・財産を守り、安全・安心な社会の実現を目指します。

【用語解説】

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

3 新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

誰もが未来に挑戦し、持続可能な社会をつくりあげていくために、道路、上下水道施設など都市の基盤となるインフラの効率的な整備や農林水産物の安定的な供給、企業の成長や雇用の創出など、今の時代を生きるすべての市民の生活基盤を整えることが必要です。

また、カーボンニュートラルの実現や自然・歴史・文化に配慮したまちづくりを進め、未来への責任を果たすことが求められています。

その上で、デジタル技術をはじめとした最新技術の活用や本市の拠点性を地域間連携に生かすことにより、社会・経済・産業など多方面に相乗効果とイノベーション※を生み出し、活力とにぎわい、個性があふれ、未来への挑戦を後押しするまちを目指します。

【用語解説】

※イノベーション：革新的な技術や発想により新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらすこと。

これまで先人から受け継いできたまちの個性や特性を守り育てながら、新たなまちの活力や価値を生み出し、次の世代へまちづくりのバトンをつないでいく必要があります。わたしたち大分市民は、この3つの目指すまちの方向性を胸に抱き、幸せを実感できる未来への思いを一つにして、たゆまぬ歩みを続けながら、新しい時代にふさわしいまちづくりを進め、市民一人ひとりの幸せな暮らしを追求していきます。

ここに、大分市の目指すまちの姿（都市像）を掲げ、その実現に向けて、ひとを中心としたまちづくりを進めていきます。

目指すまちの姿（都市像）

誰もが “**幸せ**” を実感できるまち OITA

第7 基本的な政策

目指すまちの姿（都市像）の実現を目指し、3つの「基本的な政策」を掲げ、それに沿った各種施策を展開することとします。

1 豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

- 安心してこどもを産み育てることができる環境を整え、社会全体でこどもの健やかな成長を支える社会をつくれます。
- 未来を担うこどもたちの「確かな学力」「豊かな人間性と社会性」「健やかな心身」をバランスよく育成するとともに、豊かな個性を尊重し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくみます。
- 誰もが生涯にわたって主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむとともに、ふるさとに誇りを持ち、地域との一体感がある、活力に満ちた社会をつくれます。
- 外国にルーツを持つ人々も暮らしやすく、多彩な国際交流や国際協力により多様性に満ちた魅力あるまちづくりを進めます。

2 共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

- 市民一人ひとりが人権を尊重し、お互いに認め合い、誰ひとり取り残されない社会を目指します。
- 誰もが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、助け合いながら、健やかに安心して暮らすことができる地域社会をつくれます。
- 市民、地域、行政及び関係機関が一体となって防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを進めるとともに、消防・救急体制の充実やあらゆる犯罪の撲滅を目指し、市民の生命・財産を守ります。

3. 新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

- 道路や水道などのインフラが効率的・安定的に整備され、多極ネットワーク型集約都市※として、利便性の高い公共交通ネットワークの構築や自然・歴史・文化等に配慮した計画的な都市骨格の形成により、地域間の連携や交流が促進されるまちづくりを進めます。
- 企業の成長や創業を支え、雇用の創出や競争力向上を実現するとともに、持続可能な農林水産業の発展や東九州の物流拠点としての役割強化、地域資源を活用した魅力づくりにより、活力とにぎわい、個性があふれるまちづくりを進めます。
- 市民、事業者、行政が連携して、カーボンニュートラルの実現と循環型社会形成を目指し、人と自然が共生する豊かなまちを目指します。
- さまざまな分野での新たな挑戦や人材育成を後押しするためにデジタルトランスフォーメーション※を推進するとともに、市民サービスの向上と行政事務の効率化を目指し、行政DXに積極的に取り組みます。

【用語解説】

※多極ネットワーク型集約都市：都市の中の多様な魅力を複数の拠点として集約し、それを利便性の高い公共交通を中心とする多様な交通手段で連携させた都市。

※デジタルトランスフォーメーション（DX）：デジタル技術を活用して、業務プロセスだけでなく、組織や組織の文化・風土をも改革すること。

大分市総合計画

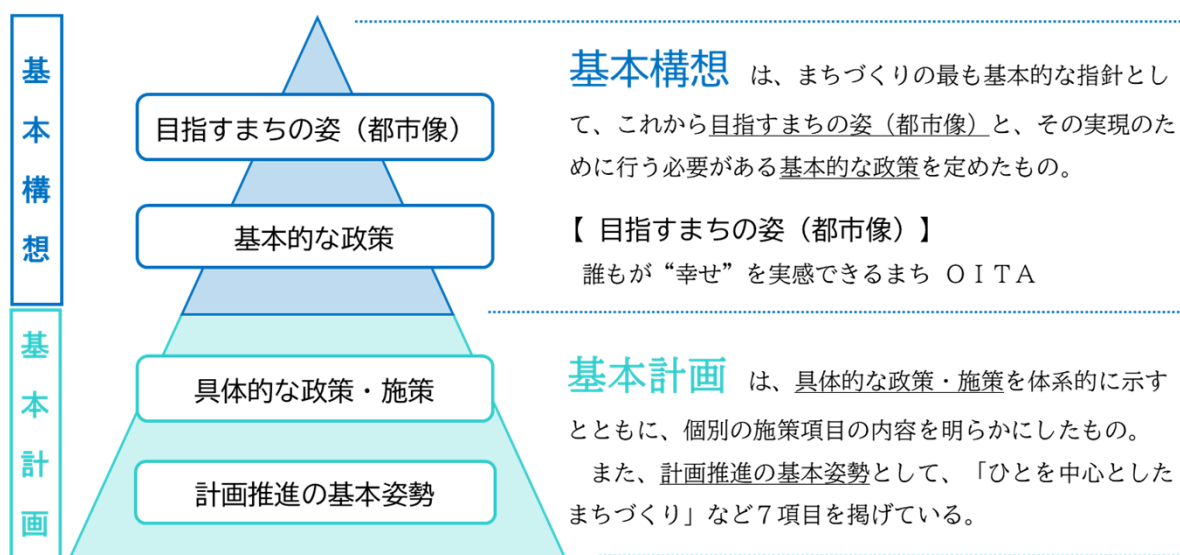
基本計画 総論

第1章 基本計画の目的

本市は、基本構想において目指すまちの姿（都市像）として掲げた「誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA」の実現を目指し、まちづくりを進めていきます。

また、その実現のために3つの基本的な政策を掲げ、そこから導き出された各種の具体的な施策を進めることで、総合的かつ計画的な行政運営を行っていきます。

この基本計画では、基本構想で定める基本的な政策とそれに基づく具体的な各種施策の関係を体系的に示すとともに、個別の施策項目の内容を明らかにすることとします。



第2章 基本計画の期間と対象

第1節 計画の期間

この基本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までとします。

第2節 計画の対象区域及び範囲

この基本計画に基づいて各種施策を行う区域は、大分市区域としますが、生活圈や経済活動の広域化等により広域的配慮を必要とするときは、関係自治体の区域についても含めるものとします。

また、この基本計画に掲げる施策の範囲は、市が主体となる事業にとどまらず、必要に応じて、国、県、事業者などが主体となる事業も含めるものとします。

第3章 基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項）

第1節 人口

（1）総人口

本市の総人口は、2020（令和2）年国勢調査によると、475,614人です。1963（昭和38）年からの動きを見ると、新産業都市建設が本格化した1965（昭和40）年以降、急速な人口増加をたどり、1965（昭和40）年から1975（昭和50）年までの10年で93,820人増加しました。

その後、日本経済が安定成長となったことから新産業都市建設も安定期に入り、1975（昭和50）年から1985（昭和60）年までの10年では69,859人増加し、以降増加を続けながらも、増加数は漸減傾向にありました。そして、近年では、2015（平成27）年から2020（令和2）年までの5年間で2,532人減少し、初めて前回の国勢調査結果を下回りました。

今後の人口について、2020（令和2）年の国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が2023（令和5）年に公表した推計によると、本市の人口は、2025（令和7）年には471,405人、2030（令和12）年には463,901人とされ、その後も減少数が増大していくことが見込まれています。さらに、2050（令和32）年の総人口は、415,875人で、2020（令和2）年と比べると約60,000人減少するとされるなか、生産年齢人口（15歳～64歳）は約64,000人減少する一方、老年人口（65歳以上）は約21,000人増加する見込みとなっています。

このような人口構造の変化により、生産年齢人口の減少による税収減、老年人口増加による社会保障関係費の増嵩が想定され、生産年齢世代の負担増大や本市の財政状況のさらなる逼迫が懸念されます。

「大分市人口ビジョン」では、自然減抑制と社会増の両面から人口減少対策に取り組むことにより、2070（令和52）年の総人口を386,000人程度とする将来展望を目指すなかで、基本計画の期間である2029（令和11）年度末の本市の人口は468,000人と想定します。

（２）世帯数

本市の世帯数は、2020（令和2）年国勢調査によると、209,539世帯であり、1963（昭和38）年から増加を続けています。2020（令和2）年以降においても、毎年10月1日における住民基本台帳に登録された世帯数は前年より増加しており、世帯数の増加傾向が続いています。

一方、一世帯当たりの人員は、1965（昭和40）年に4.05人であったものが、核家族化の進行、出生数の減少などにより2020（令和2）年には2.27人にまで減少しました。

（３）年齢構成

本市の人口における年齢別の構成比を見ると、近年では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

2020（令和2）年における総人口に対する老年人口の割合は27.6%ですが、社人研の推計では、2050（令和32）年に36.7%へ9.1ポイント増加する見込みとなっており、高齢化率の急速な高まりが予想されています。

（４）出生数及び合計特殊出生率※

本市の出生数は、厚生労働省の「人口動態統計」※によると、2018（平成30）年以降は4,000人を切る状況が続いており、2023（令和5）年では3,249人まで減少しています。また、厚生労働省の「人口動態統計」を基に本市が独自に集計し公表している合計特殊出生率は、2016（平成28）年の1.62以降減少傾向にあり、2023（令和5）年は1.38となっています。

「大分市人口ビジョン」では、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現に向けた取組をさらに充実させることにより、出生数の減少に歯止めをかけることで、2029（令和11）年度の合計特殊出生率を1.63と想定します。

【用語解説】

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

※厚生労働省「人口動態統計」：出生、死亡、婚姻、離婚、死産の数を厚生労働省がまとめる統計。

統計期間は1月1日から同年12月31日まで。

（５）人口動態※

「大分県の人口推計報告」※によると、本市の自然動態※は、2016（平成28）年までは出生数が死亡数を上回っていたため、自然増となっていました。しかし、2017（平成29）年に死亡数が出生数を上回り自然減に転じ、2024（令和6）年では2,260人の自然減となりました。今後も、出生数の大幅な増加は見込めないなか、老年人口の増加に伴い死亡数は増加していくことが予想されることから、自然減が続くことが見込まれます。

一方、社会動態※を見ると、近年は、2018（平成30）年を除き転入者が転出者を上回る社会増が続いています。

なお、2017（平成29）年には、自然減が社会増を上回ったことにより、本市で初めて人口減となり、以降、人口減少が続いています。

【用語解説】

※人口動態：自然動態と社会動態を合わせた人口の動きをいう。

※「大分県の人口推計報告」：当年10月1日現在の大分県の推計人口及び前年10月1日から当年9月30日まで一年間の大分県の人口移動の状況を大分県が収録したもの。

※自然動態：一定期間における出生及び死亡に伴う人口の動きをいう。

※社会動態：一定期間における転入及び転出に伴う人口の動きをいう。

（６）昼間人口等

周辺市町村との通勤・通学等による流入超過昼間人口は漸減傾向にあり、2020（令和2）年では6,100人程度となっています。今後も、教育・文化・医療・交通などの拠点機能の集積、日常生活圏の拡大、広域的な連携と交流などから、昼間人口が夜間人口（常住人口）を上回る流入超過は続くと予想されます。

第2節 経済

(1) 産業別総生産

県の「令和3年度大分の市町村民経済計算（令和6年版）」によると、本市の市内総生産は、2011（平成23）年度に対して2021（令和3）年度は、13.7%増加しました。

この間、産業別にみると、第1次産業が減少傾向にあるなか、第2次産業は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、第3次産業は2017（平成29）年度以降は減少傾向にありました。

産業構造に占める割合では、第1次産業は0.4%から0.2%、第3次産業は64.9%から61.3%へ減少となったのに対し、第2次産業は34.2%から37.8%へ増加となっています。

また、2021（令和3）年度の本市の市内総生産は、県総生産の50.8%を占め、県全体をリードしています。

(2) 就業者

第1次産業の就業者数は、1965（昭和40）年から2020（令和2）年の間に、21,571人から3,817人と17.7%まで減少しました。全産業に占める割合も、1965（昭和40）年の21.2%から、1980（昭和55）年には4.5%、2020（令和2）年には1.8%にまで低下するなど、大幅な減少を示しています。

また、第2次産業の就業者数についても、全産業に占める割合は1975（昭和50）年の30.8%をピークに減少傾向にあり、2020（令和2）年には22.0%となっています。

これに対し、第3次産業の就業者数は、大きく伸びており、2005（平成17）年から2020（令和2）年の15年間においても5,043人増加し、全産業に占める割合も76.2%となっています。今後も産業別就業者数については、同様の傾向が続くと予想されます。

(3) 市財政の概要

わが国の景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しており、先行きについては、雇用・所得環境が改善するなかで、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外景気の下振れや物価上昇、金融資本市場の変動によるリスクが懸念されています。

また、国と地方の長期債務残高は、令和5年度末には約1,285兆円と、GDPの2倍以上に膨らみ、なおもさらなる累増が見込まれており、少子高齢化の進展と人口減少も相まって、その償還が将来世代の大きな負担となることが懸念されるなど、国、地方の財政は深刻な状況にあります。

本市においても、人口減少が進むなかで、歳入の根幹をなす市税の大幅な増収は期待できず、歳出面では、少子高齢化の進展により扶助費をはじめとした社会保障関係費が年々増加するとともに、老朽化が進んでいる公共施設の維持管理、更新への対応など多くの課題を抱えています。

2024（令和6）年10月に公表した「財政収支の中期見通し」では、このような影響を考慮した上で、2028（令和10）年度までの見通しを試算しましたが、依然として収支不足が続き、主要3基金※の残高は33億円まで減少する見込みとなっています。

このような大変厳しい財政状況のなかで、多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握し、少子化対策をはじめ、地域経済の振興、防災・減災対策など基礎自治体が果たすべき施策を着実に展開していくためには、これまで以上に効率的かつ安定的な財政運営が不可欠であり、限られた財源を最大限活用するとともに、市税をはじめとしたあらゆる歳入の積極的な確保に努めていかなければなりません。

【用語解説】

※主要3基金

- ・ **財政調整基金**：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金
- ・ **減債基金**：市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金
- ・ **市有財産整備基金**：市有財産の整備、維持管理及び処分資金に充てるための基金

第3節 土地利用

本市の土地利用は、新産業都市建設の進展に伴い、臨海工業地帯の造成や後背地の整備が進み、また、都心に隣接した丘陵地や幹線道路に沿った郊外部においても大規模な開発行為が行われ、多彩な変貌を遂げてきました。

2023（令和5）年時点の土地利用の状況は、農用地7.6%、森林48.6%、水面・河川・水路5.1%、道路5.7%、住宅・商業・工業用地14.9%、その他18.2%となっており、自然的土地利用の比率が高く、豊かな自然環境に恵まれているなか、都市的土地利用への転換も進んでいます。

近年では、大分駅南土地区画整理事業の完了等により、中心市街地やその周辺部におけるマンション建設など都市型住宅の立地が進んでいます。

一方、人口減少、少子高齢化の進展に伴って、空き家・空き地など低・未利用地の点在やこれに起因する地域コミュニティ機能の低下など、都市の低密度化が懸念されています。

また、東日本大震災や能登半島地震などの被災事例を踏まえると、家屋倒壊などの直接的な被害はもとより、被災後の復興の遅れに伴う人口の流出や企業活動への影響等による都市の衰退が危惧されています。

今後の土地利用に当たっては、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりを念頭に、効率的かつ健全な都市の発展に資する土地利用の促進とあわせて、地域コミュニティの活性化を後押しすることで、中心市街地や各地区拠点を中心とした地域の魅力の向上や機能充実、防災性の強化等を図ることが必要となります。

また、良好な景観は、現在及び将来における市民の資産であり、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、これらが調和した土地利用を図ることが求められています。

さらに、九州の東の玄関口として、また、九州各都市を結ぶ交通・物流の結節点として、都市機能の高度化や魅力の向上等に寄与する土地利用が期待されます。

第4章 まちづくりに関する市民の意識

2023（令和5）年11月から12月にかけて実施した大分市民意識調査の結果によると、「大分市総合計画（おおいた創造ビジョン2024）」に掲げる42の施策のうち重要度の高い施策は、「子ども・子育て支援の充実」「防災・危機管理体制の確立」「犯罪のないまちづくりの推進」「安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実」「消防・救急体制の充実」など、福祉や雇用、安全・安心などの生活に密着した施策となっています。

一方、満足度が低い施策は、「交通体系の確立」「安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実」「子ども・子育て支援の充実」などとなっています。

2023（令和5）年10月から11月にかけて実施した新たな総合計画等の策定に向けた若者アンケート調査の結果によると、現在の本市に不足しているもの、10年後の本市に期待することについては、ともに「子育てを支援する制度や環境」「公共交通機関の利便性」「魅力ある就業先や雇用環境」「地域やまちのにぎわい」などが上位になっています。

加えて、市政に若者の意見が反映されていると思っている割合は25％程度にとどまっている一方で、若者の声を届ける場があれば利用したいと思っている割合は59.1％となっています。

これからのまちづくりを進めるに当たっては、時代の潮流と市民ニーズを的確にとらえるとともに、次代を担う若者をはじめ地域住民が意見交換する場等を通じて、柔軟に市民意見を取り入れながら、各施策の展開を進める必要があります。

第5章 基本的な政策の体系

基本構想に掲げた3つの基本的な政策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な政策とその実施のための施策を展開します。

3つの基本的な政策 (19政策・41施策)

(5政策・7施策)

(6政策・16施策)

(8政策・18施策)

第1部 豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち	第2部 共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち	第3部 新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち
第1章 こども・子育て支援の充実	第1章 地域コミュニティの活性化	第1章 DXの推進
第2章 豊かな人間性の創造	第2章 人権尊重社会の形成	第2章 快適な生活環境の確立
第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実	第1節 人権教育・啓発の推進	第1節 脱炭素社会の実現に向けた取組
第2節 こどもたちの学びを支える教育環境の充実	第2節 男女共同参画社会の実現	第2節 循環型社会の形成
第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興	第3章 社会福祉の充実	第3節 公害の未然防止と環境保全
第3章 スポーツの振興	第1節 地域福祉の推進	第4節 豊かな自然の保全
第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信	第2節 高齢者福祉の充実	第3章 活気ある商工業・流通の展開
第5章 国際化の推進	第3節 障がい者（児）福祉の充実	第1節 商工業・サービス業の振興
	第4節 社会保障制度の充実	第2節 流通拠点の充実
	第4章 健康の増進と医療体制の充実	第4章 特性を生かした農林水産業の振興
	第1節 健康づくりの推進	第1節 農業の振興
	第2節 地域医療体制の充実	第2節 林業の振興
	第3節 清潔で安全な生活環境の確立	第3節 水産業の振興
	第5章 防災・減災力の向上	第5章 魅力ある観光の振興
	第1節 防災・減災・危機管理体制の確立	第6章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実
	第2節 流域全体の関係者で行う災害対策等の推進	第7章 快適な都市構造の形成と機能の充実
	第6章 安全・安心な暮らしの確保	第1節 計画的な市街地の形成
	第1節 消防・救急体制の充実	第2節 交通体系の確立
	第2節 交通安全対策の推進	第8章 安定した生活基盤の形成
	第3節 犯罪のないまちづくりの推進	第1節 水道の整備
	第4節 健全な消費生活の実現	第2節 下水道の整備
		第3節 安全で快適な住宅の整備
		第4節 公園・緑地の保全と活用

第6章 計画推進の基本姿勢

目指すまちの姿（都市像）の実現に向け、効果的に計画を推進する上での基本姿勢を定めます。

○ ひとを中心としたまちづくり

少子高齢化と人口減少が進行するなか、地域社会を維持し、活性化していくためには、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に把握し、柔軟に対応していくことが必要です。

市民、地域コミュニティ、行政が一体となって、地域の活力と魅力を最大限に引き出す、ひとを中心としたまちづくりを進めていきます。

また、次代を担う若者が本市の魅力を実感し、住み続けたい、戻ってきたいと思える郷土愛をはぐくむとともに、未来に向けて挑戦し活躍できるまちづくりを進めていきます。

○ 地域の個性を生かした自立したまちづくり

ひとを中心としたまちづくりを積極的に推進するためには、住民に最も身近な基礎自治体として、自主性・自立性を十分発揮することが重要です。

また、各地域の実情やその特性を生かすとともに、連携により活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めていきます。

○ 新たな時代の市民ニーズに対応した多様な連携

ライフスタイルの多様化やデジタル化の進展等により、行政需要が高度化するなか、さまざまな地域課題や市民ニーズに的確に対応するため、国や県をはじめ、大分都市広域圏の市町等の自治体、企業、NPO、大学等の高等教育機関など多様な主体と連携を図るとともに、相互の特徴を生かしながら、それぞれの限られた資源を有効に活用し、これまで以上に充実した行政サービスを効率的・効果的に提供していきます。

○ 計画に基づく政策・施策の推進

さまざまな地域課題や市民ニーズの的確な把握に努めながら、この基本計画に掲げられた諸施策や関連する各種計画を着実に推進します。

また、総合計画の進行管理を適正に行うため、行政評価を通じて事業の成果等の検証を行うとともに、その結果を踏まえた施策や事務事業を展開します。

○ デジタル技術の活用等による地方創生の更なる推進

人口減少が進行するなか、将来にわたって活力ある社会を維持し、自律的で持続可能なまちづくりを進めるため、「大分市総合戦略」を策定し、地方創生の取組をより一層、充実・強化していく必要があります。

取組に当たっては、産業や行政、教育など、さまざまな分野においてデジタルの力を活用することで、イノベーションや人の流れを生み、暮らしやすい魅力的なまちづくりを進めていきます。

○ 地方分権改革の推進

地方分権改革は、地方公共団体と地域住民が自らの判断と責任において、多様化・複雑化した地域の諸課題の解決を図るための基盤となるものです。

今後も住民やNPO など多様性に富んだ地域の主体とともに、地域特性を活かしたまちづくりを行うため、引き続き地方分権改革を推進していきます。

○ 持続可能な行財政運営の推進

基礎自治体として、市民福祉の向上を目指し、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するため、自主的な行政運営を可能とする安定した財政基盤が不可欠です。

今後も、不断の行政改革に取り組み、人材・財源などの限られた行政資源の最大限の有効活用を図ることで、持続可能な行財政運営を推進していきます。

個性・成長

第1部 豊かな個性をはぐくみ、 ともに成長できるまち

政策	施策	政策名・施策名
政策1	施策1	第1章 こども・子育て支援の充実
政策2	—	第2章 豊かな人間性の創造
—	施策2	・第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
—	施策3	・第2節 こどもたちの学びを支える教育環境の充実
—	施策4	・第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興
政策3	施策5	第3章 スポーツの振興
政策4	施策6	第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信
政策5	施策7	第5章 国際化の推進

<政策1> 第1章 こども・子育て支援の充実

<施策1>

第1章 こども・子育て支援の充実

▶ 目指す姿

- ◎ 希望する人が安心して結婚・妊娠・出産・子育てができ、すべてのこどもが健やかに育つことができる社会となっている。

▶ 現 状

- 1 価値観やライフスタイルの変化に伴い、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化が進み、子育て家庭が孤立しがちになるなど、こどもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。
- 2 本市の2022（令和4）年の合計特殊出生率※¹は1.47で、2017（平成29）年以降は減少傾向が続いており、人口置換水準※²とされる2.07には及ばず、さらなる少子化や人口減少の進行が予想されます。
- 3 女性就業率の上昇により共働き家庭が増加するなか、出生数は減少しているものの、保育需要は引き続き高い水準で推移しています。

▶ 今後の課題

- 1 ライフステージに応じて、子育て世帯を切れ目なく支援するための環境づくりを進める必要があります。
- 2 多様な子育てニーズに対応することができるよう、こどもや家庭へのきめ細かな支援を提供する必要があります。
- 3 行政のみならず、企業や地域住民などのさまざまな担い手と協働し、地域や社会全体で子育て支援を推進する必要があります。

▶ 主な取組

① 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、切れ目ない支援の充実

- ・幅広い年齢層の男女の出会いの場の創出を支援します。
- ・健診等に係る費用の助成など、経済的支援の充実に努めます。
- ・母子保健、子育て支援の連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。
- ・子育てに関する情報提供や学習機会の充実に図ります。

② 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

- ・乳幼児の健やかな発育・発達を促すために、健診や相談支援体制の充実に図ります。

③ 乳幼児期における教育・保育の提供

- ・保育需要に応じた保育所等の定員を確保するとともに、地域のさまざまな子育て支援事業の充実に図ります。
- ・乳幼児期の発達の特性を踏まえ、遊びを通しての教育・保育の充実に図りながら、生きる力の基礎をはぐくみます。
- ・特別な支援を必要とする乳幼児への支援の充実に努めます。

④ こどもと家庭へのきめ細かな支援

- ・障がいのあるこどもへの相談支援体制の充実に図るほか、ひとり親家庭の自立促進に向けた支援を推進します。
- ・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、相談体制や関係機関等との連携を充実・強化します。
- ・こどもの貧困の解消に向けて、総合的な支援に取り組みます。

⑤ こどもと子育てを支える社会づくり

- ・さまざまな世代からの参画を促し、地域住民との連携を図りながら、子育て家庭が身近な地域において、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
- ・放課後に児童が身近な地域で安全・安心に過ごせるよう、児童育成クラブの整備・充実及び民間放課後児童クラブの活用等に努めます。
- ・健やかなこどもの育成を図るため、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

⑥ 仕事と子育ての両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成を図るため、広報・啓発活動を行うとともに、両立支援を促す取組を進めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「安心して子育てができていいる」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「安心して子育てができていいる」と感じる市民（18歳までのこどもを養育している方）の割合 ②指標の考え方 「安心して子育てができていいる」と感じる市民意識が、本市の子育て施策に関する取組の成果として、重要であるため	55.8% (2024年度実績)	64.0% (2029年度見込)
「地域で子育てが支えられていいる」(※)と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「地域で子育てが支えられていいる」と感じる市民（18歳までのこどもを養育している方）の割合 ②指標の考え方 「地域で子育てが支えられていいる」と感じる市民意識が、本市の子育て施策に関する取組の成果として、重要であるため ※「地域で子育てが支えられていいる」とは、行政のみならず、企業や地域住民などが一体となって地域や社会全体でこどもや子育て家庭が支えられていいることをいいます。	41.1% (2024年度実績)	55.0% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

※ 2 人口置換水準

現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2024）」によると、2022（令和4）年現在では2.07となっている。

<政策2> 第2章 豊かな人間性の創造

<施策2>

第2章第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

▶ 目指す姿

- ◎ 「確かな学力」「豊かな人間性と社会性」「健やかな心身」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を創造している。

▶ 現 状

- 1 新興・再興感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代やSociety 5.0（超スマート社会）の到来など、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます大きくなっています。
- 2 教育は人格の完成を目指して行われるものであり、こどもたちが変化の激しい社会と主体的に向き合い、多様な他者と協働しながら、豊かな人生を切り拓くことができるよう、持続可能な社会の新たな創り手の育成を推進しています。
- 3 学校は、こどもたち一人ひとりが主役となり、さまざまな経験・体験を通して得られる喜びや感動によって、たくましく生きる力をはぐくむ場所として大きな役割を担っています。

▶ 今後の課題

- 1 学校においては、多様なこどもたちを誰一人取り残さない「個別最適な学び」と、こどもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが重要です。
- 2 人格形成の基礎を培う幼児期の教育においては、質の高い教育・保育を総合的に提供することが重要です。
- 3 人権尊重を基盤に一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動を展開することが重要です。
- 4 インクルーシブ教育システム※¹の構築に努め、誰一人取り残されることのない多様な学びの保障が求められています。
- 5 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続や義務教育9年間を見通した系統的な教育を行う小中一貫教育※²のさらなる推進が求められています。

▶ 主な取組

① 小中一貫教育の推進

- ・学校や地域の実情に応じた小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した系統的な教育の充実に努めます。

② 確かな学力の定着・向上

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成及び学習意欲向上のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます。
- ・学校の実情や児童生徒の実態により、習熟度別指導や少人数指導等、個に応じた指導の充実に努めます。

③ 豊かな人間性と社会性の育成

- ・道徳科を要とした、心に響く道徳教育の充実に努めます。
- ・自然体験や社会体験など、豊かな人間性や社会性をはぐくむ多様な体験活動の充実に努めます。
- ・主体的・意欲的な読書活動を推進します。
- ・郷土の歴史・伝統・文化を大切にする教育の充実に努めます。

④ 健やかな心身の育成

- ・体力の向上と健康の保持増進を図ります。
- ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた体系的な健康教育の充実に努めます。
- ・歯と口の健康づくりの推進を図ります。
- ・食に関する指導の充実に努めます。

⑤ 社会の変化への対応

- ・自然災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解させるとともに、学校や地域の実情に応じた避難訓練等により、自らの危険を予測し、回避する資質・能力を育成するなど、防災教育の推進に努めます。
- ・グローバル化※3への対応に向け、国際理解教育を充実するとともに、英語教育の推進に努めます。
- ・教員のICT活用指導力の向上を図り、ICT※4の日常的・効果的な活用やプログラミング教育※5等を通じて児童生徒の情報活用能力を育成するなど、情報教育の推進に努めます。
- ・教科等横断的な視点等に立ったカリキュラム・マネジメント※6を実践するなど、主権者教育、消費者教育、環境教育などの現代的な諸課題に関する教育の充実に努めます。
- ・一人ひとりの社会的・職業的自立に向けたキャリア教育※7の推進に努めます。

⑥ 特別支援教育※⁸の充実

- ・合理的配慮の観点を踏まえた、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。
- ・教職員の専門的かつ実践的な指導力の向上に努めます。
- ・就学相談等、障がいにより特別な支援を必要とするこどもへの早期からの相談支援体制の充実に努めます。

⑦ 幼保小連携の推進

- ・地域の実情に応じた幼保小の連携を推進し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図り、発達や学びに連続性のある教育・保育の充実に努めます。

⑧ 人権尊重を基盤とした教育の推進と充実

- ・あらゆる差別の解消や多様性を認め合う人権教育の推進と充実に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合	①指標の内容 各種学力調査における全国平均以上の教科の割合 ②指標の考え方 全国で統一して行われる調査である全国学力・学習状況調査をはじめ、各種調査は本市の児童生徒の傾向を評価・分析する資料として、重要であるため	小学校 100% 中学校 82.6% (2023年度実績)	小学校 100% 中学校 100% (2029年度見込)
「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	①指標の内容 全国学力・学習状況調査において、「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 ②指標の考え方 全国学力・学習状況調査は、全国で統一して行われる調査であり、本市の児童生徒の傾向を評価・分析する資料として、重要であるため	小学校 84.6% 中学校 81.2% (2023年度実績)	小学校 90.0% 中学校 90.0% (2029年度見込)
新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合	①指標の内容 新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合 ②指標の考え方 大分県体力・運動能力、運動習慣等調査は、県で行われる調査であり、本市の児童生徒の傾向を評価・分析する資料として、重要であるため	小学校 79.6% 中学校 83.7% (2023年度実績)	小学校 85.0% 中学校 88.0% (2029年度見込)
授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使用した児童生徒の割合	①指標の内容 全国学力・学習状況調査において、授業でPC・タブレットなどのICT機器を週3回以上使用した児童生徒の割合 ②指標の考え方 全国学力・学習状況調査は、全国で統一して行われる調査であり、本市の児童生徒の傾向を評価・分析する資料として、重要であるため	小学校 55.4% 中学校 60.6% (2023年度実績)	小学校 80.0% 中学校 90.0% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※1 インクルーシブ教育システム

共生社会の形成に向けて、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、柔軟で連続性のある多様な学びの場を構築する仕組み。

※2 小中一貫教育

小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組むこと。

なお、本市では、全ての中学校区で学校、地域の実情に応じた小中一貫教育を推進している。

※3 グローバル化

人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

※4 ICT

Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関連する科学技術の総称のこと。学校教育におけるICTとは、電子機器やデジタル教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などのこと。

※5 プログラミング教育

コンピュータに意図した処理を行うよう指示することなどを体験させながら、その働きや問題解決の仕方を学び、どのような職業に就いても必要な、コンピュータを活用する資質・能力を育成する教育。

※6 カリキュラム・マネジメント

学校教育に関わるさまざまな取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。

※7 キャリア教育

社会のなかで自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現することを目指し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。

※8 特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

第2章第2節 こどもたちの学びを支える教育環境の充実

▶ 目指す姿

◎ こどもたちに質の高い学びの場を提供することのできる教育環境が充実している。

▶ 現 状

- 1 生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていないこどもがいます。
- 2 いじめや不登校など、生徒指導上の諸課題が複雑化・多様化しています。
- 3 教員の在校等時間の状況は、一定程度改善したものの、依然として長時間勤務の教員も多い状況です。
- 4 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により地域の教育力が低下しています。

▶ 今後の課題

- 1 誰一人取り残されることのない学びの保障が求められています。
- 2 生徒指導上の諸課題への迅速かつ効果的な対応が求められています。
- 3 学校施設環境も含めた教育現場における複雑化・多様化する課題への対応が求められています。
- 4 教育の質の維持・向上を図る必要があります。
- 5 学校、家庭、地域が目標や課題を共有する必要があります。

▶ 主な取組

① すべてのこどもの学びの保障

- ・経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学援助制度及び高等学校や大学等に在学する生徒や学生に対する奨学資金制度の充実及び周知に努めます。
- ・日本語指導や医療的ケア等、特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援の充実に努めます。
- ・いじめ問題に対する認識を一層深めるとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- ・いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラー※¹など複雑化・多様化する課題に対して迅速に対応するため、スクールカウンセラー※²やスクールソーシャルワーカー※³等の専門スタッフの活用や関係機関と連携を図ります。

② 時代の変化に対応した教育環境の整備

- ・学校施設の老朽化対策をはじめ、バリアフリー化、省エネルギー化、ICT環境整備、防災機能強化等の視点に立った学校施設環境の整備・充実に努めます。
- ・小中学校の適正配置や通学区域制度の弾力的な運用など、地域等の実情に応じた教育環境の整備に努めます。
- ・地域の実情に応じた学校施設の有効活用を図ります。
- ・通学路の安全確保、こどもの生命・安全に係る事件・事故の未然防止や防災対策など、関係機関等と連携し、学校内外における安全対策の充実に努めます。

③ 教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進

- ・教職員の職務遂行に必要な専門的知識や技能、広く豊かな教養、これらを基盤とする実践的指導力の向上を図るため、キャリアステージに応じた体系的かつ効果的な教職員研修の充実に努めます。
- ・教職員一人ひとりの主体的な学び、個別最適な学び、協働的な学びとなるよう、研修環境を充実させ、学び続ける教職員の支援に努めます。
- ・各種調査・研究及び教育諸情報の収集・発信等の機能の整備・充実に努めます。
- ・教職員の資質能力の向上を図るため、教職員研修や学校の教育活動への支援等において、大学との連携・協働を推進します。
- ・教員が限られた時間の中で使命感を持って児童生徒の指導により専念できるよう、ICTの活用やさまざまな関係機関との連携・分担体制の構築など、学校における働き方改革を推進し、働きやすさと働きがいの両立した環境の実現を目指します。

④ 地域とともにある学校づくりの推進

- ・学校や地域の実情を踏まえた教育課程を編成、実施するとともに、学校評価等の活用を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。
- ・学校運営協議会制度※⁴等の活用により、保護者や地域住民等と目標を共有し、学校運営への参画等を進めます。
- ・地域の多様な人材を活用し、学校と地域が一体となった多様な学習活動を推進します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育的支援が実施されている」と感じる保護者の割合	①指標の内容 保護者アンケートにおいて「児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育的支援が実施されている」と感じる保護者の割合 ②指標の考え方 「児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育的支援が実施されている」と感じる保護者意識が、本市の教育的支援に係る取組の成果として、重要であるため	78.2% (2024年度実績)	90.0% (2029年度見込)
「時代の変化に対応した教育環境が整備されている」と感じる保護者の割合	①指標の内容 保護者アンケートにおいて「時代の変化に対応した教育環境が整備されている」と感じる保護者の割合 ②指標の考え方 「時代の変化に対応した教育環境が整備されている」と感じる保護者意識が、本市の教育環境整備に係る取組の成果として、重要であるため	75.0% (2024年度実績)	85.0% (2029年度見込)
「こども一人ひとりの個性を認め、伸ばしていく指導が行われている」と感じる保護者の割合	①指標の内容 保護者アンケートにおいて「こども一人ひとりの個性を認め、伸ばしていく指導が行われている」と感じる保護者の割合 ②指標の考え方 「こども一人ひとりの個性を認め、伸ばしていく指導が行われている」と感じる保護者意識が、本市の教職員の指導力向上等に係る取組の成果として、重要であるため	74.1% (2024年度実績)	85.0% (2029年度見込)
「学校が地域と連携してこどもたちの教育活動を支えている」と感じる保護者の割合	①指標の内容 保護者アンケートにおいて「学校が地域と連携してこどもたちの教育活動を支えている」と感じる保護者の割合 ②指標の考え方 「学校が地域と連携してこどもたちの教育活動を支えている」と感じる保護者意識が、本市の地域とともにある学校づくり等に係る取組の成果として、重要であるため	76.2% (2024年度実績)	85.0% (2029年度見込)
「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と思う児童生徒の割合	①指標の内容 全国学力・学習状況調査において、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と思う児童生徒の割合 ②指標の考え方 全国学力・学習状況調査は、全国で統一して行われる調査であり、本市の児童生徒の傾向を評価・分析する資料として重要であるため	小学校 71.8% 中学校 69.2% (2023年度実績)	小学校 90.0% 中学校 90.0% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※1 ヤングケアラー

家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

※2 スクールカウンセラー

学校で児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、カウンセリングをしたり、教職員や保護者に対して指導や援助をしたりする専門家。1995（平成7）年以降、文部科学省が暴力行為、いじめ、不登校などの解決と予防のために、臨床心理士など専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置した。

※3 スクールソーシャルワーカー

家庭環境等に起因する様々な課題を抱えるこどもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員。

※4 学校運営協議会制度

学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校の運営に参画することを可能とする制度であり、校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べること、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる。

<施策4>

第2章第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興

▶ 目指す姿

- ◎ 市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる仕組みの構築が進んでいる。
- ◎ 幅広い地域住民等の参画により、地域全体でこどもたちの学びや成長を支える仕組みの構築が進んでいる。

▶ 現 状

- 1 人々が生涯にわたって学び自己実現を図れるよう、地区公民館等、社会教育施設を中心に、生涯学習の場を提供しています。
- 2 少子高齢化や単身世帯の増加などといった社会環境の変化により、地域社会を支える人と人との関係性やつながりが希薄化し、地域の教育力の低下が懸念されています。

▶ 今後の課題

- 1 人生100年時代を見据えた生涯学習社会の構築に向けて、社会教育関係団体等、多様な主体と連携・協働し、生涯学習の支援体制の充実を図る必要があります。
- 2 多様な年代や多彩な属性等、すべての人が生涯を通じて学び続けることができるよう、多種多様な学習活動のニーズに応える取組を進めることが重要です。
- 3 学校、家庭、地域が連携・協働し、より多くの地域住民等がこどもたちの成長を支えることのできる基盤を整備していく必要があります。
- 4 さまざまな人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性をはぐくむことが求められています。

▶ 主な取組

① 生涯学習支援体制の充実

- ・市民の幅広い学習ニーズに対応するため、社会教育施設の機能のさらなる充実に努めます。
- ・性別や障がいの有無、国籍等にかかわらず、こども、若者から高齢者まで誰もが生涯にわたって学ぶことのできる多様な学習機会の提供に努めます。
- ・家庭の教育力の向上や生きがいづくりなど、多様なニーズに応じた教室・講座の充実に努めます。
- ・文化や科学等に対する興味・関心を深める学習機会の提供に努めます。
- ・図書館が多くの人々が集い楽しむ場となり、社会教育の拠点としての機能が充実するよう関係団体との連携を図り、図書館サービスの充実に努めます。
- ・大学等との連携を通じて、知識・教養を深める場の提供に努めます。
- ・生涯学習に関する情報を一元化し、効率的・効果的な生涯学習情報の提供に努めます。

② 学校、家庭、地域が連携・協働した取組の充実

- ・地域の連帯感や子育てを地域で支える気運の醸成に向けて、学校、家庭、地域の連携・協働を推進し、地域の教育力の向上に努めます。
- ・地域活動を支える人材の育成や学習成果を地域で生かす場の提供に努めるとともに、多世代交流を促進し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- ・こどもの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、社会体験活動や自然体験活動の機会の充実に努めます。
- ・社会教育関係団体等と連携し、地域における見守り活動や環境浄化活動※¹等を通じて、こどもの健全育成を推進します。

③ 人権意識の高揚を図る学びの機会の充実

- ・あらゆる差別の解消や多様性を認め合う社会づくりに向け、各地区人権教育（尊重）推進協議会※²等の関係団体と連携を強化することにより、市民の主体的な取組を促す学びの機会の提供に努めるとともに、市民の人権意識の高揚を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「社会教育施設において、学びの機会が提供されている」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「社会教育施設において、学びの機会が提供されている」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 「社会教育施設において、学びの機会が提供されている」と感じる市民意識が、本市の多様な学習機会の提供等に係る取組の成果として、重要であるため	50.6% (2024年度実績)	70.0% (2029年度見込)
「地域社会の中で子どもたちが健全に育成されている」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「地域社会の中で子どもたちが健全に育成されている」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 「地域社会の中で子どもたちが健全に育成されている」と感じる市民意識が、本市のこどもの健全育成等に係る取組の成果として重要であるため	45.6% (2024年度実績)	70.0% (2029年度見込)
地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会の地区懇談会等への参加者数	①指標の内容 地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会が開催する地区懇談会等への参加者数 ②指標の考え方 参加者数が増加する取組により、人権意識の普及・高揚につながるとともに、差別解消に向けた行動力の育成等に寄与するため	9,446人 (2023年度実績)	11,000人 (2029年度見込)

▶ 用語解説

- ※ 1 環境浄化活動
各小中学校区ごとに行う定期的な環境実態調査（危険箇所・たまり場等の把握）や有害自販機・有害チラン撤去等を伴う活動。
- ※ 2 地区人権教育（尊重）推進協議会
市内全域を網羅し、人権が尊重される住みよい地域づくり、いわゆる「人権のまちづくり」に取り組んでいくことを目的に、地域が主体となり、13地区公民館ごとに設立した組織。

<政策3> 第3章 スポーツの振興

<施策5>

第3章 スポーツの振興

▶ 目指す姿

- ◎ 市民の誰もが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できている。
- ◎ スポーツがもたらす効果を活用したまちづくりを推進し、活力ある社会を実現している。

▶ 現 状

- 1 スポーツは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、人とのつながりを生み出すなど、心の豊かさをはぐくむ文化となっています。
- 2 東京2020 オリンピックの競技種目となったスケートボードやBMXといったアーバンスポーツ※¹は、若い世代が活躍することで注目を集めています。
- 3 本市では、週1回以上運動・スポーツを実施している方が女性や働く世代、特に30歳台と40歳台で低い傾向となっています。
- 4 ホームタウンスポーツ※²とともに、合宿誘致等を通じて、多くのプロスポーツなどトップアスリートの競技を身近に観戦する機会が増えています。

▶ 今後の課題

- 1 年齢や性別、障がいの有無等を問わず、市民の誰もが生涯にわたってスポーツに参画することができるよう、環境を整備していくことが求められています。
- 2 スポーツを「する」、「みる」だけでなく、「ささえる」といった多様なニーズに応えることが求められています。
- 3 スポーツへの関心の高まりを、まちづくりの取組へと転化させ、定着させることが求められています。

▶ 主な取組

① 生涯スポーツの推進

- ・ 広く市民が参加できる各種スポーツ事業の充実を図ります。
- ・ 生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うため、幼少期からスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに努めます。
- ・ 障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加の推進を図るため、障がい者スポーツの振興に努めます。
- ・ 校区・地区体育（スポーツ）協会の各種活動を支援し、地域における多様なスポーツ活動を推進します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ※³の地域の実情に応じた創設や活動の幅の拡大を支援するとともに自主的運営の定着を図ります。
- ・ さまざまな広報媒体を活用し、スポーツイベントや教室などの情報提供に努めます。
- ・ 施設情報の提供や予約機能の充実など利用者の利便性向上に努めます。
- ・ 地域スポーツの交流の場として、学校施設の効率的な利用を促進します。

② 競技スポーツの振興

- ・ 各種競技団体の活動を支援し、競技の普及を図るとともに、選手の競技力向上に努めます。
- ・ 県や大学・企業等との連携を強化し、競技スポーツの振興に努めます。

③ スポーツ施設の管理

- ・ 施設の計画的な維持管理・有効活用などストック適正化※⁴に努めます。
- ・ 更新時期を迎える施設については、長期的な視点に立ち、民間活力の活用等を考慮しながら、計画的な整備・充実に努めます。
- ・ アーバンスポーツをはじめとした新たなニーズに対応する施設の整備について検討を進めます。

④ スポーツを指導・支援する人材の育成

- ・ スポーツ指導者の養成や確保に向けて競技団体との連携を図ります。
- ・ 指導者等を対象として、競技力向上やリスクマネジメント等に資する講演会や研修会を開催します。
- ・ スポーツイベントにおけるボランティアの活用を促進します。

⑤ スポーツによるまちづくり

- ・ 本市をホームタウンとするプロスポーツチームを応援する気運を高めるとともに、選手と市民の交流を図ります。
- ・ スポーツ合宿の誘致等を通じて、多くの市民が多様なプロスポーツやトップアスリートに触れ合い、交流できる取組を推進します。
- ・ 各種スポーツ大会の誘致、スポーツ交流の促進を図るとともに、これらの取組などから派生する社会的効果、経済的効果を活用した施策を展開します。
- ・ スケートボードや3x3 ※⁵といった身近で楽しめるアーバンスポーツを推進します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「週1回以上運動・スポーツを実施する」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「週1回以上運動・スポーツを実施する」と回答した市民の割合 ②指標の考え方 スポーツを「する」に係る取組の成果が把握できるため	35.7% (2024年度実績)	70.0% (2029年度見込)
「年1回以上スポーツ観戦する」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「ホームタウンチームの試合を年1回以上観戦する」と回答した市民の割合 ②指標の考え方 スポーツを「みる」に係る取組の成果が把握できるため	12.6% (2024年度実績)	15.0% (2029年度見込)

▶ 用語解説

- ※ 1 **アーバンスポーツ**
 広い競技場などを必要とせず都市の中でできる、若者の遊びから生まれたスポーツ。
- ※ 2 **ホームタウンスポーツ**
 本市を本拠地とし、国内トップクラスのリーグまたはそれに準ずるリーグに属するスポーツチームが、地域住民と協働で地域への愛着や誇り、一体感を育むことなど、まちづくりに寄与するスポーツ活動。
- ※ 3 **総合型地域スポーツクラブ**
 地域住民によって、自主的・主体的に運営され、多世代、多種目、多志向という特徴を有し、住民が身近な地域でスポーツに楽しむことのできるスポーツクラブ。
- ※ 4 **ストック適正化**
 人口動向の変化や各施設の老朽化などに対応しながら、限られた予算の中で、適正な整備、統廃合、維持保全などを行うこと。
- ※ 5 **3x3**
 国際バスケットボール連盟（FIBA）が定めた、ハーフコートにて1チーム3人制でプレーするバスケットボール種目。

第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

▶ 目指す姿

- ◎ 多彩な文化・芸術を生かしたまちづくりが進められており、郷土を愛する心や地域の一体感が醸成されている。
- ◎ 地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化の本質的な価値を明らかにし、その保存・活用がなされている。

▶ 現 状

- 1 文化・芸術は、心豊かな市民生活を実現するとともに、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成する大きな役割を担っています。
- 2 身近な場所で気軽に文化・芸術に触れる環境づくりを行うとともに、さまざまな場面で市民の主体的・創造的な文化・芸術活動の創出に努めています。
- 3 本市には指定等文化財をはじめ、数多くの文化財や伝統文化が残されています。
- 4 過疎化・少子高齢化による地域での担い手不足や、専門家や研究者等の人材不足により、文化財や伝統文化の滅失・散逸につながるものが危惧されています。

▶ 今後の課題

- 1 市民が文化・芸術に触れる機会のさらなる充実が求められています。
- 2 文化・芸術により生み出されるさまざまな価値を観光やまちづくりなどの幅広い関連分野へ活用することが求められています。
- 3 文化財や伝統文化を着実に次世代へ継承し、地域の振興や活性化につなげるのが重要となっています。

▶ 主な取組

① 文化・芸術の振興と活用

- ・身近な場所で気軽に文化・芸術に親しみ触れ合うことができる環境づくりに努めます。
- ・市民の主体的・創造的な文化・芸術活動を支援します。
- ・優れた文化・芸術に触れる機会や発表の場の創出・提供を通して、豊かな人間性や創造性をかん養し、次世代の文化・芸術の担い手をはぐくみます。
- ・本市の魅力ある文化・芸術資源を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの幅広い関連分野へ活用し、創造都市※¹の実現を目指します。
- ・県や他都市、活動団体、事業者との連携を強化します。

② 独自の文化・芸術の創造と発信

- ・国内外の多彩な文化・芸術交流を推進するとともに、さまざまな機会を通して、地域の特性を生かした本市独自の文化・芸術の創造と発信を進めます。
- ・多くの市民がさまざまな地域で文化・芸術を鑑賞し、参加できるイベント等の充実に努めることで、にぎわいを創出し地域の活性化を図ります。
- ・文化・芸術活動を行う団体・個人や発表の場をデータベース化し、広く情報発信することで、発表や活動の機会の創出を図ります。
- ・大友氏遺跡や府内城跡を新たな魅力発信の拠点として効果的に活用するとともに、地域固有の文化遺産を把握することにより、個性的な文化遺産を生かしたまちづくりを進めます。
- ・文化資源を次世代へ継承するため、デジタルアーカイブ化※²に努めます。

③ 文化施設の整備・充実

- ・施設機能の整備・充実を図り、自主的な文化・芸術活動を促進します。
- ・文化・芸術活動を行う多くの市民が交流できる場を提供します。
- ・施設情報や文化・芸術活動など、さまざまな情報の提供に努めます。
- ・資料の収集・保管、調査研究、教育普及などの機能の充実を図ります。

④ 文化財の保存・活用

- ・文化財の適正な保存・調査・収蔵・公開・活用を図ります。
- ・文化財に関する情報提供機能の充実を図ります。
- ・市民の学習・交流の場の提供に努めます。

⑤ 伝統文化の保存・継承

- ・伝統的に地域で受け継がれてきた民俗文化財の保存・継承に努めます。
- ・伝統芸能や地域固有の行事などを通じ、地域に対する愛着をはぐくむとともに、市民相互の連携を深めて地域の活性化を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「文化・芸術が盛んなまちである」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「文化・芸術が盛んなまちである」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 「文化・芸術が盛んなまちである」と感じる市民意識が、本市の文化・芸術に関する取組の成果として、重要であるため	41.4% (2024年度実績)	46.0% (2029年度見込)
「文化施設（公設、民間問わず）の機能や施設数などが充実している」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「文化施設（公設、民間問わず）の機能や施設数などが充実している」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 「文化施設（公設、民間問わず）の機能や施設数などが充実している」と感じる市民意識が、本市の文化施設の管理・運営等に係る取組の成果として、重要であるため	53.0% (2024年度実績)	58.0% (2029年度見込)
「地域の歴史や文化資源に親しむ機会がある」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「地域の歴史や文化資源に親しむ機会がある」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 「地域の歴史や文化資源に親しむ機会がある」と感じる市民意識が、本市の歴史・文化資源に親しむ機会の創出等に係る取組の成果として、重要であるため	44.1% (2024年度実績)	60.0% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 創造都市

文化芸術から生み出されるさまざまな価値が、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野に生かされ、将来にわたり持続的に発展を続ける都市。

※ 2 デジタルアーカイブ化

有形無形の歴史・文化資源をデジタルの形で、記録・保存・蓄積し、人々が活用できるように提供すること。

<政策5> 第5章 国際化の推進

<施策7>

第5章 国際化の推進

▶ 目指す姿

- ◎ 外国にルーツを持つ人々※¹も安心して暮らしやすい環境が整備されるとともに、国際感覚豊かな人が増えることで、多文化共生※²が進んでいる。
- ◎ 市民と連携し、海外とつながることで、多様性にあふれ、魅力あるまちづくりが進んでいる。

▶ 現 状

- 1 わが国では、生産年齢人口が減少しており、成長著しいアジア諸国をはじめとする世界の活力を取り入れようとする動きが進んでいます。
- 2 本市においても、外国にルーツを持つ人々が増加している中、近年では働くことを目的とした、ベトナムやフィリピンなどの東南アジア国籍の外国人が急増しており、言葉の問題等により生活に困っている人が増えています。
- 3 国による技能実習や特定技能の制度改革により、本市においても、働き手の長期滞在化、家族滞在の増加が予想されています。
- 4 市内にて、国際色豊かなイベントが開催されているほか、大分国際車いすマラソンやOITAサイクルフェスなど海外選手が参加する魅力あふれる国際大会が開催されています。

▶ 今後の課題

- 1 あらゆる国籍の人々が地域の一員として安心して暮らすことができる多文化共生意識を醸成するために、外国人と日本人の交流の機会が求められています。
- 2 入国直後や就学、子育てなど、外国にルーツを持つ人々のライフステージに合わせ、言葉や文化の壁を乗り越えるためのサポートが必要となっています。
- 3 海外の活力を取り入れ、まちの活性化につなげることが求められています。

▶ 主な取組

① 多文化共生の実現に向けたひとづくり・まちづくり

- ・ 人権教育・啓発や異文化理解・国際理解教育の推進等を目的とする講座・イベントを開催し、市民の多文化共生に関する理解を深めます。
- ・ 互いの文化や考え方を尊重する意識を醸成するため、外国にルーツを持つ人々が地域社会で交流する機会の拡大を図ります。
- ・ 表記の多言語化やサポート体制の充実などにより、外国にルーツを持つ人々も各ライフステージにおいて安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- ・ 県や関係団体と連携し、地域日本語教育の充実に努めます。
- ・ 姉妹友好都市をはじめとする海外の都市や本市で活躍する留学生等との国際交流を通じて、グローバル社会に対応できる国際感覚豊かな人材の育成に努めます。

② 多彩な国際交流・国際協力による相互発展の実現

- ・ スポーツ大会や文化イベント、地域の行事などにおいて、外国人が持つ活力や多様性を取り込み、まちの活性化を図ります。
- ・ SNS※³等のコミュニケーションツールや本市を訪問した外国人へのおもてなしなど、さまざまな機会を通じて本市の魅力を世界に発信し、交流人口を創出します。
- ・ 国際関係団体、市民との連携により、国際協力の促進に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「国籍や民族、文化等の違いを認め合い、誰もが暮らしやすいまちである」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「国籍や民族、文化等の違いを認め合い、誰もが暮らしやすいまちである」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 「国籍や民族、文化等の違いを認め合い、誰もが暮らしやすいまちである」と感じる市民意識が、本市の多文化共生等に係る取組の成果として、重要であるため	39.7% (2024年度実績)	48.1% (2029年度見込)
「国際交流する機会が身近にある」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「国際交流する機会が身近にある」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 「国際交流する機会が身近にある」と感じる市民意識が、本市の国際交流機会創出等に係る取組の成果として、重要であるため	21.2% (2024年度実績)	25.7% (2029年度見込)

▶ 用語解説

- ※ 1 外国にルーツを持つ人々
外国籍を有する人、日本国籍であっても外国につながりを持つ人（国際結婚により生まれた人、日本国籍を取得した人など）。
- ※ 2 多文化共生
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
- ※ 3 SNS
Social Networking Serviceの略。人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供する会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人と友人」といった共通点やつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスのこと。

基本的な政策【第2部】

共生・安心

第2部 共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

政策	施策	政策名・施策名
政策6	施策8	第1章 地域コミュニティの活性化
政策7	—	第2章 人権尊重社会の形成
—	施策9	・第1節 人権教育・啓発の推進
—	施策10	・第2節 男女共同参画社会の実現
政策8	—	第3章 社会福祉の充実
—	施策11	・第1節 地域福祉の推進
—	施策12	・第2節 高齢者福祉の充実
—	施策13	・第3節 障がい者（児）福祉の充実
—	施策14	・第4節 社会保障制度の充実
政策9	—	第4章 健康の増進と医療体制の充実
—	施策15	・第1節 健康づくりの推進
—	施策16	・第2節 地域医療体制の充実
—	施策17	・第3節 清潔で安全な生活環境の確立
政策10	—	第5章 防災・減災力の向上
—	施策18	・第1節 防災・減災・危機管理体制の確立
—	施策19	・第2節 流域全体の関係者で行う災害対策等の推進
政策11	—	第6章 安全・安心な暮らしの確保
—	施策20	・第1節 消防・救急体制の充実
—	施策21	・第2節 交通安全対策の推進
—	施策22	・第3節 犯罪のないまちづくりの推進
—	施策23	・第4節 健全な消費生活の実現

<政策6> 第1章 地域コミュニティの活性化

<施策8>

第1章 地域コミュニティの活性化

▶ 目指す姿

◎ 市民主体のまちづくり※¹が進み、地域コミュニティ※²の活性化が図られ、市民一人ひとりが誇れる地域共生社会が実現している。

▶ 現 状

- 1 地域社会は、住民同士がお互いに支え合い、地域の秩序を保つだけでなく、こどもの見守りや世代間交流など、市民一人ひとりが豊かな生活を送ることに大きな役割を担っています。
- 2 人口減少社会の到来に伴い、住民が支え合う地域社会の機能の低下や人間関係の希薄化などにより、犯罪抑止力や防災力の低下など、地域における安全・安心の確保が危ぶまれています。
- 3 本市では、市民との協働により地域コミュニティの活性化に取り組むなかで、市民主体の地域活動が行われ、地域力が向上してきていますが、活動の担い手不足が課題の地域もあります。

▶ 今後の課題

- 1 地域の課題を解決していくためには、地域課題の解決策を住民が主体的に考え行動する、市民が主体となった自主・自立のまちづくりを推進していくことが重要です。
- 2 市民との協働※³により地域づくり活動を推進するなかで、地域を担う人材の育成・確保に取り組むとともに、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティをさらに活性化させていくことが重要です。

▶ 主な取組

① 地域コミュニティ活動の促進

- ・市民等と行政が一体となって「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運を高めます。
- ・市全域をはじめ地区・校区・自治区などさまざまな単位で行う世代間交流・環境美化・地域文化の継承などの、市民の主体的な地域づくり活動を促進します。
- ・地域の課題を自主・自立的に解決する組織として、おおむね小学校区におけるまちづくり推進組織の設立を促進し、その活動の支援に努めます。
- ・地域コミュニティ活動に役立つ情報を充実させ、正確で分かりやすい情報提供に努めます。
- ・地域のさまざまな団体やボランティア団体、NPO 法人等の活動を支援するとともに、団体間の連携を促進します。
- ・自治会等の相互の緊密な連携を促進し、さらにデジタルを活用した自治会活動の円滑な運営を図るなど、自治会連合組織の支援や相談体制の充実に努めます。

② 地域を担う人材の育成・確保

- ・地域が活性化するよう地域を担う人材の育成とその人材の連携強化を支援します。
- ・市外から地域活性化に意欲のある人材を誘致し、これまでにない新たな視点による地域おこしの推進と地域を担う人材の確保に努めます。

③ 地域コミュニティ活動の場の整備

- ・支所、地区公民館等が地域コミュニティ活動の場として活用されるよう、機能の充実を図ります。
- ・地域コミュニティ活動の場として学校施設をはじめとする公共施設の有効活用を図るとともに、空き家等を活用できるよう必要な支援を行います。
- ・市民にとって最も身近なコミュニティ施設である校区公民館・自治公民館等における機能充実に支援します。

④ 地域愛護意識の高揚

- ・公園愛護活動や街路の緑化・美化活動など地域の取組を支援することで、地域へ愛着を持ち、住みよいまちづくりに住民自ら取り組む意識を高めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
おおむね小学校区単位 で取り組むまちづくり 推進組織の数	①指標の内容 まちづくり協議会の数 ②指標の考え方 地域の課題が複雑化するなかで、自治会 や各種活動団体等の連携・協力により課 題解決とさらなる地域の活性化を目指し ていくため、設立の促進が必要であるた め	23校区 (2023年度実績)	35校区 (2029年度見込)
「市民主体によるまち づくりが行われてい る」と感じる市民の割 合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「市民主体による まちづくりが行われている」と感じる市 民の割合 ②指標の考え方 市民、議会及び市長等が各々の役割分担 のもと、手を取り合って共通の課題解決 に取り組むことは市民主体のまちづくり の基本理念であるため	27.0% (2024年度実績)	50.0% (2029年度見込)

▶ 用語解説

- ※ 1 **市民主体のまちづくり**
市民がそれぞれの立場でまちづくりに参画し、主体的な役割を果たすことで発展していくまちづくりであり、ひいては住民自治の確立へと繋がっていくもの。
- ※ 2 **地域コミュニティ**
一定の地域において、その地域の発展を目指し、あるいは、地域の課題を解決するという共通の意識のもとに、協力し、助け合いながら自主的・自発的に活動する人々の集団。自治会やこども会、地域活動団体など地域に居住する人々によって組織される団体、地域の発展や課題解決のための活動を行う限りにおいては、NPO、ボランティア団体なども含む。
- ※ 3 **協働**
市民と行政が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むこと。

<政策7> 第2章 人権尊重社会の形成

<施策9>

第2章第1節 人権教育・啓発の推進

▶ 目指す姿

- ◎ 人権尊重社会の形成に向け、一人ひとりが人権を尊重し合い、生きる喜びを実感できる地域共生社会が実現している。

▶ 現 状

- 1 同和問題（部落差別）、女性、こども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、性的マイノリティやその他あらゆる人権問題について、依然として未解決のまま存在しており、国際化、高齢化、少子化等の社会情勢の変化に伴い、新たな問題も生じています。
- 2 近年では、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチなど、人権侵害の手法が複雑・多様化しています。
- 3 お互いの個性や違いを理解する人権尊重意識について、まだ市民一人ひとりに浸透していないことが、市民意識調査等で確認できています。

▶ 今後の課題

- 1 市民と行政が一体となって、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場において、人権教育・啓発を推進し、市民一人ひとりの人権意識の普及、高揚に努める必要があります。
- 2 部落差別解消推進法・障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法の施行を受け、「国及び地方公共団体の責務」「相談体制の充実」「教育及び啓発」等について定められており、部落差別・障がい者差別・外国人差別の解消に向けた事業の実施が必要です。
- 3 インターネットやSNS上における誹謗中傷などが、複雑・多様化する人権問題について、より効果的な人権教育・啓発が必要です。
- 4 あらゆる人権問題について、解決・救済に向けた相談体制の構築、啓発活動の充実が求められています。

▶ 主な取組

① あらゆる場での人権教育と啓発の推進

- ・ 自然体験や社会体験等豊かな体験活動を通じて幼児・児童・生徒の人権尊重意識の醸成に努めます。
- ・ 市民の主体的な取組を促すため、地域や各種企業団体等のニーズに対応した多様な学習機会の提供に努めます。
- ・ 人権に関わりの深い特定の職業※¹に従事する者に対する人権教育・啓発の推進に努めます。

② 効果的な人権教育と啓発の推進

- ・ 市民の人権意識、学習ニーズの把握や講師・指導者の人材育成と活用、教材等の開発・整備に努めます。
- ・ 受け手の立場に立った情報提供に留意するとともに、市民の関心を高めるように、市ホームページ・市報等を活用し広く市民に対して、多くの人権関連情報の提供に努めます。
- ・ 国・県・地域・民間事業者との連携促進を図り、人権教育・啓発の推進に必要な情報共有に努めるとともに、人権の救済に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

③ 分野別課題への対応

- ・ 多様性の尊重が求められる中、同和問題（部落差別）、女性、こども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、性的マイノリティやその他あらゆる人権問題について、課題の解決に向けた教育及び啓発、相談体制の充実等に関する諸施策の充実を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
人権啓発センター（ヒューレおおいた）利用者数	①指標の内容 人権啓発センター（ヒューレおおいた）の事業参加者・観覧者等の利用者数 ②指標の考え方 効果的な人権啓発事業の実施により、利用者数が増え、結果として市民の人権意識の向上が図れるため	37,320人 (2023年度実績)	56,000人 (2029年度見込)
「講演会参加者の『今後に活かせる』と感じた割合」	①指標の内容 各講演会・研修等の参加者にアンケートにて「今後に活かせる」と感じた割合 ②指標の考え方 人権に関する講演会や研修等に参加した人が自身の人権意識の高まりを実感することで互いの人権を尊重し生きる喜びを実感できる地域共生社会の実現につながるため	— (2023年度実績)	90.0% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 人権に関わりの深い特定の職業
 市職員、教職員等、医療関係者、福祉保健関係者、マスメディア関係者のこと。

<政策7> 第2章 人権尊重社会の形成

<施策10>

第2章第2節 男女共同参画社会の実現

▶ 目指す姿

- ◎ 男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会※¹が実現している。

▶ 現 状

- 1 近年、家族のあり方をはじめ、就労形態、価値観の多様化など、ライフスタイルは大きく変化しています。
- 2 男女の性別による固定的な役割分担意識※²やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）※³の解消は進んできていますが、生活する上で男女平等であると感じている人は少ない状況となっています。

▶ 今後の課題

- 1 人権尊重・男女平等の観点から、すべての人がその個性と能力を十分発揮し、お互いに認め合い、責任を担い合っていける豊かな社会づくりを進めていく必要があります。
- 2 市の拠点施設である大分市男女共同参画センター（たびねす）を核に、登録団体、企業、関係機関等と連携し、家庭、地域、学校および職場へのさらなる教育と各種啓発を進めていく必要があります。
- 3 あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会の実現や、配偶者等からの暴力の根絶など重要な課題を解決するため、啓発を進めていく必要があります。

▶ 主な取組

① 男女共同参画社会に向けた意識づくり

- ・「固定的性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」の解消など、意識改革のための周知・啓発活動に努めます。
- ・人権尊重への理解を深め、ハラスメントやいじめをなくすための教育・学習の充実に努めます。

② あらゆる分野における男女の活躍

- ・女性がその能力を十分に発揮することができるよう、女性の経済的自立などエンパワーメント※⁴につながる取組を進めます。
- ・男女がともに家事・育児・介護・地域活動へ参画することへの理解を深めるための啓発活動に努めます。

③ 男女が安心できる生活の確保

- ・男女がお互いの身体的性差を理解し合い、男女平等の観点から生命の尊厳や性に関する理解を深めるための啓発活動に努めます。
- ・性暴力被害の防止、妊娠・出産期における女性の健康支援、女性の貧困等への対策について取組を進めます。

④ 配偶者等からの暴力の根絶

- ・DV※⁵について正しく理解し、身近な問題としてとらえることができるよう啓発活動に努めます。
- ・被害者が早い段階で相談できるよう、相談窓口の周知、相談体制の充実に図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合	①指標の内容 「男は仕事、女は家庭」などのように、男性女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方に反対する人の割合 ②指標の考え方 固定的性別役割分担意識が要因で、生きづらいと感じる社会は、男女が社会の対等な構成員であり、人権が尊重された社会とはいえないため	86.3% (2023年度実績)	100% (2029年度見込)
女性委員の構成比率が3割以上である委員会等(※)の割合	①指標の内容 職場・地域活動の場において、女性を積極的に採用・登用し、政策や方針の決定を行う際に意見を求める委員会等(※)の女性委員の構成比率が3割以上の委員会等(※)の割合 ②指標の考え方 あらゆる分野における男女の活躍は、男女共同参画社会のあるべき姿であり、そのためには男女双方の意見や考えがバランスよく反映されるようにしなければならないため ※「委員会等」とは、大分市が政策や方針の決定を行う際に意見を求める機関のこと。	42.8% (2023年度実績)	50%以上 (2029年度見込)

▶ 用語解説

※1 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

※2 男女の性別による固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※3 アンコンシャス・バイアス

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

※4 エンパワーメント

力をつけることを意味し、女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

※5 DV

日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

<政策8> 第3章 社会福祉の充実

<施策11>

第3章第1節 地域福祉の推進

▶ 目指す姿

- ◎ お互いが支え合い、助け合うことにより、安心していきいきと生活できる、みんながつながる地域共生社会※¹が実現している。

▶ 現 状

- 1 高齢化や人口減少が進み、社会構造が大きく変化しているなか、地域社会の担い手不足のほか、地域コミュニティの希薄化に伴う、地域における支え合いの機能低下が懸念されます。
- 2 親の介護と子育てを同時に担うダブルケア、高齢の親と働いていない独身の50代のこどもが同居している世帯（8050問題）など、個人や世帯が抱える課題が複雑化、多様化しています。

▶ 今後の課題

- 1 地域社会の担い手づくりのため、幅広い世代の市民に対して、地域活動の重要性を理解するための意識の醸成や啓発に取り組むとともに、地域福祉を推進する人材の養成が求められています。
- 2 地域福祉を推進するために、様々な団体との連携を促進するとともに、地域や身近な市民が相互に支え合い、助け合うことのできる交流の場づくりが求められています。
- 3 複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題に対する取組が求められています。

▶ 主な取組

① お互いに支え合うひとづくり

- ・市民の福祉活動への意識の醸成や理解を深めることで、地域福祉活動への参加を推進します。
- ・地域福祉に関する学びの機会の充実を図るため、地域福祉に関する指導者等の養成講座や市民に対する研修、啓発講座などを実施します。

② 地域で支え合う場づくり

- ・日々の暮らしにおける支え合い活動の促進や仲間づくりのための交流の場づくりを通じて、市民の交流活動を促進します。
- ・大分市社会福祉協議会※²や民生委員・児童委員※³、自治会などと連携を図りながら、市民が地域活動に参加しやすい環境を整えます。

③ 誰もが安心して暮らすための体制づくり

- ・分かりやすい情報提供や、必要な支援が届いていない人への訪問支援をはじめとした相談体制を充実させることで、困りごとをキャッチしやすい環境づくりに努めます。
- ・包括的な支援体制※⁴の強化のため、高齢・障がい・こども・生活困窮といった分野を超えて連携し、複雑化・複合化した課題に対応する体制を整えます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「地域福祉の推進」の施策に関する市民の満足度 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査における「地域福祉の推進」の施策に関する市民の満足度 ②指標の考え方 住み慣れた地域で生活しやすい環境が整っているか、客観的に測ることができるため	2.95点／5点 (2024年度実績)	3.10点／5点 (2029年度見込)
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業※5の相談受付件数	①指標の内容 必要な支援が届いていない人の情報を把握し、訪問などの対応をした件数 ②指標の考え方 支援が届いていない方を把握し、早期に適切な相談機関などにつなぐことで、必要な支援に結びつくため。	18件 (2023年9月～2024年3月実績)	500件 (2025～2029年度の累計見込)

▶ 用語解説

※ 1 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

※ 2 大分市社会福祉協議会

社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人であり、地域住民やボランティア等と協働した地域福祉活動や福祉サービスを展開している。

※ 3 民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された委員。地域の「見守り役」「身近な相談相手」「専門機関へのつなぎ役」として、地域住民の方々が安心して暮らしていくためにさまざまな活動に取り組んでいる。

※ 4 包括的な支援体制

社会福祉法第106条の3に基づき、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制のこと。

※ 5 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関との連携や地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を把握し、本人やその世帯との信頼関係構築に向けた継続的な関わりや働きかけを行うことで、必要な支援を届ける事業。

<政策8> 第3章 社会福祉の充実

<施策12>

第3章第2節 高齢者福祉の充実

▶ 目指す姿

- ◎ 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができる。

▶ 現 状

- 1 わが国では、65歳以上の高齢者人口は増加し続けており、2023（令和5）年10月1日現在の高齢者人口は3,623万人に達し、総人口に占める高齢者割合（高齢化率）は29.1%となっています。
- 2 今後も増加傾向は続き、2037（令和19）年には国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となり、2043（令和25）年に3,953万人でピークを迎えることが見込まれています。
- 3 本市においても、今後、高齢者人口は増え続けていくことが予想され、高齢化率の上昇とともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯が増加することが想定されます。

▶ 今後の課題

- 1 本市における中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みなど、将来を見据えた上で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム※1」の深化を着実に進めるとともに、それを支える人材の確保や介護現場における生産性向上等を推進することが必要です。
- 2 認知症高齢者になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けることができるための体制整備や正しい知識と理解に基づいた認知症への「備え」が必要です。
- 3 高齢者のみならず、地域住民や地域の多様な主体が参画し、分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現も重要です。

▶ 主な取組

① 介護予防と重度化防止の推進

- ・高齢者の生活機能や運動機能を向上させ、日常生活を維持するために、介護予防教室や地域による通いの場の充実を図ります。
- ・保健、医療、介護の多職種が連携することで、自立支援や重度化防止につながる取組を推進します。

② 尊厳ある暮らしを続けるための支援

- ・高齢者が尊厳を持ち、心身の状況や居住環境に応じて、自分らしく安心して生活ができるよう支援します。
- ・認知症になっても希望を持ち、安心して暮らせる社会を目指し、認知症に対する正しい知識と理解を深める取組を推進します。

③ 在宅生活の支援と共に支え合う地域づくり

- ・日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して暮らせるために、生活援助などの福祉サービスの充実を図ります。
- ・地域の多様な社会資源を活用して、軽易な生活援助や安否確認等を行い、お互いに支え合う仕組みづくりを支援します。

④ 生きがいづくりの支援と社会参加の促進

- ・高齢者が積極的に地域社会と関わりを持てるよう、レクリエーション、趣味、就労、ボランティア活動などを通じた、生きがいづくりの支援や社会参加の促進に取り組めます。

⑤ サービス基盤の整備と介護保険事業の円滑な運営

- ・介護が必要になった高齢者の多様化するニーズに対応するため、介護老人福祉施設などの施設・居住系サービスと訪問介護・通所介護などの在宅サービスのバランスが取れた整備を行うとともに、介護保険事業の円滑な運営に取り組めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なサービスが提供されている」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な医療・介護・介護予防などのサービスが提供されていると感じる・少し感じる市民の割合 ②指標の考え方 「必要なサービスが提供されている」と感じる市民意識が本市の高齢者福祉施策に関する取組の成果として、重要であるため	48.2% (2024年度実績)	55.0% (2029年度見込)
人との交流の場に週1回以上参加する高齢者の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 地域ふれあいサロン、健康づくり運動教室、老人クラブ、趣味やボランティアのグループ、自治会、仕事など人との交流の場に週1回以上参加している高齢者の割合 ②指標の考え方 人と交流する活動に参加する頻度が増えることにより、閉じこもり予防や生きがいづくりにつながるため	26.4% (2024年度実績)	33.3% (2029年度見込)
認知症サポーター※2数	①指標の内容 認知症サポーター養成講座の受講者数 ②指標の考え方 幅広い年代の地域住民や企業・商店の従業員など多様な主体が養成講座に参加し、認知症サポーターが増えることにより、地域における支え合いのしくみづくりにつながるため	52,530人 (2023年度実績)	64,000人 (2029年度見込)

▶ 用語解説

- ※1 地域包括ケアシステム
 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護の専門職、地域住民、行政が情報を共有し、連携・協力しながら高齢者の生活を地域ぐるみで支える体制のこと。
- ※2 認知症サポーター
 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

<政策8> 第3章 社会福祉の充実

<施策13>

第3章第3節 障がい者(児)福祉の充実

▶ 目指す姿

- ◎ ノーマライゼーション※¹の理念のもと、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会が実現している。

▶ 現 状

- 1 本市においては、障がいの重度化や障がいのある人の高齢化、それに伴う親亡き後の問題※²等が顕在化するなど、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化しています。
- 2 近年、インターネットを活用した情報の取得、WEB会議への参加や手続きなど、生活の中でICTが果たす役割が年々大きくなるなか、健常者と障がいのある人との間の情報格差が進んでいます。

▶ 今後の課題

- 1 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズを的確にとらえ、生涯を通じて切れ目のない、きめ細かなサービスのさらなる充実が求められています。
- 2 障がいのある人の社会参加を進め、地域で充実した生活が送られることが求められています。また、インターネットを活用した情報提供に努め、健常者と障がいのある人との間の情報格差を是正する必要があります。
- 3 さまざまな環境下にある障がいのある人への包括的な支援体制を構築するため、地域社会や関係機関、国や県、他市町村との連携を図ることが求められています。

▶ 主な取組

① 広報・啓発の推進

- ・市報・ホームページ・人権講演会等を通じて、障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるための広報・啓発と、障がい者施策や障がいのある人が利用できる制度についての周知を図ります。
- ・障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために、公民館における講座等の充実に努めます。

② 保健・医療体制の充実

- ・健康診査体制を充実させ、発達障がいをはじめとする障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、関係機関相互の連携を図り、巡回療育相談、発達相談や保健指導事業などを通じ、障がいのある子どもとその家族への支援体制の充実に努めます。
- ・障がいのある人の保健・医療・リハビリテーションの充実に努めます。また、難病患者並びに小児慢性特定疾病児童等の支援体制の充実に努めます。

③ 相談支援体制の充実

- ・障がいのある人やその保護者などからのさまざまな相談に対する支援体制の充実に努め、必要な情報提供、支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等に努めます。

④ 教育の充実

- ・学校における教育活動全体において、障がいの状態等に応じ、十分な教育が受けられるよう、学校施設のバリアフリー化や教材の充実等の基礎的環境整備と合理的配慮の提供を進めることにより、校内支援体制の充実に努めます。
- ・学校において、社会福祉についての理解を深める指導を行い児童生徒の「福祉の心」をはぐくむとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための交流及び共同学習の充実に努めます。
- ・医療、福祉、保健等の関係機関との連携のもと、障がいのある子どもやその保護者のニーズに早期から対応できる相談支援体制の充実に努めます。

⑤ 雇用・就労の促進

- ・公的施設等での就労の場の確保に配慮しながら、雇用機関との連携を強化し、福祉サイドからの就労支援の強化を図るなど、障がいのある人の職業的自立と雇用の促進に努めます。
- ・障がい者の雇用につながるよう、企業のニーズを把握しながら、幅広い職種への対応ができるよう就労移行支援事業所※³による訓練を促進します。

⑥ 地域生活におけるきめ細かな支援の促進

- ・障がいのある人が地域において安全・安心、かつ、自立した生活を続けられるよう、地域全体で支える体制づくりを推進するとともに、年齢や障がいの種別、程度に応じたさまざまなニーズへのきめ細かなサービスの提供に努めます。
- ・障がいのある人が地域において安心して自立した生活を続けられるよう、グループホーム※4等の施設整備を進めることにより、障がいのある人の地域生活への移行促進に努めます。
- ・公共施設や道路等における段差の解消など、障がいのある人が安全で快適に移動することができるよう総合的な交通対策を推進します。
- ・「改正障害者差別解消法※5」に基づく「合理的配慮※6」の提供義務に係る周知、啓発活動に努めるとともに、バリアフリー等への取組を促進します。
- ・災害発生時の避難等に特に支援を要する障がいのある人の防災対策等を推進します。

⑦ 社会参加の促進

- ・障がいのある人の積極的なイベント参加を図り、より多くの市民との交流に努めます。
- ・障がいのある人の外出時における支援や障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保等の合理的な配慮を行うとともに、手話通訳者の人材育成に努めます。
- ・障がいのある人の社会参加や地域での交流を促進し、ゆとりや潤いのある生きがいを持った生活を実現し、個々の能力や趣味に合わせた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場の確保に努めます。
- ・姉妹・友好都市及び共生社会ホストタウン※7との交流やスポーツ大会等を通じて、地域共生社会の実現に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
ヘルプマーク※ ⁸ の年間交付件数	①指標の内容 障がい者等が配慮を要することを知らせるヘルプマークの年間交付件数 ②指標の考え方 ヘルプマークの交付件数の多寡は、合理的配慮の提供を義務付けた改正障害者差別解消法の認知度を示すバロメーターであるため	600件 (2023年度実績)	800件 (2029年度見込)
大分市障がい者相談支援センター※ ⁹ 相談件数	①指標の内容 相談支援センターの相談対応件数 ②指標の考え方 相談支援は、障がい者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送る上で必要な支援の一つであるため	16,360件 (2023年度実績)	20,000件 (2029年度見込)
就労支援サービス年間利用者数※ ¹⁰	①指標の内容 就労支援サービスの利用者数 ②指標の考え方 就労支援は、障がい者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送る上で、必要な支援の一つであるため	3,191人 (2023年度実績)	3,800人 (2029年度見込)
当事者団体等との年間連携件数	①指標の内容 障害福祉事業に係る意見交換や協議等を通じた当事者団体等との年間連携件数 ②指標の考え方 連携を強化し、ニーズを的確に把握することで、効果的かつ効率的な行政サービスの提供につなげるため	18件 (2023年度実績)	23件 (2029年度見込)
手話通訳者の新規登録者数	①指標の内容 手話通訳者養成講座の受講を促進し、手話通訳者の新規登録者数の増加を図る ②指標の考え方 手話通訳者の確保は、ろう者が住み慣れた地域で生活する上で不可欠であるため	63人 (2023年度末時点全登録者数)	4人／年 (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、すべて人間として普通の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていける社会こそ「ノーマル」であるという考え方。

※ 2 親亡き後の問題

親が亡くなった後に、障がいのあるこどもが生活を送る上で抱える様々な問題。

※ 3 就労移行支援事業所

障がいがあり、一般就労を希望する人に対して、働くために必要な知識や能力を身につける職業訓練や実習、また、就職後には職場定着支援を行うための障がい福祉サービスを提供する事業所。

※ 4 グループホーム

障がいのある方が、夜間や休日、共同生活を営む住まいの場であり、相談や入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助が実施される。

※ 5 改正障害者差別解消法

共生社会実現のための取組を推進するため、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することを内容とする改正。

※ 6 合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示された際に、負担が重すぎない範囲で求められる対応。

※ 7 共生社会ホストタウン

パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現のための、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの取組を実施。

※ 8 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、または、高齢者や認知症の方など、外見からは分からなくても「援助」や「配慮」を必要としている方々が携帯し、周囲に「配慮」を要することを知らせるためのもの。

※ 9 大分市障がい者相談支援センター

障がいのある方やその保護者などからさまざまな相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介の連絡調整等を行う。

※ 10 就労支援サービス年間利用者数

就労移行支援・就労継続支援A型（一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援）・就労継続支援B型（一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労も困難な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援）の年間利用者数。

<政策8> 第3章 社会福祉の充実

<施策14>

第3章第4節 社会保障制度の充実

▶ 目指す姿

- ◎ 医療保険制度や国民年金制度に関する情報が広く理解され、健全な運営により市民が安心して生活できている。
- ◎ 生活が困窮している人や困窮するおそれのある人へ、生活の安定や自立を包括的に支援するための体制が構築されている。

▶ 現 状

- 1 国民健康保険制度
被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことなど構造的な問題を抱えていることから、県と県内18市町村で保険税水準の統一や事務の標準化の取組が進められています。
- 2 後期高齢者医療制度
75歳以上の高齢者などが加入する医療保険であり、給付費の約9割が公費または現役世代からの支援金であることや医療費水準が高くなることから、制度の充実が求められています。
- 3 公的年金制度
世代間扶養の仕組みにより運営され、国民の約3割が受給しています。今後さらなる少子高齢化の進展により、持続可能で安定的な公的年金制度の確立が求められています。
- 4 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度
近年、生活保護世帯数はほぼ横ばいで推移しています。法の適正な実施に加えて、要保護者の実態に即した対応に取り組む一方で、生活困窮者※1への適切な自立支援体制の充実を進めています。

▶ 今後の課題

- 1 国民健康保険制度
健康保持と疾病の発症・重症化予防に重点を置いた保健事業に取り組み、一人当たり医療費の上昇を抑制し、国保財政の健全化に努める必要があります。
- 2 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度
個々の状況にあわせて就職に向けたさまざまな支援を行う就労支援事業をはじめ、生活保護世帯や生活困窮者世帯の安定した生活の確保及び自立に向けた各種支援の促進が必要となっています。

▶ 主な取組

① 国民健康保険制度の充実

- ・ 特定健康診査※²結果や医療情報を活用し、健康保持と疾病の発症・重症化予防に重点を置いた医療費適正化に努めます。
- ・ 滞納対策を行いながら、収納率の向上と負担の公平性の確保に努めます。
- ・ 県と県内18市町村で連携のうえ保険税水準の統一や事務の標準化に取り組みます。
- ・ 国民健康保険制度の安定的な運営の持続に向け、改善・充実を国や県へ要請します。
- ・ 制度の仕組みや現状等について市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

② 後期高齢者医療制度の推進

- ・ 運営主体である大分県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な制度の運営に努めます。
- ・ 制度内容について必要に応じて国や県へ制度改善を要請します。

③ 国民年金制度の推進

- ・ 国民年金制度の周知を図り、未納・未加入による無年金者の防止に努めます。

④ 生活保護実施体制・生活困窮者自立支援体制の充実

- ・ 被保護者個々の実態を踏まえ、必要な相談・助言・指導を行い、生活保護実施体制をより充実させます。
- ・ 生活保護の適正運用に努め、嘱託医、民生委員・児童委員、職業安定所などとの連携を密にし、就労支援など自立の推進に努めます。
- ・ 生活困窮者自立支援制度における支援体制の充実を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
特定健康診査受診率	①指標の内容 国民健康保険の加入者で40歳以上の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見及び生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施 ②指標の考え方 医療費適正化に向けた重要な取組であるため	34.5% (2023年度実績)	60.0% (2029年度見込)
生活保護受給者就労支援事業により就労を開始した人の数	①指標の内容 被保護者の生活の安定と自立を支援するため、ケースワーカーと就労支援員が連携し、生活保護受給者就労支援事業を利用して、被保護者の求職活動を支援した結果、就労を開始した人の数 ②指標の考え方 生活保護受給者就労支援事業を利用し、ケースワーカーと就労支援員が連携して求職活動を支援することにより、被保護者が就労を開始することで、生活の安定と自立が図れるため	172人 (2023年度実績)	740人 (2025～2029年度の累計見込)

▶ 用語解説

- ※ 1 生活困窮者
現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
- ※ 2 特定健康診査
40～74歳の加入者を対象として行われるメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診。

<政策9> 第4章 健康の増進と医療体制の充実

<施策15>

第4章第1節 健康づくりの推進

▶ 目指す姿

- ◎ 健康への意識を高め主体的に健康づくりに取り組める環境が整備され、市民一人ひとりが健康で心豊かに過ごすことができる。

▶ 現 状

- 1 急速な高齢化の進展や社会生活環境の変化により、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病※¹やうつ病等の精神疾患の罹患者が増加しています。
- 2 2022年（令和4年）の本市における三大生活習慣病（がん・心疾患・脳血管疾患）により死亡した人は、全体の43.8%を占めています。
- 3 本市の健康寿命※²は男女ともに年々高くなっていますが、高齢化率を見ると、2035年（令和17年）には32%になると予測されており、要介護者や認知症患者の増加が見込まれます。

▶ 今後の課題

- 1 生活習慣病の発症・重症化予防や介護予防のためには、若い頃から生活習慣病予防に取り組むことが重要です。
- 2 心の健康を維持するためには、正しい知識の普及啓発を行い、悩みやストレス等を相談できるようすることが重要です。
- 3 市民により身近で、地域の実情にあった保健サービスを提供するためには、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を図ることが必要です。
- 4 市民一人ひとりの主体的な取組を支援するためには、保健、医療、福祉、教育及び労働等関係団体が相互に連携を図り、協働して健康づくりの推進に取り組むことが必要です。

▶ 主な取組

① 健康寿命の延伸に向けた支援

- ・保健・医療・福祉・教育及び労働等関係団体と相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組み、市民一人ひとりが自らの問題として主体的に健康づくりに取り組める施策を展開します。
- ・健康づくりを支援していくための社会環境の整備※³やその質の向上に努めます。

② 健康づくり活動への支援

- ・健康推進員※⁴や食生活改善推進員※⁵、健康づくり運動指導者※⁶等の地域組織や関係機関との連携・強化を図りながら、食育※⁷の推進や運動習慣の定着等に取り組むことで、生涯を通じた健康づくりを支援します。
- ・生活習慣病予防対策の推進のため、特に働く世代に対しては全国健康保険協会（協会けんぽ）や医療機関等の関係団体と連携し、健康づくりを支援します。

③ 地域に密着した活動の強化

- ・市民の生活習慣の実態や健康に関するニーズを把握し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、健康について相談できる窓口の充実を図ります。
- ・地域で開催される高齢者や子育てのサロン、各種団体への健康教育を通して健康づくりを支援します。

④ 健康診査体制の充実

- ・健康診査の受診機会の拡充と検査体制の強化を図ります。
- ・生活習慣の改善が必要な人への保健指導を充実し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めます。

⑤ 心の健康づくり

- ・精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発等に取り組み、心の健康の維持向上を図ります。
- ・生きることの包括的支援として、さまざまな分野の関係機関や団体との連携を図り、総合的な自殺対策を推進します。

⑥ 感染症予防のための啓発・情報提供

- ・結核やHIV感染症・エイズ等感染症に対する正しい知識の普及を図り、検査体制や相談体制の充実に努めます。
- ・感染症の発生動向や予防、拡大防止等について、市民への周知に取り組みます。
- ・予防接種法に基づく定期接種について、接種勧奨を行う等により、予防接種の接種率の向上に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
健康寿命の延伸	①指標の内容 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命の延伸 ②指標の考え方 健康寿命の延伸が、市民の健やかで心豊かな生活につながるため	男性 健康寿命：80.82年 平均寿命：82.42年 女性 健康寿命：84.84年 平均寿命：88.25年 (2023年度実績： 2018年～2022年の5 年間の平均値)	平均寿命の増加分 を上回る健康寿命 の増加 (2029年度見込)
自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）	①指標の内容 自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺者数) 厚生労働省人口動態統計 ②指標の考え方 「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」の目標値として設定しており、関係機関、団体等と連携・協働して、こころの健康づくりや総合的な自殺対策を推進するため	13.0 (61人) (2023年実績)	11.6以下 (54人以下) (2029年見込)
MR（麻しん・風しん混合）ワクチンの1期、2期の接種率	①指標の内容 予防接種法上のA類疾病に位置けられている特に感染力の強い麻しん・風しんに対するワクチンの接種率 ②指標の考え方 国の特定感染症予防指針では「麻しん」「風しん」の接種率95%を目標としている。MRワクチンの積極的な接種勧奨により、他の定期予防接種についても相乗的な接種率の向上が期待できるため	1期：92.9% 2期：93.6% (2023年度実績)	1期：95.0%以上 2期：95.0%以上 (2029年度見込)

▶ 用語解説

※1 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群（糖尿病・脳血管疾患・心疾患・高血圧症・脂質異常症・肥満症など）。

※2 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。健康寿命は、「国民生活基礎調査」のデータをもとに国が都道府県単位で算出する。

※3 社会環境の整備

社会活動への参加や地域とのつながりを持つことができる機会の創出、地域で健康づくりを担う人材の育成と支援、健康な食生活や身体活動・運動を促す環境づくり等、健康に関心の薄い市民を含む幅広い対象に向けた健康づくり。

※4 健康推進員

市民の健康づくりを身近な地域で推進するため、自治会長の推薦を受け、市長から委嘱を受けた市民。地域の関係者や保健師・管理栄養士と連携を図りながら、市民健診受診率向上の取組や、健康づくりに関する知識の普及啓発活動、地域と行政のパイプ役等の役割を担う。1自治区に1人（任期2年間）。

※5 食生活改善推進員

保健所で開催する養成講座を修了した後、食生活の改善や食育の普及啓発活動を行うとともに、保健所が行う各種事業に協力し、地域で食を通じた健康づくりを行うボランティア（愛称 ヘルスマイト）。

※6 健康づくり運動指導者

市民健康づくり運動指導者養成講座を受講し、地域で「健康づくり運動教室」やボランティア活動で運動指導を行う。

※7 食育

生きる上での基本であって、教育の3本柱である知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（2005（平成17）年7月「食育基本法」施行）

<政策9> 第4章 健康の増進と医療体制の充実

<施策16>

第4章第2節 地域医療体制の充実

▶ 目指す姿

- ◎ 安心で安定した地域医療体制のもと、一人ひとりが適した医療を受けることができ、市民の健康が保たれている。

▶ 現 状

- 1 本市の医療機関の状況について、全国中核市の平均と比較すると、病院数、一般診療所と歯科診療所の数は上回り、一定レベルの医療体制が確保されている状況となっています。
- 2 こころの病を持つ人やがんや高血圧症など生活習慣病の罹患者が増加傾向にあることや高齢化の進展により、医療と介護を必要とする人の増加が見込まれています。
- 3 本市における救急出動件数は、高齢化の進展や感染症などの影響から年々増加しており、複雑かつ多様化する救急医療に対して、市民の関心やニーズが増大しています。
- 4 激甚化・頻発化する土砂・風水害や地震などとともに、新型コロナウイルスなどの新興感染症の発生など、市民の健康を脅かすさまざまな健康危機が全国的に発生しています。

▶ 今後の課題

- 1 市民の“こころ”と“からだ”の健康を支えるため、だれもがいつでも、どこでも安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関との連携を図りながら、地域医療体制を築いていく必要があります。
- 2 医療従事者などの救急医療資源に限りがあるなか、市民が適切な医療を受けられるよう、関係機関と連携を図りながら、より質の高い救急医療体制を構築し、提供することが求められています。
- 3 健康危機事象に対して平時から備えつつ、事象発生時には迅速な対応により、被害を最小限に抑え、市民の生命及び健康を守るため、健康危機管理体制の強化が求められています。

▶ 主な取組

① 地域医療体制の整備

- ・ 情報通信技術（ICT）を活用した、地域医療情報ネットワーク※¹の取組を推進することで、多職種間の連携強化を図り、適正な医療・介護サービスに繋げるとともに、切れ目のない医療サービスの提供や地域医療体制の総合的な整備を推進します。
- ・ より質の高い医療サービスの提供に向けて、医療現場におけるDXの推進を支援します。
- ・ 市民一人ひとりが適した医療を受けられるよう、かかりつけ医※²を持つことを市民に周知啓発します。
- ・ 看護職の定着を促進するため、看護職の研修会等を実施し、人材育成を図ります。

② 在宅医療体制の整備

- ・ できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられるよう地域包括ケアシステム※³を推進するために関係機関と連携を図り、入退院支援や看護職員同士の連携強化など在宅医療の体制整備を推進します。

③ 救急医療体制の充実

- ・ 初期救急医療体制※⁴、第二次救急医療体制※⁵及び第三次救急医療体制※⁶を、関係機関の協力のもと充実を図ります。
- ・ 関係機関の協力のもと、小児救急医療体制※⁷の確保を図ります。
- ・ 救急時、市民が適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関と連携を図りながら、適正な受診を促すための啓発に努めます。

④ 健康危機管理体制の強化・拡充

- ・ 市民の健康を脅かす自然災害や感染症などのさまざまな健康危機に対し、発生時の対応はもとより、平常時から関係機関と緊密な連携・協力体制を確立するなど発生に備えた準備を強化し、迅速かつ適切な対応が取れる健康危機管理体制の強化・拡充を図ります。

⑤ 感染症のまん延防止策の充実

- ・ 保健所を感染症対策の中核的機関とし、新興・再興感染症※⁸の発生に備えるとともに、感染症発生時は国や県、医療関係団体などの関係機関と連携し、役割分担を明確にするなかで、迅速かつ的確に対応し、感染症のまん延防止に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「安心して必要な医療が受けられる」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「安心して必要な医療が受けられる」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 医療施設への適切な指導や休日・夜間当番医体制の確保、感染症や災害等の健康危機事象発生時に迅速な対応を行うための取組が、市民一人ひとりの満足度につながっているかどうかを確認するため	62.2% (2024年度実績)	70.0% (2029年度見込)
大分県感染症対策連携協議会への参画数	①指標の内容 大分県感染症対策連携協議会への参画数 ②指標の考え方 関係者における平時からの意思疎通、情報共有、連携を図ることが必要なため	0回 (2025年度開始)	延べ5回 (5年間) (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 地域医療情報ネットワーク

情報通信技術（ICT）を活用した情報共有の手段の一つであり、市民の同意のもと、医療機関等で診療上必要な情報を電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組み。

※ 2 かかりつけ医

身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる医師のこと。

※ 3 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護の専門職、地域住民、行政が情報を共有し、連携・協力しながら高齢者の生活を地域ぐるみで支える体制のこと。

※ 4 初期救急医療体制

休日及び夜間における比較的軽症な外来患者に対応する医療体制のこと。

※ 5 第二次救急医療体制

入院治療を必要とする重症救急患者に対応する、高度もしくは専門的な治療を行う医療体制のこと。

※ 6 第三次救急医療体制

特に高度な処置を必要とする重篤な救急患者に対応する医療体制のこと。

※ 7 小児救急医療体制

小児患者を対象にした、初期・第二次・第三次の救急医療体制のこと。

※ 8 新興・再興感染症

新興感染症とは、「過去約20年の間に、それまで明らかにされていなかった病原体に起因した公衆衛生学上問題となるような新たな感染症」を称し、再興感染症とは、「かつて存在した感染症で公衆衛生上ほとんど問題とならないようになっていたが、近年再び増加してきたもの、あるいは将来的に再び問題となる可能性がある感染症」を称する。

第4章第3節 清潔で安全な生活環境の確立

▶ 目指す姿

- ◎ 食品関係施設※¹や生活衛生関係施設※²が適切に管理され、衛生意識が普及しており、安全・安心な生活環境が創出されている。
- ◎ ペットの適切な管理や終生飼養※³が進み、犬・猫の引き取り数等が減少し、人と動物が共生して暮らしている。

▶ 現 状

- 1 食品への異物混入、食品の偽装表示、野菜等の残留農薬の問題に加え、いわゆる「健康食品」に起因する健康被害等、食の安全をゆるがす事態が増えてきており、安心を求める声が高まっています。
- 2 入浴施設や理容所などの生活衛生関係施設では、一定の水準で適正に衛生環境が確保されています。
- 3 一部の飼い主のモラルの欠如により、ペットの糞尿や鳴き声の苦情、動物由来感染症※⁴の問題が発生しており、衛生的で安全な生活環境の保持に対する市民の関心が高まっています。

▶ 今後の課題

- 1 食品への異物混入防止、食品の適正な表示、野菜等の適正な農薬使用に加え、いわゆる「健康食品」に起因する健康被害の防止のために計画的な監視・指導や効果的な啓発が重要となっています。
- 2 生活衛生関係施設がさらに高い水準で良好な衛生状態を維持できるようにするために、計画的な監視・指導だけでなく施設管理者に対する情報提供が必要となっています。
- 3 ペットの適正な飼養と管理など日常生活における衛生意識の向上を図るために、関係団体との連携や効果的な啓発、飼い主のマナー意識の向上が重要となっています。

▶ 主な取組

① 食の安全の確保

- ・ 食品関係施設の監視・指導を計画的に行い、流通食品の安全の確保と不良食品の排除に努めます。
- ・ 事業者等に対する衛生教育とリスクコミュニケーション※⁵の活用を推進します。
- ・ 事業者に対して、HACCP※⁶に沿った衛生管理の定着を促進します。
- ・ 食中毒の原因究明や食品の安全を確保するため、検査体制を充実させます。
- ・ 食の安全に対する正しい知識の普及を促進するため、情報の的確な把握と提供を行います。
- ・ 市民の食の安全を脅かす食中毒や食品の違反等に対し、発生時の対応はもとより、平常時から国や県などの関係機関と緊密な連携・協力を行うとともに、的確かつ迅速な対応が行えるよう危機管理体制の一層の強化を図ります。

② 生活衛生関係施設・水道施設等の衛生管理

- ・ 公衆浴場やホテルなどの生活衛生施設や水道施設、民営墓地等における衛生状況の監視・指導を行い、生活環境の保持に努めます。
- ・ 施設管理者等に対して、施設の衛生管理に必要な情報を提供し、衛生意識の向上と快適な生活環境の保持に努めます。
- ・ 市営墓地、納骨堂の適正管理に努めます。

③ 動物の愛護と管理

- ・ 関係団体等と連携を強化し、ペットの適正飼養・終生飼養の啓発、飼い主のマナーの向上を図ります。
- ・ 人と動物の関係やいのちの尊厳などについての教育プログラムを実施し、人と動物が共生するまちづくりを推進します。
- ・ 動物由来感染症についての正しい理解を促進し、感染症の発生防止に努めます。
- ・ 市と県の共同で設置したおおいた動物愛護センターにおいて、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を推進します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「飲食店や理美容所、公衆浴場などの施設が清潔に保たれており、安心して利用できる」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「飲食店や理美容所、公衆浴場などの施設が清潔に保たれており、安心して利用できる」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 適切な監視・指導や衛生教育等の取組により安全な施設が増加し、市民一人ひとりの安心につながるため	72.6% (2024年度実績)	75.0% (2029年度見込)
「人と動物が共生する社会が実現している」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「人と動物が共生する社会が実現している」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 ペットの適正飼養・終生飼養の啓発等の取組により飼い主のマナーが向上し、人と動物が共生する社会の実現につながるため	42.1% (2024年度実績)	50.0% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 食品関係施設

食品衛生法による飲食店、菓子店、スーパーマーケット、青果店、食品工場等の営業許可・届出施設。

※ 2 生活衛生関係施設

生活衛生関係営業六法(理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法)による理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業関係施設、公衆浴場の施設。

※ 3 終生飼養

動物を飼い始めたら、その動物が命を終えるまで適切に飼うこと。動物の愛護及び管理に関する法律第7条第4項において、飼い主の努力義務として規定されている。

※ 4 動物由来感染症

狂犬病、トキソプラズマ症、サルモネラ症、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）などの動物から人に感染する病気の総称。

※ 5 リスクコミュニケーション

「食の安全・安心」を確保するため、生産者、流通・販売業者、消費者、研究者及び行政等が情報を共有して、それぞれの立場から意見を出し合い、お互いがともに考え、そのなかで信頼関係を醸成して、リスクを低減する社会的な合意形成を図ること。

※ 6 HACCP

Hazard Analysis Critical Control Pointの略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全行程のなかで、それらの危害要因を食品衛生上問題のないレベルにまで除去、または低減させるために、特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法。

第5章第1節 防災・減災・危機管理体制の確立

▶ 目指す姿

- ◎ 市民と行政・防災関係機関が一体となった包括的な防災・減災対策に取り組んでいる。
- ◎ 災害に強いまちづくりに取り組むとともに、復旧・復興が迅速かつ効率的に行える体制が整備されている。

▶ 現 状

- 1 近年は気候変動の影響などから風水害が頻発化しており、本市においても平成29年台風第18号や令和2年7月豪雨など、甚大な被害をもたらした災害が相次いで発生しています。
- 2 南海トラフを震源とする海溝型地震や中央構造線断層帯などの活断層で発生する地震及びそれに伴い発生する津波災害により、本市でも甚大な被害の発生が懸念されています。
- 3 テロや弾道ミサイルなどの武力攻撃事態等における市民の保護のための措置や原子力災害の対応など、あらゆる危機事象に対する備えが求められています。

▶ 今後の課題

- 1 災害時の迅速な情報収集・伝達、新たなデジタル技術などの活用、要配慮者※1へのきめ細かな対応、被災者支援の取組、市民の防災意識の向上や防災活動の活性化など自然災害対策に、より一層の充実が必要です。
- 2 あらゆる不測の事態に対して的確かつ迅速な対応が行えるよう、関係機関との連携・協力の充実による危機管理体制の整備が必要です。

▶ 主な取組

① 地域防災力の向上と官民連携の強化

- ・広報誌やメディア等を活用した広報、防災訓練、津波や洪水などの各種ハザードマップやわが家の防災マニュアルの配布を通じて、自助及び共助※²の理念の普及啓発に努めることにより、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- ・地域における防災リーダーとなる防災士※³等の育成強化に努めるとともに、防災士間の連携が強化されるよう防災士協議会※⁴の設立の促進や、消防団等の各種団体相互の連携強化に努めます。
- ・災害発生時に、こどもたちが自らの命を守る行動がとれるよう防災教育を推進します。
- ・地域との連携のもと、避難行動要支援者※⁵の安否確認や避難支援などが行える体制づくりの促進や、災害発生時における要配慮者へのきめ細かな対応に努めます。
- ・避難所における生活環境の改善を進めるとともに、市民がいち早く生活を再建することができるよう各種支援制度の周知に努めます。
- ・緊急時や災害復旧時の対策が円滑に行えるよう、他の自治体や自衛隊、医療機関等の関係機関やNPO法人等との協力・支援体制の整備・充実に努めるとともに、ボランティア受け入れ体制整備や活動拠点の提供など、ボランティアの活動支援に努めます。
- ・災害発生時の応急対策等について協力を得るため、企業・団体等との応援協定の締結に努めます。

② 防災インフラやライフラインの整備・強靱化

- ・効果的な防災対策を図るため、防災拠点となる施設の整備や見直しを進めるとともに、特定建築物※⁶の耐震化を促進します。
- ・災害対応を想定した訓練の定期的な実施と検証を行い、適宜計画やマニュアルを見直すことにより市職員の災害対応力の向上に努めます。
- ・あらゆる不測の事態に備え、計画的にライフライン施設の耐震化や電線類の地中化を促進します。
- ・被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、本市における復興課題の整理や体制づくり等を進めます。
- ・非常食等の備蓄や関係機関との応援体制の確立を進めることで応急食料や飲料水、資機材の確保及び更新に努めるとともに、家庭内備蓄の促進に取り組みます。
- ・データ通信を利用した無線機(IP無線)※⁷や衛星携帯電話を活用することで、迅速かつ確実な災害情報の収集・伝達を図ります。
- ・大分市防災メールや緊急速報メール、大分市同報系防災行政無線※⁸など多様な情報伝達手段を活用するとともに、民間通信事業者などとの連携を図り、災害・避難情報などを迅速に提供します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
防災訓練を実施した 自主防災組織割合	①指標の内容 自主防災組織全体の内、5年間(R7～R11) で防災活動を行った自主防災組織の割合 ②指標の考え方 災害についての知識を高め、平時から災 害について備えてもらうよう、地域にお ける防災活動の活性化を図るため	62.7% (2023年度実績)	100% (2029年度見込)
「家庭内備蓄を行って いる」と答えた市民の 割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「家庭内備蓄を 行っている」と答えた市民の割合 ②指標の考え方 各家庭で災害に対する備えを行い自助の 取組みを進めることで、災害時の被害軽 減や迅速な復旧・復興を図るため	34.0% (2024年度実績)	55.0% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※1 要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する人。

※2 自助及び共助

自分や家族の安全を自ら守ることを自助、地域や職場などで助け合い、被害の拡大防止や災害予防に努めることを共助という。

また、自治体などの公的機関による救助活動や支援物資の提供などの公的支援を公助という。

大規模災害発生直後は、公的機関も被災しているため、自助、共助、公助の割合は7対2対1になるといわれている。

※3 防災士

社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人。

※4 防災士協議会

自主防災組織等で防災活動にあたる防災士が、組織の枠を超えて、情報交換や連携することを目的に原則として校区単位で結成した団体。

※5 避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5など）に該当する人。

※6 特定建築物

興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有し、多数の者が利用する建築物。

※7 データ通信を利用した無線機(IP無線)

携帯電話の仕組みを利用した無線システム。大分市では、災害時における行政機関内の通信手段の1つとして整備している。

※8 大分市同報系防災行政無線

同報系（同時に複数の相手に通報する無線系統）と呼ばれる、屋外スピーカー等を介して一斉に防災情報や行政情報を伝える無線通信システム。

第5章第2節 流域全体※¹の関係者で行う災害対策等の推進

▶ 目指す姿

- ◎ 台風や集中豪雨などの自然災害に強い安全・安心なまちづくりを実現するため、減災対策に取り組んでいる。

▶ 現 状

- 1 気候変動に伴い豪雨の発生が頻発化することが予測されているなか、森林や農地の災害防止機能が低下しており、土砂災害や浸水被害が激甚化することが懸念されています。
- 2 市域には、大分川や大野川をはじめとする一級河川※²や二級河川※³、市管理河川、防災重点農業用ため池があり、集中豪雨時、はんらんや決壊等の被害が危惧されています。
- 3 自然災害による被害を軽減するため、より多くの関係機関の取組を充実・強化するとともに、関係機関との情報提供や連携を一層強化することが求められています。

▶ 今後の課題

- 1 市民の生命や財産を守るため、森林や農地等の保全や事前防災対策に取り組むとともに、災害発生時には、人命を優先した避難行動が取れる情報を発信するなど、関係機関と連携した対策が必要です。
- 2 河川の改修や下水道整備に加え、調整池※⁴などによる洪水調整機能の拡充や森林や農地が持つ保水機能の活用などの対策を組み合わせ、流域が一体となった治水対策が必要です。

▶ 主な取組

① 森林や農地等の保全及び減災対策

- ・大雨による水害を防ぐため、水源かん養※⁵等の機能を有する森林や農地の保全に努めます。
- ・県や地元関係者と連携を図り、災害時に決壊のおそれのあるため池の改修を促進します。
- ・防災重点農業用ため池が決壊した場合の浸水想定区域※⁶を周知するため、ハザードマップ※⁷を活用して情報発信を行い、防災意識の向上に努めます。
- ・廃止ため池※⁸の活用等について方針を定めることで、流域治水、減災対策に努めます。

② 河川改修・砂防事業等の促進及び減災対策

- ・国、県の管理する河川の護岸整備、河川管理施設の耐震化を促進します。
- ・本市の管理する河川においては、過去の被災状況等を考慮し、効率的な改修を図るとともに、国、県の河川改修計画との調整を図りながら整備等を推進します。
- ・河川流域の土石による被害を防止するため、砂防事業を促進します。
- ・住宅地や森林における土砂崩落を防ぐため、急傾斜地崩壊対策や地すべり対策を促進します。
- ・土石流対策として危険区域の対策事業を促進します。
- ・土砂災害警戒区域※⁹と浸水想定区域を周知するため、ハザードマップの作成やまちづくり出張教室を行うなどの情報発信をし、防災意識の向上に努めます。
- ・土砂災害特別警戒区域※¹⁰における住宅等立地の抑制や既存住宅の安全な構造への改修、移転支援等に努めます。
- ・行政の迅速な防災活動や、市民の早期避難へつながられるよう、水害監視カメラや水位標示板の周知及び情報発信を行います。

③ 内水※¹¹ 浸水対策の促進及び減災対策

- ・道路や住宅地などに降った雨水を河川へ放流するため、道路側溝や下水道（雨水管きょ）の整備を推進します。
- ・過去の被害状況を基に雨水排水ポンプ場などを整備するとともに、近年の降雨状況を踏まえた浸水シミュレーションに基づき、その他の浸水対策の検討を行います。
- ・浸水シミュレーションに基づく内水ハザードマップを作成するとともに、浸水想定区域においては、危険の周知や警戒避難体制の整備などの対策を推進します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「災害対策の取組がすすみ、安心なまちづくりが実現した」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「災害対策の取組がすすみ、安心なまちづくりが実現した」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 この計画を基にした事業を展開することで、流域治水へ貢献し、その事で減災対策の質の向上につながるため	38.5% (2024年度実績)	42.4% (2029年度見込)
大雨が予想される場合の水害監視カメラ映像の視聴者数及び視聴回数	①指標の内容 出水期（6～10月）における水害監視カメラ映像の視聴者数及び視聴回数（YouTube） ②指標の考え方 公開している水害監視カメラのリアルタイム映像を大雨が予想される場合に視聴することで、適切な水防活動や市民の早期避難につながり、減災対策になるため	249人・1,143回/日 (令和5年度6～10月平均) (2023年度実績)	増 加 (2029年度見込)
雨水排水ポンプ場等の総排水能力	①指標の内容 上下水道局が管理する全ポンプによる雨水排水能力 ②指標の考え方 雨水排水ポンプ場等の排水能力を増強することで、円滑に雨水を排除し、整備地区の浸水被害の低減につながるため	113.6m ³ /秒 (2023年度末現在)	125.4m ³ /秒 (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 流域全体

集水域（雨水が河川に流入する地域）、河川区域、はんらん域（河川のはんらんにより浸水が想定される地域）をひとつのまとまりとしてとらえたもの。

※ 2 一級河川

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系（一級水系）に係る河川で国が指定したもの。水系とは水源から河口にいたるまでの本川や支川のまとまりのこと。

※ 3 二級河川

一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で県が指定したもの。

※ 4 調整池

開発行為に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設。

※ 5 水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、流量を安定させること。

※ 6 浸水想定区域

洪水、ため池の決壊などにより浸水が想定される区域。洪水の場合は国及び県が区域を指定。ため池の場合は県が区域を指定。

※ 7 ハザードマップ

今後発生が予測される自然災害について、その被害の範囲や程度、避難場所などを表示した地図。

※ 8 廃止ため池

受益者がいなくなり、不要になったため池の堤防部分（ため池本体）をカットすることで水が溜まらないようにしたもの。

※ 9 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

※ 10 土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

※ 11 内水

堤防の内側（住宅側）にある水のこと。内水が大雨などにより河川へ排出ができなくなり、住宅地側へはんらんすることを内水はんらんという。これに対し、堤防の決壊などにより河川の水が住宅地側へはんらんすることを外水はんらんという。

第6章第1節 消防・救急体制の充実

▶ 目指す姿

- ◎ 積極的に火災予防活動を推進するとともに、消防・救急・救助体制を整備し、迅速で効果的な対応を実現している。
- ◎ 災害による被害を最小限に抑えるため、関係機関と緊密に連携・協力を図り、受援・応援体制を構築している。

▶ 現 状

- 1 約3日に1件の割合で火災が発生し、市民の生命と財産が損失しており、地域における防火知識の普及活動や火災抑止対策などの啓発活動、火災予防が求められています。
- 2 高齢化の進展、環境の変化や感染症などによる複雑多様化する救急需要により出動件数が年々増加傾向にあり、令和4年は救急出動件数が過去最高となっています。
- 3 人口減少、少子高齢化の進展により、消防団員の確保が困難な状況となっており、地域の消防防災の担い手不足から、災害時における地域防災力の低下が懸念されています。
- 4 激甚化・頻発化する土砂・風水害や南海トラフを震源とする巨大地震などが発生した場合、広範囲に被害が生じると予想され、消防力が劣勢となるおそれがあります。

▶ 今後の課題

- 1 複雑多様化する救急需要へ適切に対応するため、医療機関や関係機関との緊密な連携・協力を一層推進し、さらなる救急・救助体制の充実を図ることが必要となっています。
- 2 効果的な広報活動により、あらゆる世代に対して消防団への入団を促進するとともに、活動しやすい環境づくりに取り組み、地域防災力の充実・強化を図ることが必要となっています。
- 3 激甚化・頻発化する自然災害などによる被害を最小限に抑えるため、消防力の充実を図り、防災関係機関等との緊密な連携・協力を推進し、さらなる災害対応能力の向上が必要となっています。

▶ 主な取組

① 火災予防の推進

- ・ 幼少年期における防火意識の醸成を図るとともに、消防団や幼年女性防火委員会などと連携して、地域における防火知識の普及啓発に取り組みます。
- ・ 住宅火災の減少を目的とした、防火講話や訓練指導などを継続するとともに、高齢社会に対応した取組を踏まえた住宅用火災警報器の交換及び維持管理について、消防団や幼年女性防火委員会などの関係団体と連携し、積極的な広報に取り組みます。
- ・ 病院や社会福祉施設などの防火対象物及びコンビナート地区内やガソリンスタンドなどの危険物施設の査察を行い、施設の適正管理と防火管理体制の徹底を促進します。
- ・ 出火・事故原因の調査・分析を行い、より効果的な火災抑止対策を推進します。

② 消防体制の充実

- ・ さまざまな災害に対応するため、装備を充実させるとともに、地域の実情を考慮した車両や人員の配置を図ります。
- ・ 災害対応能力のさらなる向上のため、人材育成の推進及び環境の整備・充実を図ります。
- ・ 消防団の充実・強化を図るため、活動しやすい環境づくりや実践的な訓練・研修の促進に努めるとともに、効果的な広報や組織の魅力向上を通じて、多様な世代からの人材確保に努めます。
- ・ 災害情報を迅速かつ的確に収集し、伝達するため、高機能通信指令システムを活用するとともに、多様な情報ツールへ対応できるよう積極的にICTの利用を推進します。
- ・ 災害時の拠点施設である消防庁舎を計画的に整備し、予防保全による適正な維持管理に努めます。
- ・ 安定した消防水利を確保するため、耐震性を有する防火水槽の整備を行います。

③ 大規模災害時の体制の充実・強化

- ・ 被災時における緊急消防援助隊等※¹の受援体制の充実・強化を図ります。
- ・ 緊急消防援助隊等の応援体制の充実・強化を図ります。

④ 救急救助体制の充実

- ・ 救命効果のさらなる向上を目指し、より高度な救命処置が行える救急救命士の育成やメディカルコントロール体制※²の充実・強化及び資器材の整備を図ります。
- ・ 現場に居合わせた人が適切な応急手当ができるよう、AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当の普及啓発に積極的に取り組みます。
- ・ 救急需要の増加に対応するため、病院救急車等との連携に取り組むとともに、人口動態等を踏まえた救急車の適正な配置及び救急車の適正な利用の啓発に努めます。また、新興感染症に対応するため、資器材を整備し、安定した救急業務の継続に努めます。
- ・ さまざまな救助要請に対応するため、各種訓練の実施や研修会への参加、関係機関との連携訓練などを行うなかで知識及び技術の向上を図り、救助活動対応力を強化します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
住宅火災件数	①指標の内容 2019～2023年度（令和元年～令和5年度）の5年間で発生した建物火災件数は271件で、そのうち住宅火災件数は159件、58.7%であり、住宅火災件数の減少に取り組む必要があるため ②指標の考え方 2019～2023年度（令和元年～令和5年度）の5年間で発生した住宅火災件数の年平均数32件を現状値とする	32件 （2019～2023年度の5年間の平均値）	32件未満 （2029年度見込）
消防団員数	①指標の内容 2023年（令和5年）4月1日時点の消防団員数を現状値とし、消防団員が活動しやすい環境づくりや効果的な広報を行い、5年後には2,063人以上の消防団員の確保を目標とするもの ②指標の考え方 消防体制の充実および地域防災力の向上を図るため、現状の消防団員数を維持、または、それ以上を確保することが必要であるため	2,063人 （2023年度実績）	2,063人以上 （2029年度見込）
目の前で倒れた心肺停止傷病者に対して、救急隊到着までに行った応急手当実施率	①指標の内容 目の前で倒れ、心肺停止となった傷病者に対して、その場に居合わせた人が救急隊到着までに応急手当を実施した割合 ②指標の考え方 応急手当の中でも、その場に居合わせた人が行う心肺蘇生は、救命の効果が高いとされているため	82.4% （2023年度実績）	85.0% （2029年度見込）

▶ 用語解説

※ 1 緊急消防援助隊等

緊急消防援助隊、県内応援隊、国際消防救助隊、その他協定に基づく応援隊。

※ 2 メディカルコントロール体制

救急救命士を含む救急隊員が行う救急活動の質を保証するために、医師による医学的観点からの指示及び指導・助言、事後検証、病院実習等の再教育を充実させていく体制。

<政策11> 第6章 安全・安心な暮らしの確保

<施策21>

第6章第2節 交通安全対策の推進

▶ 目指す姿

- ◎ 人優先の交通安全の思想普及や環境整備などの交通安全対策が推進されており、安全で快適な交通社会が実現している。

▶ 現 状

- 1 本市においても、交通事故の発生件数は減少傾向であるが、交通事故による死亡者の中で高齢者が高い割合を占めており、歩行者が犠牲となる交通事故が多く発生しています。
- 2 交通事故の発生原因は多岐にわたり、なかでも自動車や自転車等の運転者の前方不注視や安全不確認などの安全運転義務違反によるものが大半を占めています。
- 3 高齢運転者が加害者となる重大交通事故も発生していることに加え、自動車・自転車の運転中や歩行中にスマートフォン等を操作することによる事故も頻発しています。

▶ 今後の課題

- 1 高齢者の交通事故防止を重点に、関係機関・団体や地域との連携を図りながら、市民の理解と協力のもと、広範な交通安全対策を推進していく必要があります。
- 2 今後も、自転車の交通ルールやマナーの啓発に取り組むとともに、電動キックボード等の新たなモビリティ※1への対応も必要です。
- 3 交通事故相談業務などにより、交通事故当事者への支援の充実も必要です。

▶ 主な取組

① 交通安全思想の普及・徹底

- ・関係機関・団体などと連携を図り、ながらスマホの防止や横断歩道のマナーアップをはじめ、交通ルールの遵守や交通マナー・モラルの向上を広く呼び掛けるなど、市民総ぐるみの交通安全運動を推進します。
- ・小中学生、高校生及び大学生に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。
- ・老人会や自治会等を通じ、高齢者体験型交通安全教室などを開催し、高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努めます。
- ・高齢者による交通事故の防止及び公共交通機関の利用促進を図るため、高齢者の運転免許の自主的な返納を促します。
- ・交通安全協会や女性ドライバー協議会などの交通安全団体への支援を図り、地域に密着した交通安全活動を推進します。
- ・電動キックボード等の新たなモビリティに対する交通ルールの遵守と交通事故の防止に取り組みます。

② 交通安全環境の整備

- ・歩行者及び自転車通行の安全確保を図るため、歩道の改良や自転車走行空間の整備などを促進するとともに、放置自転車対策にも取り組みます。
- ・安全な通行空間を確保するため、道路状況等に応じて、必要とされる道路改良やカーブミラーなどの整備を図ります。
- ・通学路や生活道路、事故多発地点などにおいて、信号機・横断歩道や防護柵などの交通安全施設の整備について関係機関と協力するとともに、道路機能の維持についても、道路利用者との連携により安全で円滑な交通の確保に努めます。

③ 交通事故にあわれた方への支援の充実

- ・交通事故相談業務など交通事故にあわれた方への支援の充実に努めます。
- ・交通遺児への支援制度などについて、広く市民への周知を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
年間交通事故発生件数	①指標の内容 年間を通して発生した交通事故の発生件数 ②指標の考え方 関係機関・団体と連携を図り交通安全運動の取組みを行った成果が得られるため	1,230件 (2023年実績)	1,200件以下 (2029年見込)
年間交通事故死者数及び重傷者数の計	①指標の内容 年間を通して発生した交通事故に伴う死者数及び重傷者数の計 ②指標の考え方 関係機関・団体と連携を図り交通安全運動の取組みを行った成果が得られるため	113人 (2023年実績)	100人以下 (2029年見込)

▶ 用語解説

※1 モビリティ
「乗り物」「移動手段」のこと。

<政策11> 第6章 安全・安心な暮らしの確保

<施策22>

第6章第3節 犯罪のないまちづくりの推進

▶ 目指す姿

- ◎ 市民一人ひとりの防犯意識が高く、行政、地域、関係機関が連携し、犯罪のない安心して暮らせる地域社会が実現している。

▶ 現 状

- 1 還付金詐欺や架空請求詐欺など、巧妙化する特殊詐欺※¹の被害が増加しています。
- 2 自主防犯パトロールや子ども見守りパトロールなどの防犯活動を実施しています。また、防犯灯及び防犯カメラの設置など、防犯環境の整備も進めています。
- 3 犯罪などにより被害を受けた人やその家族は、経済的負担や二次的被害※²など、さまざまな被害に苦しんでいます。

▶ 今後の課題

- 1 巧妙化する特殊詐欺の被害を未然に防ぐためにも、市民一人ひとりの防犯意識の高揚が求められています。
- 2 すべての市民を犯罪から守るため、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と地域に密着した防犯活動の推進、防犯に配慮した環境の整備が求められています。
- 3 犯罪などにより被害を受けた人やその家族への支援及び二次的被害の防止や再犯防止の必要性について、広報及び啓発に努め、市民等の理解を深める必要があります。

▶ 主な取組

① 防犯意識の高揚

- ・ 関係機関と連携して広報誌の発行や防犯イベントの開催などによる広報を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
- ・ 暴力絶滅運動を推進し、市民の暴力犯罪絶滅及び暴力団排除の気運を高めます。
- ・ 特殊詐欺等の被害を未然に防ぐため、特殊詐欺対策機能付き電話機の購入費補助制度及び啓発活動を推進します。

② 犯罪のないまちづくり

- ・ 自主防犯パトロールやこども見守りパトロール等を所管する関係機関との連携を図りながら、各種防犯活動により地域の連帯意識の強化を図るとともに、地域に密着した活動に努めます。
- ・ 犯罪を誘発するおそれのある場所を解消するため、防犯カメラや防犯灯・街路灯の設置など、防犯環境の整備を行います。
- ・ 闇バイトなどの犯罪に若者を加担させないよう、関係機関と連携して広報及び啓発に努めます。

③ 犯罪被害者等への支援と再犯防止の推進

- ・ 犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、経済的負担の軽減を図るとともに、関係機関と連携し、再犯防止の推進にも努めます。
- ・ 二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について広報及び啓発に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
刑法犯認知件数	①指標の内容 窃盗犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯、凶悪犯、その他などの刑法犯に該当する犯罪の認知件数（毎年1月～12月） ②指標の考え方 犯罪の種類ごとの認知件数を把握でき、犯罪の未然防止対策を講じる指標として利用できるため	1,385件 (2023年実績)	1,200件以下 (2029年見込)

▶ 用語解説

- ※ 1 **特殊詐欺**
被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだましとる犯罪の総称。
- ※ 2 **二次的被害**
犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等による精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害のこと。

第6章第4節 健全な消費生活の実現

▶ 目指す姿

- ◎ 市民が正しい知識に基づいた消費行動をとり、健全な消費生活を送ることができる地域社会が実現している。

▶ 現 状

- 1 情報通信技術（ICT）・サービスなどの発展により、利便性が向上する一方で、これまでになかった悪質化・巧妙化した手口による消費者トラブルが多発しており、消費生活相談内容も複雑化、多様化しています。
- 2 高齢者を中心に訪問販売や電話勧誘等による消費者トラブルが依然として増加傾向にあり、また、スマートフォンなどの普及により、若年層がインターネット関連のトラブルに巻き込まれるなど、消費者トラブルの低年齢化が懸念されています。

▶ 今後の課題

- 1 消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者や若年層を中心に、消費者教育や啓発活動などを積極的に行う必要があります。

▶ 主な取組

① 消費者教育・啓発の推進

- ・関係機関と連携するなか、高齢者等への消費生活教室、小中高校生の消費生活教育講座の開催など消費者問題に対する意識の向上やお金に関する知識や判断力（金融リテラシー※1）の醸成など消費者教育の充実を図ります。
- ・刊行物、市報及びホームページによる消費生活に関する適切な情報提供により、賢い消費者としての意識の啓発を行います。
- ・消費者団体と協力し、消費者問題に関する市民の意識の高揚を図ります。
- ・消費生活セミナー等の啓発講座、消費者団体の行うアンケート調査等を通じて、消費者ニーズを的確に把握し、消費者教育に反映させていきます。
- ・若年層から高齢者まで消費者の幅広い相談・苦情に適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携するなか、相談体制の充実を図ります。

② 適正な事業活動の促進

- ・消費者が商品の選択を誤ることがないように、商品の表示・広告・計量等の適正化を促進します。
- ・安全の確保や被害の救済など消費者の権利を尊重した事業者の適正な事業活動を促進します。

③ 消費者団体活動の促進

- ・消費生活上の諸問題への自主的な取組が活発に展開されるよう、消費者団体を支援します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
消費者啓発講座の受講者数	①指標の内容 市民に対する消費者教育・啓発の推進のために開催する消費啓発講座の受講者数 ②指標の考え方 一人ひとりの市民が、消費者問題に対する意識が向上し、消費者トラブルを未然に防止する適切な判断力を養うためには、消費啓発講座を受講する機会を得ることが大切であるため	2,795人 (2023年度実績)	3,000人 (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 金融リテラシー
金融や経済に関する知識や判断力のこと。

基本的な政策【第3部】

創造・挑戦

第3部 新たな価値を創造し、 未来に挑戦できるまち

政 策	施 策	政策名・施策名
政策12	施策24	第1章 DXの推進
政策13	—	第2章 快適な生活環境の確立
—	施策25	・第1節 脱炭素社会の実現に向けた取組
—	施策26	・第2節 循環型社会の形成
—	施策27	・第3節 公害の未然防止と環境保全
—	施策28	・第4節 豊かな自然の保全
政策14	—	第3章 活気ある商工業・流通の展開
—	施策29	・第1節 商工業・サービス業の振興
—	施策30	・第2節 流通拠点の充実
政策15	—	第4章 特性を生かした農林水産業の振興
—	施策31	・第1節 農業の振興
—	施策32	・第2節 林業の振興
—	施策33	・第3節 水産業の振興
政策16	施策34	第5章 魅力ある観光の振興
政策17	施策35	第6章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実
政策18	—	第7章 快適な都市構造の形成と機能の充実
—	施策36	・第1節 計画的な市街地の形成
—	施策37	・第2節 交通体系の確立
政策19	—	第8章 安定した生活基盤の形成
—	施策38	・第1節 水道の整備
—	施策39	・第2節 下水道の整備
—	施策40	・第3節 安全で快適な住宅の整備
—	施策41	・第4節 公園・緑地の保全と活用

第1章 DXの推進

▶ 目指す姿

- ◎ 市民サービスの向上：本市が多様な主体と連携して適切なサービスを提供するなか、市民は必要な市政情報を受け取ることができている。
- ◎ 行政事務の効率化：適切な業務システムとネットワークが整備され、先進技術の情報を把握し、デジタル技術を活用して生産性を向上させている。
- ◎ 人材育成：市民と職員双方にデジタル技術を学ぶ機会が確保され、自分の年代や役割に応じたデジタルスキルを習得できている。

▶ 現 状

- 1 技術の進歩：近年、AI※¹や5G※²、ビッグデータ※³などの情報通信技術（ICT※⁴）の進歩は社会生活に大きな影響を与え、必要不可欠なものとなっています。これらの技術は、さまざまな分野での活動を助け、新たな可能性を開拓しています。
- 2 デジタルデータ化：スマートフォンやタブレット端末による情報発信や、あらゆるモノがインターネットにつながるIoT※⁵、膨大な情報を学習し高度な処理を実行するAIなどにより、情報のデジタルデータ化がこれまで以上に進んでいます。
- 3 DXの推進：本市では、ホームページやSNS※⁶、オンライン申請などのICTを通じて、市民との双方向性の確保に努めるとともに、AI、RPA※⁷、ドローン※⁸など、デジタル化による行政事務の効率化を進めることで、質の高い市民サービスの提供に取り組んでいます。

▶ 今後の課題

- 1 DXのさらなる推進：市民の利便性向上のため、市民サービスのデジタル化を推進するとともに、地域の活性化を図るため、行政が保有する各種オープンデータ※⁹の二次利用を促進するほか、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、市民の誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、DXの推進に取り組む必要があります。
- 2 セキュリティ対策：プライバシー侵害や個人情報の不当な利用、改ざん、情報漏えいなどの問題に対応するために、最新の情勢に対応したセキュリティ対策の実施と、市民が安全にICTを利活用できる体制の構築が求められています。

▶ 主な取組

① デジタル技術の活用による市民サービスの向上

- ・市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、オンライン化を推進します。
- ・市民の窓口での滞在時間短縮及び負担軽減等のため、デジタル技術の活用により申請書の作成を支援するなど、窓口サービスの向上を図ります。
- ・多様な市民ニーズに応えられるよう、マイナンバーカードの利活用に取り組みます。
- ・データの活用により新たな価値が創出されるよう、行政が保有する活用可能性の高いオープンデータの利活用を促進します。
- ・デジタル技術を活用し、効率的かつ効果的な市政情報の発信及び市民意見の聴取に取り組みます。
- ・市域全体のデジタル化を促進し、地域活動及び経済活動の活性化を図ります。

② ICTによる業務効率化・最新技術の調査研究

- ・行政事務のさらなる効率化や経費削減のため、デジタル技術の導入や業務改善（BPR※¹⁰）などに取り組みます。
- ・今後のDX推進のため、AIをはじめとした最新技術の利活用に向けた調査・研究に取り組みます。

③ 情報セキュリティ対策

- ・市民が安心して市民サービスを受けることができるよう、個人情報の保護や情報セキュリティのより一層の強化を図ります。

④ ICTリテラシー※¹¹の向上

- ・市民が等しく安全・安心にICTを利活用し、その恩恵を受けられるよう、ICT講習や情報モラルに重点を置いた情報教育を実施します。

⑤ デジタル人材の育成

- ・デジタルスキルの向上に向けて、市民や職員の能力に応じた学ぶ機会を用意するなど、未来を担う人材の育成に取り組みます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「各種行政窓口・行政 手続が利用しやすい」 と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「各種行政窓口・ 行政手続が利用しやすい」と感じる市民 の割合 ②指標の考え方 本市のDXを推進する上で、行政窓口・ 行政手続の利便性に関する市民の意識が 重要であるため	51.2% (2024年度実績)	63.0% (2029年度見込)
DXの推進により市民 サービスの向上や業務 の効率化に取り組んだ 業務数 (累計)	①指標の内容 デジタル技術を活用して、効率化に取り 組んだ業務数 ②指標の考え方 デジタル技術を活用し、市民サービスの 向上に取り組んだ成果として、重要であ るため	— (2025年度開始)	延べ100 (5年間) (2029年度見込)
情報セキュリティ研修 の受講率 全職員 (100%)	①指標の内容 職員に対して実施する情報セキュリティ 研修の受講率 ②指標の考え方 職員の受講が、本市全体のセキュリティ レベルの向上につながるため	96.0% (2023年度実績)	研修受講率 全職員 100% (2029年度見込)
ICT講習会受講者数 (累計)	①指標の内容 地域住民に対して実施するICT講習会の 累計受講者数 ②指標の考え方 地域住民のデジタルスキルを学ぶ機会が 確保され、習得することができる取組の 成果として、重要であるため	75,702人 (2023年度実績)	87,000人 (2029年度見込)
eラーニング※12及び 研修の受講者数 (累計)	①指標の内容 職員に対して実施するeラーニング及び 研修の延べ受講者数 ②指標の考え方 職員の受講が、本市全体のデジタル化の 推進、市民の利便性の向上、行政事務の 効率化に繋がるため	eラーニング 70人 その他研修 338人 計408人 (2023年度実績)	2,000人 (2029年度見込)

▶ 用語解説

- ※1 AI
Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。
- ※2 5G
第5世代移動通信システム（5th Generation）と呼ばれる通信規格のこと。これまでの通信規格と比較して、高速・大容量、超低遅延、多数同時接続が可能な移動体無線通信システム。
- ※3 ビッグデータ
民間企業や行政が保有する多種多様なデータのこと。収集・分析をすることにより、新たな知見の発見が期待できるもの。
- ※4 ICT
Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関連する科学技術の総称のこと。
- ※5 IoT
Internet of Thingsの略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
- ※6 SNS
Social Networking Serviceの略。人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供する会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人と友人」といった共通点やつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスのこと。
- ※7 RPA
Robotic Process Automationの略。人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。主にデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもの。
- ※8 ドローン
飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもののこと。
- ※9 オープンデータ
何らかの権利に基づく制限を課されることなく、誰でも自由に入手、加工、利用、再配布などすることができるよう公開されたデータのこと。
- ※10 BPR
Business Process Reengineeringの略。既存の業務過程を詳細に分析して課題を把握し、抜本的に業務全体の再構築を行う業務改革のこと。
- ※11 ICTリテラシー
ICTに関する知識や情報を適切に理解し、活用する能力のこと。
- ※12 eラーニング
インターネットを利用したオンライン学習のこと。

<施策25>

第2章第1節 脱炭素社会の実現に向けた取組

▶ 目指す姿

- ◎ 市民、事業者、NPO等と連携し、「2050年カーボンニュートラル※1」の実現を目指した取組を推進している。

▶ 現 状

- 1 豊かで便利な生活を実現するため、石油や石炭などの化石燃料を大量に使用してきた結果、大気中の温室効果ガスの増加を招き、そのことが地球温暖化の原因となっています。
- 2 地球温暖化の進行により、国内外で気候変動や自然災害の頻発化・激甚化に加え、食料生産や生態系への影響、熱中症の多発など人の健康への影響等が生じており、世界規模での地球温暖化対策が求められています。
- 3 2020（令和2）年に国は「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言し、2030（令和12）年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を従来のもより大幅に引き上げ、目標達成に向け、対策を強化しています。
- 4 本市においても「2050年ゼロカーボンシティ」として2050（令和32）年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すこととしています。

▶ 今後の課題

- 1 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、大分市地球温暖化対策実行計画に掲げた2030（令和12）年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を確実に達成していく必要があります。
- 2 省資源・省エネルギーを意識したライフスタイルや事業活動への見直し、再生可能エネルギー※2や水素エネルギー※3などの導入を促す環境づくり等が必要であり、市民、事業者、NPO等との連携を強化しながら、長期的かつ効果的な取組が求められています。

▶ 主な取組

① 温室効果ガス排出量の削減

- ・家庭や事業所等において、省エネ機器や省エネ住宅等への転換を促し、節電を意識したライフスタイルや事業活動への見直しによる各主体の自主的な取組を促進します。
- ・本市が実施する事業に伴い排出される温室効果ガスについて、率先的に排出削減に向けた取組を行います。
- ・市有施設を含め、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入及び利活用を促進します。
- ・移動や輸送によって排出される温室効果ガスを削減するため、環境にやさしい次世代自動車の導入を促進するとともに、公共交通機関の利用促進やエコドライブ※4の普及、再配達抑制を図ります。
- ・脱炭素社会の実現への理解を深め、自ら進んで行動することができるよう、省エネ懇談会や小中学生への出前授業等を通じて、環境教育・環境学習の充実を図ります。
- ・温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林を保全するとともに、市民、事業者、NP0と連携し、みんなの森づくり事業を推進します。
- ・フロン排出抑制法※5等の関係法令に基づき、地球温暖化やオゾン層破壊の原因物質とされるフロン類の適正な再資源化や処理を行うよう、市民・事業者に対して普及啓発・指導を行います。
- ・地球環境問題に関する施策をより効果的に推進するため、市民、事業者、NP0等との連携を強化します。

② 水素エネルギーの利活用

- ・水素エネルギー関連機器の普及促進を図ります。
- ・水素関連産業や水素ビジネスの創出につながるよう、県や関連企業との連携を強化し、取組を進めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
大分市全体の温室効果ガス排出量（特定事業所※6を除く） 《基準年度（2013年度：3,448千t-CO ₂ ）との比較値》	①指標の内容 市で算出している市域全体の温室効果ガス排出量（特定事業所を除く） ②指標の考え方 温室効果ガス排出量の削減を目的として各種事業を実施しており、市民・事業者・行政の各種事業の成果が排出量の実績に表れるため	33.6%減 《2,291千t-CO ₂ 》 (2021年度実績)	50%以上削減 (2030年度)
大分市全体の温室効果ガス排出量（特定事業所） 《基準年度（2013年度：23,557千t-CO ₂ ）との比較値》	①指標の内容 市で算出している市域全体の温室効果ガス排出量（特定事業所） ②指標の考え方 脱炭素社会の実現を目指すためには、本市の温室効果ガス排出量の約9割を占める特定事業所における削減が必要であるため	16.6%減 《19,655千t-CO ₂ 》 (2021年度実績)	30%削減 (2030年度)

▶ 用語解説

※1 カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成を目指す。

※2 再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油、石炭等の化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差等を利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用、発電等のリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。

※3 水素エネルギー

水素を原料として生産されるエネルギーの事を指す。水素は水やバイオエタノールなど、さまざまな原料から取り出せるため、現在、水素を利用したエネルギーに注目が集まっている。

※4 エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術。主な内容は、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

※5 フロン排出抑制法

フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施するため、フロン回収・破壊法を改正し、平成27年4月に施行された法律。正式名称「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。

※6 特定事業所

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づき、エネルギーの使用状況等を国に報告している大規模事業所のこと。なお、本計画では、これら特定事業所のうち製造業や発電所等の業種を指す。

第2章第2節 循環型社会※1の形成

▶ 目指す姿

- ◎ ごみの減量、リサイクル、適正処理が徹底され、環境への負荷が低減された循環型社会を形成できている。

▶ 現 状

- 1 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の効率的な利用やリサイクル等をさらに進めることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷がより一層低減される社会の構築が求められています。
- 2 2014（平成26）年11月から実施している家庭ごみ有料化制度により、ごみ排出量の削減や市民意識の高揚などの効果が現れているものの、近年では、家庭から排出される燃やせるごみの減量化が進んでいない状況にあります。
- 3 不法投棄への対応として、パトロールの実施、看板の設置による啓発、カメラの設置による監視を行っています。発見件数は、減少傾向にあるものの年間100件を超える数で推移しており、今後も監視体制を継続していく必要があります。

▶ 今後の課題

- 1 循環型社会を形成するため、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の取組を推進することが求められています。
- 2 家庭ごみの減量とリサイクルをより一層推進するため、食品ロスを含む生ごみの減量や資源物の分別排出などの取組をさらに進める必要があります。
- 3 ごみの適正処理を推進し、快適な生活環境を保持するため、ごみの排出ルールの徹底や不法投棄の防止に取り組むとともに、新たな廃棄物処理施設による安定したごみ処理体制を整備・維持する必要があります。

▶ 主な取組

① 資源循環の取組の推進

(1) 家庭ごみの減量とリサイクルの推進

- ・家庭ごみ有料化の効果を検証するなか、有料化の目的である家庭ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、費用負担の公平性を確保します。
- ・ごみの減量とリサイクルを推進するため、4 R※²（フォーアール）の必要性について、環境啓発施設の活用や地域での懇談会等を通じ、周知・啓発に努め、ごみの減量とリサイクルに対する市民意識の高揚を図ります。
- ・マイバッグ運動をはじめ、過剰包装抑制等を促すなど、ごみの発生を回避するための施策を推進します。（リフューズ）
- ・「3 きり運動※³」を推進するとともに、生ごみ処理容器等の利用を促進するなど、ごみの減量化を推進します。（リデュース）
- ・フリーマーケットなどさまざまな機会を通じて、再使用を促進します。（リユース）
- ・適切な資源物の分別回収を実施するとともに、指導・啓発などにより分別排出の徹底を図り、再資源化を推進します。（リサイクル）

(2) 事業系ごみの減量とリサイクルの推進

- ・4 Rにもとづく取組を推進するよう市内事業所へ働きかけます。

② 廃棄物の適正処理

(1) 収集体制の検討

- ・家庭ごみの効率的な収集体制の在り方について検討を進めます。

(2) 処理施設の整備

- ・計画的に廃棄物処理施設の整備を行い、適正かつ安定した管理、運営に努めます。
- ・ごみや廃棄物の再資源化を推進します。
- ・関係自治体と連携を図るなか、新たな廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、ごみの広域処理を推進します。
- ・焼却灰の再資源化を行うなど、最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に努めます。

(3) 災害廃棄物の処理

- ・万全な災害廃棄物処理体制を構築し、迅速かつ適正な処理を図ります。

(4) 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、排出段階での減量化・再資源化を促進します。
- ・産業廃棄物処理施設の監視・指導を行い、適正処理を推進します。
- ・不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導を徹底し、清潔な生活環境の保全を推進します。
- ・産業廃棄物処理施設設置者と周辺地域住民による環境保全等についての協議や説明会の開催により、相互理解を促進します。

(5) 美化意識の高揚

- ・不適正処理を防止し、快適な生活環境を保持するため、地域における美化活動を促進するなど、まちの美化への意識の高揚を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
ごみ排出量	①指標の内容 本市から発生し本市が処理するごみの量 (家庭系の可燃・不燃・資源物、事業系の可燃・不燃物の合計) ②指標の考え方 循環型社会の形成のため、ごみの減量とリサイクルを推進することにより、ごみ排出量は減少するため	153,356t (2023年度実績)	147,647t (2029年度見込)
最終処分率	①指標の内容 ごみ排出量に対する最終処分量(埋立量)の割合 ②指標の考え方 循環型社会の形成のため、ごみの減量とリサイクルの取組とあわせ、ごみの中間処理を適正に行い、再資源化や熱回収等を推進することで最終処分率は減少するため	7.8% (2023年度実績)	5.8% (2029年度見込)
リサイクルに取り組んでいる市民の割合 (大分市「ごみ減量・リサイクル」及び「家庭ごみ有料化制度」に関する市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「あなたやあなたと同居している方は、日頃からごみの減量やリサイクルに取り組んでいますか。」という問いに対し、「日々取り組んでいる」や「自分たちに負担がかからない範囲で取り組んでいる」と回答した市民の割合 ②指標の考え方 リサイクルに対する意識が市民に浸透することが重要であるため	93.3% (2023年度実績)	95.0% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※1 循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

※2 4R

Refuse（リフューズ・発生回避）、Reduce（リデュース・発生抑制）、Reuse（リユース・再使用）、Recycle（リサイクル・再資源化）の4つの頭文字をとったもの。

※3 3きり運動

食材を上手に使いきる「使いきり」、おいしく残さず食べる「食べきり」、生ごみをしっかりしぼる「水きり」の実践を呼びかけ、食品ロスの削減と生ごみの減量化を推進する運動。

<施策27>

第2章第3節 公害の未然防止と環境保全

▶ 目指す姿

- ◎ 大気や公共用水域※¹などの環境の現況を把握し、公害の未然防止と環境の保全に向けた施策を総合的に推進している。

▶ 現 状

- 1 本市では新産業都市として製油、鉄鋼などの重化学工業型の産業が立地して以降、精密機器、電気機器等の新たな産業が集積し、国内でも有数の工業都市として半世紀にわたり旺盛な生産活動が行われています。
- 2 大気汚染などの産業公害を未然に防止するため、法や条例に基づく環境監視や排出規制に加え、大規模工場とは地域の実情に即した公害対策を確立することを目的として、公害防止協定を締結し各種の施策を推進しています。
- 3 市域における大気や水質などは、これまでの取組により改善は図られていますが、一部で環境基準※²を達成していない状況があります。
- 4 近年の公害苦情では、建設工事や家庭生活を原因とするものが多くなっています。

▶ 今後の課題

- 1 工場・事業場に対する基準順守や汚染物質排出低減への指導が引き続き重要となっています。
- 2 解体等工事に伴う騒音防止やアスベスト(石綿)の飛散防止対策の徹底、周辺環境への配慮について指導・啓発が重要となっています。
- 3 家庭生活において発生する騒音や悪臭などについて、周辺環境に対する配慮が求められています。

▶ 主な取組

① 環境保全対策の推進

- ・大気や水、騒音等の一般環境を計画的に監視し、汚染状況等の正確な把握に努めます。
- ・環境関連法令等に基づき工場・事業場の立入検査等を実施し、規制の徹底と適切な管理を指導します。
- ・必要に応じて、大規模工場とは、公害防止協定の締結や見直しを行います。

② 大気汚染・悪臭対策

- ・工場・事業場から排出される有害大気汚染物質や悪臭物質の調査を行うとともに、基準の遵守や必要な施設の改善等について適切な指導を行います。
- ・アスベスト（石綿）の飛散防止対策として、事業者には建築物の解体等工事の事前調査の実施や作業基準の遵守等について適切な指導を行います。
- ・光化学オキシダント注意報等の発令時には、市民への迅速で確実な広報に努めます。
- ・大気汚染と健康影響との関係を把握するため、国の実施する環境保健サーベイランス調査を継続して行います。

③ 水質汚濁・土壌汚染対策

- ・公共用水域等の水質保全対策を関係機関と協力して推進します。
- ・家庭における生活排水対策の普及啓発に努めます。
- ・工場・事業場に対し、有害物質の地下浸透防止などについて適切な指導を行い、地下水汚染や土壌汚染の未然防止に努めます。
- ・土壌の汚染状況等に関する情報を収集し、実態把握に努めます。

④ 騒音・振動対策

- ・工場や事業場、建設作業から発生する騒音・振動の対策について適切な指導を行います。
- ・自動車交通騒音、道路交通振動の測定結果を踏まえ、必要に応じて、道路環境の整備や改善などを関係機関へ働きかけます。
- ・生活に伴う騒音の防止について、近隣への配慮やマナーアップ等の啓発に努めます。

⑤ 清潔な生活環境づくり

- ・感染症の媒体となる衛生害虫（蚊、ハエなど）等が発生しない環境づくりに努めます。
- ・雑草等が繁茂するなど、不良状態にある空き地の所有者または管理者に対して、適正な管理を指導します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
大気汚染物質に係る環境基準達成項目	①指標の内容 大気汚染物質（二酸化窒素、微小粒子状物質等）の環境基準の達成状況 ②指標の考え方 一般環境の大気汚染の状況の評価として環境基準を用いることが適切であるため	10項目 (2023年度実績)	11項目 (2029年度見込)
公共用水域の環境基準(BOD, COD※4)達成率	①指標の内容 代表的な水質の指標である河川のBOD、海域のCODの環境基準達成率 ②指標の考え方 公共用水域の汚濁状況の評価として環境基準達成率を用いることが適切であるため	89.5% (2023年度実績)	100% (2029年度見込)
「公害等で困ることなく生活できる環境である」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「公害等で困ることなく生活できる環境である」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 公害の未然防止と環境保全に関する取組の成果を客観的に測ることができるため	47.3% (2024年度実績)	57.6% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 公共用水域

河川や湖沼、海域などの公共の用に供される水域や、これに接続する水路等のことで、公共下水道の終末処理場に接続している下水道等を除いたもの。

※ 2 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

※ 3 BOD

微生物が有機物を酸化・分解するときに使用する酸素量のことで、河川の代表的な有機汚濁指標。

※ 4 COD

有機物を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量のことで、海域や湖沼の代表的な有機汚濁指標。

第2章第4節 豊かな自然の保全

▶ 目指す姿

- ◎ 豊かな自然や貴重な生態系を次世代に引き継いでいけるよう、生きものと共生できるまちを目指している。

▶ 現 状

- 1 自然環境は、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。
- 2 近年では、都市化の進展などによる自然の減少や、人為的に持ち込まれた外来生物による生態系への悪影響など、わたしたちの生活環境への影響も懸念されています。
- 3 種や個体数、生息・生育地の減少など、生物多様性※1の危機が進行しており、生物多様性の損失を止め、回復に転じさせるネイチャーポジティブ※2という考え方が提唱されています。

▶ 今後の課題

- 1 自然環境は、生物多様性の保全上においても重要な役割を果たすため、ネイチャーポジティブを踏まえた自然の再生と保全を、多様な主体の参加と長期的な視点で推進していく必要があります。
- 2 生物多様性の確保の重要性について、市民の理解を深めるとともに、自然環境を保全するための取組をさらに推進していく必要があります。
- 3 自然環境が有する役割や機能を再認識するとともに、市民、事業者、NP0等との連携をこれまで以上に深め、生態系の保全、自然保護意識の啓発を行うなど、官民一体となった取組の推進が求められています。

▶ 主な取組

① 自然の保全

- ・多様な性質を持つ自然は、すべての生物の生存基盤となっていることから、生物多様性の確保の重要性を認識し、自然の保全に努めます。
- ・特定外来生物※³に指定されている動植物のうち、アライグマについては、大分市アライグマ防除実施計画に基づき、適切かつ効果的な防除を行います。また、その他に指定されているセアカゴケグモやオオキンケイギク等の動植物についても防除の必要性を周知・啓発します。
- ・豊かな自然を次の世代に継承するため、自然環境の保全を目的とした地区指定や自浄作用を持つ自然護岸の保全を行います。
- ・自然環境の創出や地域を守ることなどを目的として整備された樹林帯※⁴を市民と協働で保全します。
- ・豊かな河川環境を利用した学びの場や市民の憩いの場、コミュニティの場等の形成を促進するとともに、川を守り育てる活動を支援します。

② 自然保護意識の醸成

- ・自然観察会等を通じて身近な自然に親しむ機会の確保に努めるとともに、森林セラピーロードを整備・活用し、自然を守りはぐくむ意識を醸成します。
- ・市民ボランティアや環境保全活動団体等による自然保護活動を推進します。
- ・環境教育副読本やまちづくり出張教室等を活用し、環境教育・環境学習の充実を図ります。
- ・市民、事業者、NP0等と連携して、自然保護意識の啓発を行うとともに、生態系保全の取組を推進します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「身近なところに、自然に触れあえる場所や環境教育に触れる機会がある」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において、「身近なところに、自然に触れあえる場所や環境教育に触れる機会がある」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 市民への自然保護意識の啓発が重要であり、その成果を測ることができるため	50.6% (2024年度実績)	60.9% (2029年度見込)

▶ 用語解説

- ※ 1 生物多様性
動物、植物、そして菌類などの微生物まですべての生物の間に違いがあり、バランスを保っている状態のこと。生物多様性は3つのレベルに分かれており、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性がある。
- ※ 2 ネイチャーポジティブ
自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させること。
- ※ 3 特定外来生物
海外から持ち込まれた外来生物の中で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。指定された場合、飼育、運搬などさまざまな行為が規制される。
- ※ 4 樹林帯
河川の堤防から居住地側に沿って設置する帯状の樹林のこと。万一堤防から水が溢れたときの深堀れの防止と堤防決壊時にはらん流の流入抑制による堤防決壊部の拡大の防止を図り、洪水による被害を軽減するもの。

<施策29>

第3章第1節 商工業・サービス業の振興

▶ 目指す姿

- ◎ 新たな創業が活発に行われ、地場企業が継続的に成長している。
- ◎ 地域経済の活性化や雇用創出のため、カーボンニュートラルの実現に向けた取組や幅広い産業の集積が進んでいる。
- ◎ 地場企業の競争力が高まっている。また、商店街のにぎわいが復活している。

▶ 現 状

- 1 鉄鋼や化学、半導体、電子・電気機器など工業分野の最先端の技術を持つ多種多様な企業が立地し、国内でも有数の工業都市として発展してきたことにより、九州における第1位の製造品出荷額等を誇っています。
- 2 DX時代の到来やカーボンニュートラルの取組など、企業を取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。
- 3 近年、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少をはじめとするさまざまな要因により、後継者不足や人手不足の問題が深刻化しており、ひいては、地域経済の縮小が懸念されています。
- 4 商業・サービス業が集積する本市経済の中核である中心市街地は、近年、人流の減少や空き店舗が増加するなど、経済活力の低下が懸念されています。

▶ 今後の課題

- 1 生産活動を活発化し、新たな雇用や産業の活力を生み出していくには、既存企業に対する支援はもとより、企業誘致や創業支援及びその後の成長・安定化の支援が必要です。
- 2 また、IoTやAIなどの先端技術を活用した産業の集積や生産性の向上、人材の育成や後継者の確保、DXの推進などによる地場企業の活力の維持と競争力の強化など多様な施策の展開が求められています。
- 3 事業活動の維持が喫緊の課題となるなか、DXによる業務効率化や女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材の活用を促進する必要があります。
- 4 市内外より若者をはじめ幅広い世代が、中心市街地に訪れたいくなるよう、まちの魅力を高め、にぎわいの創出を図る必要があります。

▶ 主な取組

① 新たな産業の創出

- ・産業振興の拠点となる施設機能の充実を図りながら、今後、成長が期待される産業や都市型産業※¹への支援、人材育成と人的ネットワークの形成などを図ります。
- ・大学等教育機関や金融機関などのさまざまな創業支援機関と連携して支援体制を強化し、創業しやすい環境の整備に努めます。
- ・学生等を中心とした若者に対する起業家教育等を通じ、創業を志す人材育成の充実を図ります。
- ・融資制度等の充実を図り、創業時に必要な経費に係る資金調達を支援します。
- ・創業支援機関等と連携し、創業者のニーズを的確にとらえた経営ノウハウの提供等、創業しやすい環境づくりに努めます。
- ・創業を円滑に展開するためのハード・ソフト両面からの支援を行います。
- ・医療関連産業、ロボット関連産業、クリエイティブ産業※²など成長産業の育成に向けた取組を促進します。

② 産業集積の推進

- ・産業用地の確保を図るとともに、県と連携しながら工業用水の確保に努めるなど、企業の立地環境の整備を促進することで、地域経済の活性化や雇用の創出につなげます。
- ・中小企業等の事業継続・拡大につながる設備投資等を支援します。
- ・半導体関連産業等のさらなる集積や水素等の副生成物の利活用等による省エネ、低炭素化社会に貢献する技術を有する企業の立地を促進します。
- ・大分コンビナート※³の脱炭素化に向け、産学官連携による検討体制のもと、取りまとめられた「グリーン・コンビナートおおいた推進構想※⁴」にもとづき、取組を進めていきます。
- ・新製品・新技術の開発につながる先端技術産業や研究開発型産業の立地を促進するとともに、これらの技術を活用した新たな産業の創出に取り組めます。

③ 人材の育成・確保

- ・産学官の連携による研修会などの内容や実施体制の充実を図り、企業活動の活性化を担う人材の育成・確保や事業承継の支援に努めます。
- ・女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりに努めるとともに、企業の事業継続力、競争力及び経営基盤の強化に資するデジタル人材※⁵やクリエイティブ人材の活用、育成を支援します。

④ 経営基盤の強化

- ・ 中小企業等の事業継続力、競争力及び経営基盤の強化を図るため技術の高度化や経営の効率化を促進し、中小企業等の技術力を高め、生産力の向上を図ります。
- ・ 中小企業等の経営基盤の強化につながる設備投資等を支援します。
- ・ 高度な専門的知識、技能を有する人材の育成・確保に努めるとともに、融資制度の充実などにより資金調達の円滑化を図り、経営診断、経営・技術相談などを行うことで、中小企業等の経営基盤の強化を促進します。
- ・ 業務の高度化・効率化や新分野・新業態への事業展開のための支援を行います。
- ・ 事業の共同化や新技術の共同開発などにつながる同業種間の連携、異業種間の交流などによるネットワークづくりを促進します。
- ・ 企業訪問や各種団体と積極的な情報交換を行い、課題やニーズを把握し、効果的な施策の展開に努めます。
- ・ さまざまな事業者の出会いと意見交換の場を提供することで、取引の拡大や事業承継につなげるなど、企業間のマッチングを支援します。

⑤ 販路拡大の支援

- ・ ECサイト※⁶構築や見本市への出展等を支援し、中小企業等の収益力のアップを図ります。
- ・ 中小企業等の新商品開発など新たなチャレンジを支援します。
- ・ 東南アジアを中心に、海外へ商品・サービスの輸出を目指す中小企業等に対し、現地商社等とのマッチングを行います。

⑥ 魅力ある商店街づくり

- ・ 商店街が取り組む、消費者の利便性の向上、快適な買物空間の創出のための施設等の設置・運営や、にぎわい・憩いの場の創出のためのイベントなどに対し支援を行います。
- ・ 商店街が地域コミュニティの拠点として、その存在価値が再認識され、誰もが「訪れたくなる場所」となるよう、関係団体等と連携しながら商店街の魅力の創造や発信を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「地域経済の活性化や雇用創出の場が増加した」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査で「地域経済の活性化や雇用創出の場が増加した」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 地域経済の活性化や雇用創出の場が増加している状況について、市民の実感が重要であり、その成果を測ることができるため	19.2% (2024年度実績)	21.7% (2029年度見込)
中心部商店街の空き店舗率	①指標の内容 中心部にある5つの商店街振興組合の空き店舗率 ②指標の考え方 商店街や商業機能が活性化している状況をあらわす指標であり、魅力ある商店街づくりの取組の成果を測る指標として適切であるため	10.0% (2024年9月時点実績)	4.6% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※1 都市型産業

都市の機能集積を活用することにより都市に立地することが比較的優位となるソフトウェア業や情報処理業などの産業。

※2 クリエイティブ産業

従来の枠組みにとらわれない視点でクリエイティブの力により新しい価値を創造していく産業といわれ、映画、ゲーム、アニメなどのコンテンツ産業に加え、ファッション、伝統工芸、アート、デザイン、建築設計、さらに、文化観光などがこれにあたる。国では経済産業省によるクールジャパン政策、県ではクリエイティブ産業創出事業などの取組が進められている。

※3 大分コンビナート

企業がお互いに生産性の向上のために原料・燃料・工場施設を結び付けた企業集団であり、製油所と石油化学の両方の機能を有する九州唯一の石油化学コンビナート地区。

※4 グリーン・コンビナートおおいた推進構想

大分県知事を会長として、大分コンビナート企業協議会会員11社、大分市長、大分大学長で構成された推進会議において、「次世代エネルギー水素等の供給・利活用」、「カーボンリサイクル」などの実現を目指し、大分コンビナートが2030年、2050年を見据えて向かうべき方向性をまとめたもの。

※5 デジタル人材

最先端のテクノロジーを活用して、自社や顧客に価値提供できる人材のこと。

※6 E C サイト

Eコマース（EC, E-Commerce）のサービスを提供するWebサイトの通称のこと。Eコマースとは、ネットを通じて行われるモノやサービスの売買の総称のこと。

<施策30>

第3章第2節 流通拠点の充実

▶ 目指す姿

- ◎ 公設地方卸売市場に活気があり、卸売を通じて、本市の「食」を支えている。
- ◎ 港湾施設の充実や、新たな物流拠点の整備促進など、本市の特性を生かした東九州の物流拠点づくりが進んでいる。

▶ 現 状

- 1 公設地方卸売市場の課題として、消費者の「食」の安全・安心に対する意識の高まりや、多様化するニーズへの対応、少子高齢化に伴う人口減少、流通形態の変容による取扱量の減少等が挙げられます。加えて、開場後45年以上が経過し、施設の老朽化が顕著になってきています。
- 2 大規模な海外の半導体企業の熊本への進出や関連企業の集積など、海外との取引が活性化しています。
- 3 物流の2024年問題※¹やCO2削減などへの対応のためRORO船※²を活用したモーダルシフト※³が進行しています。

▶ 今後の課題

- 1 公設地方卸売市場の施設整備や活性化、管理運営体制などについて、中長期的な方針を明確化し、生鮮食料品等の流通拠点として健全に発展していくことが求められています。
- 2 高速道路網の整備や、港湾施設、交通拠点の機能強化、連結強化など、物流を支えるインフラの充実が求められています。

▶ 主な取組

① 公設地方卸売市場の機能向上

- ・ 中長期的な方針に沿って、卸売市場の機能向上に努めます。
- ・ 市民の「食」の安全・安心に対する意識の高まりのなか、関係機関と連携して品質管理を徹底し、卸売市場の信頼性の向上に努めます。
- ・ 卸売市場の市民への一般開放やホームページを利用した情報発信等を通じて、地元産食材をはじめとした生鮮食料品等の消費拡大を推進します。

② 物流インフラの強化支援

- ・ 中九州横断道路など広域道路ネットワークの早期実現に向けた取組を推進します。また、インターチェンジや港湾施設につながる物流施設を集積する産業用地の整備を支援するとともに、関係機関と連携し、大分港大在公共埠頭※⁴の利用促進に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「安全・安心で品質の高い生鮮食料品等が流通している」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「安全・安心で品質の高い生鮮食料品等が流通している」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 流通拠点としての卸売市場の役割が、消費者の購入状況で表されると考えられるため	68.1% (2024年度実績)	72.0% (2029年度見込)
「物流が滞りない」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「物流が滞りない」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 物流拠点の整備や交通拠点の機能強化、連結強化など、物流を支えるインフラの充実が重要であり、その成果を測ることができるため	56.1% (2024年度実績)	61.6% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 物流の2024年問題

2024年4月の働き方改革関連法施行により、トラックドライバー等の時間外労働時間の上限規制等が適用されることにより、労働時間が制限され、物流の滞り等が懸念される問題。

※ 2 RORO船

ロールオン・ロールオフ船（Roll-on Roll-off ship）の略。船体と岸壁を結ぶ出入路を備え、貨物を積んだトラックが、そのまま船内外へ自走できる貨物専用フェリー。

※ 3 モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

※ 4 大分港大在公共埠頭

国内航路のRORO船並びに外国航路のコンテナ船が運航している海上貨物航路を有する流通拠点港湾。

<施策31>

第4章第1節 農業の振興

▶ 目指す姿

- ◎ 多様な担い手により適切に管理された農村環境で、持続可能な経営体が安全・安心な農産物を安定供給している。

▶ 現 状

- 1 施設園芸や酪農などで、法人化による大規模な企業的経営が行われている一方、水田農業を中心に高齢化が進み、農業・農村の担い手が不足しています。
- 2 主要品目では、経営規模の拡大により産出額を増加させてきたが、近年は雇用労力の不足や資材費の高騰などにより販売額・生産者数ともに横ばいとなっています。
- 3 担い手不足やそれに伴う農地の荒廃化などにより、集落コミュニティの維持が困難となり、農業・農村の持つ多面的機能※¹が低下しています。

▶ 今後の課題

- 1 農業・農村の持続的な生産や維持・保全活動を進める上で重要な役割を担う人の確保や育成をさらに推進していく必要があります。
- 2 ICT※²などの先進技術を利用した生産性の向上、特色ある農産物や加工品の生産・供給体制の整備、環境に配慮した取組を進めていく必要があります。
- 3 効率的な生産活動が行える農地の大区画化などの生産基盤整備や多様な担い手による多面的機能の維持・保全のほか、地域資源を生かした都市と農村の交流等を図る必要があります。

▶ 主な取組

① 将来の農業・農村を支えるひとづくり

- ・就農研修制度の拡充や生産施設・機械の導入支援等を通じて、就農希望者、他産業から参入する企業、障がい福祉サービス事業者など、新たな担い手の確保・育成を図ります。
- ・地域の主要な担い手である認定農業者※³や集落営農組織※⁴等の経営規模の拡大に伴う農地の集積・集約化を支援します。
- ・農産物の直売や加工品の製造・販売などの地域の農業を支える活動を支援します。
- ・関係機関・団体と連携し、融資制度や価格安定制度※⁵・収入保険制度※⁶など各種制度の積極的な利用を促進することで、担い手の経営の改善や安定を図ります。
- ・生産者と消費者・食品関連事業者等との交流促進、小・中・高等学校等での食育活動や体験活動の支援に取り組み、農業に対する理解を深めます。
- ・農業現場における作業代行やスマート農業※⁷技術の有効活用による生産性向上支援など、農業支援サービスを提供する事業者の取組を支援します。

② 信頼され魅力あふれるものづくり

- ・省力化やコスト低減に向けたロボットやAI、ICTなどの先進技術や農業データなどを活用したスマート農業に取り組み、競争力のある産地づくりを進めます。
- ・GAP※⁸などの認証制度への取組推進や農畜産物の生産履歴の開示、家畜伝染病に係る衛生対策などにより、安全・安心な農畜産物の生産、供給を図ります。
- ・産業廃棄物などの適正処理や再資源化、カーボンニュートラル等の環境負荷低減を目指す農業のグリーン化※⁹など、環境に配慮した農業を推進します。
- ・農業・農産物等に関する情報発信やイベント開催などにより、生産者と消費者・食品関連事業者等との連携を深め、地産地消を促進します。
- ・地域資源を生かした加工品開発や販路拡大を支援するとともに、魅力ある加工品を大分市ブランド（Oita Birth）※¹⁰として認証し、市内外にPRすることで、市産農林水産物の付加価値向上を図ります。

③ 特性を生かした活力ある地域づくり

- ・地域計画※¹¹に基づき、農地中間管理事業※¹²を活用した担い手への農地の集積・集約などの取組を進めます。
- ・農地、農道、用排水路などの生産基盤の整備を促進し、農業者の持続的な生産体制と快適な農村環境の整備を図ります。
- ・都市と農村の交流活動や道の駅などの交流拠点施設を通じ、交流人口を増やすことにより、農村の活性化を図ります。
- ・農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮の促進を図るため、地域の共同活動を支援し、農地や水路など地域資源の適切な管理を進めます。
- ・有害鳥獣の被害防止対策として、地域ぐるみで行う防護柵の設置等の活動を支援し、良好な営農環境の保全を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
新規就農者数(累計)	①指標の内容 自立自営する新規就農者数と農業法人などへの雇用就農者数の累計 ②指標の考え方 担い手不足が課題となるなか、新たな担い手の確保は重要な課題であるため	179人 (2023年度実績)	284人 (2029年度見込)
主要品目の販売額	①指標の内容 「第2次大分市農林水産業振興基本計画」で定めた重点推進品目（おおば、にら、みつば、いちご、水耕せり、パセリ、ピーマン、生乳、肉用牛）の販売額の合計 ②指標の考え方 農産物を生産、販売した実績を示すことができるため	52億689万円 (2023年度実績)	55億6000万円 (2029年度見込)
集落の共同活動により、維持・管理している農地の面積	①指標の内容 多面的機能支払交付金※13 交付対象面積、中山間地域等直接支払交付金※14 交付対象面積の合計 ②指標の考え方 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を示すことができるため	903ha (2023年度実績)	945ha (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 多面的機能

農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの機能のこと。

※ 2 ICT

Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関連する科学技術の総称のこと。

※ 3 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」（5年後の目標）の認定を受けた農業者のこと。

※ 4 集落営農組織

集落内の農家が農業生産過程における一部または全部について共同で取り組む組織のこと。

※ 5 価格安定制度

農産物の価格変動による農業者の収入減少を補てんする仕組みのこと。農産物の市場価格が一定水準を下回った場合、その差額の一部が補てんされる。

※ 6 収入保険制度

農業者の収入減少を補償する仕組みのこと。自然災害や農産物の市場価格の低下などさまざまな要因で農業者の収入が減少し、基準収入の一定割合を下回った場合、その差額の一部が補てんされる。

※ 7 スマート農業

ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。

※ 8 GAP（農業生産工程管理）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

※ 9 農業のグリーン化

環境負荷を低減しながら持続可能な農業を実現する取組のこと。

※ 10 大分市ブランド（Oita Birth）

本市の地域資源を主原料にした加工品で大分市ブランドとして認証されたもの。

※ 11 地域計画

農業者や地域の住民の話し合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図のこと。

※ 12 農地中間管理事業

農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構が農地利用の集積・集約化を行うために実施する事業。

※ 13 多面的機能支払交付金

多面的機能を維持・発揮するための地域共同活動に対して一定の助成を行う制度。

※ 14 中山間地域等直接支払交付金

傾斜地が多く農業生産条件が不利な中山間地域において、農業生産活動などに対して助成することで平坦地との条件不利の補正を行う制度。

<施策32>

第4章第2節 林業の振興

▶ 目指す姿

- ◎ 地域を牽引する人材や事業体が活躍でき、生産性が高まり、森林の有する多面的機能が十分に維持発揮される森づくりが進んでいる。

▶ 現 状

- 1 木材や乾しいたけなどの林産物生産において、生産者の高齢化が進み、後継者や新規の担い手不足が深刻化しています。
- 2 戦後に植林したスギやヒノキなどの人工林が利用期を迎え、木材として供給が可能な状況になっているにもかかわらず、木材価格の低迷や伐採条件の悪い森林の増加により、十分な利用に至っていない状況となっています。
- 3 山村の過疎化や世代交代等により管理されていない人工林、竹林、里山林が増えており、そういった森林は水源のかん養や山地災害の防止、二酸化炭素の吸収などの多面的機能を十分に発揮できていない状況となっています。

▶ 今後の課題

- 1 幅広い次世代の担い手の確保を図るため、労働条件の改善やスキルアップの機会を増やす必要があります。
- 2 生産性の向上に向け、機械化や施設整備に対する支援を行い、大規模生産を促進する必要があります。
- 3 森林の有する多面的機能を適切に発揮させるため、間伐などの森林整備を行うとともに、市民一人ひとりの積極的な森林資源の利用や環境保全の意識を醸成する取組を行う必要があります。

▶ 主な取組

① 次世代につなぐひとづくり

- ・ 林業従事者に対し、ICT等の先端技術の活用を含めた林業の効率化や省力化を進め、就業環境の改善や技術力向上などを支援することにより、担い手の確保・育成を図り、森林組合等の林業事業体※¹の強化に努めます。
- ・ しいたけ生産の就業を希望する者に対し、技術の取得に要する期間について支援を行い、県と連携して新規参入者の定着に努めます。
- ・ 関係機関と連携した就職説明会の実施や学校への出前授業を行い、林業に対する知識や理解を深める機会を作り、若い世代の林業分野への新規参入を図ります。

② 森からの恵みがあふれるものづくり

- ・ 森林の集約化を図るため、地域ごとに森林所有者の連携・共同による森林経営計画※²の策定を促進し、作業効率を高めます。
- ・ 広く市民に対して、木材への親しみを深めてもらうための環境づくりを推進し、木材利用を促進します。
- ・ 教育施設等の公共施設の木造化や内装の木質化を図るとともに、一般住宅における木材利用を促進します。
- ・ 森林整備の際に発生する未利用材等の有効活用を図るため、木質バイオマス※³の利用を促進します。
- ・ しいたけ生産については、気候に左右されない生産施設や機械設備等の導入を支援し、安定した供給体制の整備や大規模生産の促進に努めます。

③ 健やかな森林をはぐくむ地域づくり

- ・ 森林環境譲与税※⁴を活用し、森林経営管理制度※⁵に基づいた適切な森林の整備を実施し、森林の多面的機能の維持・発揮を図ります。
- ・ 森林経営計画に基づいた適正な下刈り※⁶・間伐※⁷等の育林と主伐※⁸及び主伐後の少花粉苗木※⁹による再造林※¹⁰を推進します。
- ・ NPO法人や地域住民等との連携により、荒廃竹林の整備など里山の保全を図ります。
- ・ 森林公園については、下刈りや間伐等の適正な維持管理を行うことで、市民の憩いの場を提供します。
- ・ 効率的な森林整備や地域住民の利便性などを備えた林道・作業道の整備を図ります。
- ・ 森林セラピー※¹¹など市民の健康やいやしを促進する機会を提供します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
林業 就業者数	①指標の内容 大分市内の認定林業事業体の就業者数 (※管轄する森林組合も含む) 【単位:人】 ②指標の考え方 森林の整備および林業の振興には、担い手の確保が重要であるため	108人 (2023年度実績)	120人 (2029年度見込)
乾しいたけ 生産量	①指標の内容 大分市の年間乾しいたけ生産量 【単位:t】 ※県の特用林産物需給表に基づく ②指標の考え方 生産施設・機械の導入等に対して助成し、生産者の経営環境を改善することで、乾しいたけ生産量の増大を図り、椎茸産地の活性化を目指すため	27.7 t (2023年次実績)	29.5t (2029年次見込)
森林 整備面積 (累計)	①指標の内容 森林環境譲与税を活用して整備(間伐・除伐)した森林面積 【単位:ha】 ※2023年度からの累計 ②指標の考え方 健やかな森林づくりには、長期スパンで適切に森林を管理することが重要であるため	31.5ha (2023年度実績)	181.0ha (2029年度見込)

▶ 用語解説

※1 林業事業体

間伐や枝打ち、主伐などの森林の整備を行う林業の経営体。森林整備のほかに、森林の調査や施業提案、森林計画制度管理・実行なども行い、森林所有者に代わって地域の森林管理を担う。

※2 森林経営計画

森林所有者などが、経営を行う森林における施業や保護について作成する計画。計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多面的機能を発揮させることを目的としている。

※3 木質バイオマス

家畜排せつ物や下水汚泥など生物由来の再生可能な資源（バイオマス）の一つで、チップや製材端材、樹皮、間伐材、木質ペレットなどのこと。発電用燃料としての利用が期待されている。

※4 森林環境譲与税

市町村が行う間伐などの森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進に関する費用等に充当するために国から譲与される。

※5 森林経営管理制度

森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ねる制度のこと。

※6 下刈り

植栽した苗木が健やかに育つように、下層部に生える雑草や雑木を鎌や刈払機等で刈り払う作業。

※7 間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を間引きし、残存木の成長を促進する作業。

※8 主伐

木材として利用できる時期にきた木を伐採・収穫すること。

※9 少花粉苗木

花粉の少ない苗木。

※10 再造林

スギやヒノキ林などの伐採跡地に再び植栽すること。

※11 森林セラピー

森林内での保養活動を指し、リラクゼーション効果や免疫機能改善等の予防医学的な効果を期待するもの。

第4章第3節 水産業の振興

▶ 目指す姿

- ◎ 生産性が高く持続可能な漁業が営まれ、消費拡大や流通体制の充実により水産物の安定した供給ができています。

▶ 現 状

- 1 漁業者の高齢化が進むなか、後継者不足による漁業者の減少が深刻になっています。
- 2 海面漁業の漁獲量は減少しており、全国的にも魚介類の消費量は減少傾向にあります。
- 3 水生生物の稚魚等育成の場となる藻場が減少傾向にあります。

▶ 今後の課題

- 1 幅広い担い手の確保・育成や生産性の向上に向けた取組が必要です。
- 2 水産資源の保全を図るとともに、消費者ニーズの多様化などに対応した流通体制の整備や魚食普及、消費拡大に向けた取組が必要です。
- 3 藻場造成等水産資源の維持・増大の取組が必要です。

▶ 主な取組

① 明日の漁業を開くひとづくり

- ・研修制度をはじめとする新規就業者支援により、担い手の確保・育成に努めます。
- ・地産地消による消費拡大を進めるとともに、多くの方に水産業に関心を持ってもらうために、各種イベントの開催や食育活動を推進します。

② 信頼され魅力あふれるものづくり

- ・水産資源を増大させるため、海面漁業ではイサキ、カレイ、アワビなど、内水面漁業ではアユ、ウナギなどの種苗放流※¹を促進します。
- ・料理教室等によって、関あじ・関さばなどのブランドの維持・向上や消費者ニーズに即した安全・安心な水産物の供給に努め、消費拡大を図ります。
- ・漁業団体や民間事業者が取り組む6次産業化※²や農商工連携を促進し、新たな商品開発と販路の拡大を図ります。

③ 豊かな海をはぐくむ地域づくり

- ・水産資源を維持・増大させるために、魚礁※³の設置や増殖場※⁴の造成を推進します。
- ・漁業の拠点となる漁港施設や漁港海岸保全施設の計画的な整備や長寿命化・災害対策の強化を推進します。
- ・荷捌き施設、蓄養施設※⁵など、流通関連施設の整備や更新、ICTの活用などを促進します。
- ・関係機関・団体と連携して漁場環境や海岸線の保全に努めます。
- ・関係機関・団体と連携して水辺でのレジャー・レクリエーション需要に対応した漁港や海岸の適正利用と地域の活性化を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
新規就業者数 (累計)	①指標の内容 新規就業者数（累計） ②指標の考え方 新規就業者が増えることで、持続可能な漁業につながるため	46人 (2023年度実績)	94人 (2029年度見込)
ブランド魚種の漁獲量	①指標の内容 大分県漁業協同組合佐賀関支店で漁獲される関あじ、関さば、イサキの漁獲量 ②指標の考え方 ブランド魚種の漁獲量が増えることで、生産性が高く、持続可能な漁業につながるため	164 t (2023年度実績)	200 t (2029年度見込)
増殖場の造成面積（累積）	①指標の内容 増殖場の造成面積（累積） ②指標の考え方 増殖場の造成面積を増やしていくことで、稚魚等育成の場となる藻場の拡大につながるため	87,728㎡ (2023年度実績)	144,000㎡ (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 種苗放流

種苗生産(人工的に卵をふ化させて稚魚や稚貝をつくること)、中間育成(天然種苗や人工種苗を放流できる大きさまで育てること)、放流(適正サイズまで中間育成した種苗を、生息に適した海域に放すこと)の一連の作業。

※ 2 6次産業化

一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

※ 3 魚礁

魚を集めて効率的に漁獲することを目的にコンクリート製や鋼製の人工の構造物を海底に設置したもの。稚魚の保護や育成の効果もある。

※ 4 増殖場

産卵場所や稚魚の隠れ家となる藻場を造成するために海底に自然石やコンクリートブロックを設置した場所。

※ 5 蓄養施設

漁獲された魚介類の出荷調整を行ったり、漁獲によるダメージを回復させたりするための水槽や生けすなどの施設。

第5章 魅力ある観光の振興

▶ 目指す姿

- ◎ 地域資源を新たな観光資源として磨き上げ、情報発信によって、国内外から旅行者が訪れ、観光消費の拡大等が図られており、観光産業が成り立っている。
- ◎ 市民や地域団体、県内の市町村や九州各都市等との広域的な連携がより強固となり、旅行者や観光関連事業者、地域住民の相互理解により、持続可能な観光が実現している。

▶ 現 状

- 1 高崎山自然動物園、水族館「うみたまご」などの観光施設や大深度地熱温泉、「関あじ・関さば」をはじめとする豊かな食などの観光資源を有しています。また、産業観光につながる日本有数の工場群が臨海部に形成されています。
- 2 国内全体でインバウンド※¹が増加しています。また、「ホーバーターミナルおおいた」や、市内はもとより県内の情報発信拠点となる「道の駅たのうらら」の運用が開始されています。
- 3 本市を中心とした7市1町からなる「大分都市広域圏」や、愛媛県・大分県の18市町で構成する「えひめ・おおいた交流事業実行委員会」など、県内外の自治体とさまざまな連携の枠組みを有しています。
- 4 ビジネスホテルが多く立地しており、また、多様な産業が集積していることから、多くのビジネス客が来訪し、シングルの宿泊比率が高いという特徴があります。

▶ 今後の課題

- 1 本市が有する地域資源の魅力を生かしながら、多様化する旅行者ニーズをとらえた観光コンテンツの磨き上げと発掘が求められています。
- 2 国内外の旅行者に対して、ニーズに適う情報を効果的な媒体を活用し、発信していくことが必要です。
- 3 周辺市町村の有名観光地を訪れる旅行者の本市への誘客や、ビジネス客の市内各地への周遊促進により、滞在時間の延長、観光消費の拡大を図ることが必要となっています。

▶ 主な取組

① 観光資源の磨き上げと発掘

- ・高崎山自然動物園や高崎山森林セラピーロードなど、高崎山全体の活用による、多面的な魅力の向上を図ります。
- ・「関あじ・関さば」「大分ふぐ」「とり天」「りゅうきゅう」「にら豚」など、多様な「食」の魅力の向上を図ります。
- ・豊かな自然景観や市内各地に点在する貴重な歴史遺産をはじめ、アートスポットやアートイベント、著名な建築家の作品といった本市が有する多彩な観光資源を活用した誘客の拡大や周遊の促進に取り組みます。
- ・産業都市である本市の特性を生かし、新たな産業観光コンテンツの開発や掘り起こしにより、産業観光の充実を図ります。
- ・ビジネスやMICE※2など、多様な目的に対応する環境づくりや観光コンテンツの充実に取り組みます。

② 「豊の都市おおいた」の戦略的な情報発信

- ・デジタル媒体、観光パンフレット、テレビ、旅行雑誌などの多様な情報発信ツールを効果的に活用し、国や年代等により異なる嗜好性を考慮した戦略的な情報発信に取り組みます。
- ・本市出身の著名人やインフルエンサー※3など影響力のある人材を効果的に活用した情報発信の強化を図るとともに、旅行者のSNS※4等での情報拡散を促す取組を進めます。
- ・プロスポーツチームの公式戦や、全国規模のスポーツ大会・イベント等での来訪者に対する本市の魅力発信に取り組みます。
- ・ナイトタイムエコノミー※5の活性化に向け、飲食店や夜間イベントの情報発信に取り組みます。
- ・2025（令和7）年の大阪・関西万博をはじめとした、多くの集客が望めるイベントの開催を好機ととらえ、国内外に向けた本市の魅力発信に努めます。

③ 持続可能な観光の推進

- ・県内の市町村や九州各都市、歴史的・文化的なつながりを持つ都市など、県内外の自治体と協力し、広域観光周遊ルートの造成やプロモーションに努めます。
- ・市民、地域、団体などとの連携により、地域全体で旅行者を迎え入れる環境づくりに努めます。
- ・障がいの有無や国籍などに関わらず、だれもが快適に過ごすことができるよう、観光施設等におけるユニバーサルデザイン※6の推進や多言語対応をはじめとする受入環境整備・充実に努めます。
- ・観光関連事業者や関係団体との情報共有に努め、効果的な観光施策の推進を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
観光入込客数	①指標の内容 日常的に利用する施設ではなく、観光客を集客する力のある施設又は観光活動の拠点となる地点を訪れた者の数 ②指標の考え方 周辺自治体や観光関連事業者、地域団体等と連携し、観光資源の磨き上げや情報発信に取り組むことで、観光施設等への来訪者数が増加し、持続可能な観光につながるため	4,049,298人 (2023年実績)	5,180,000人 (2029年見込)
観光宿泊客数	①指標の内容 市内の宿泊施設に宿泊した者の数 ②指標の考え方 観光資源の磨き上げや情報発信などの、国内外からの旅行者数の増加に向けた取組により、本市の宿泊施設の利用が増加し、観光消費の拡大につながるため	1,036,274人 (2023年実績)	1,100,000人 (2029年見込)
外国人観光宿泊客数	①指標の内容 日本以外の国・地域に居住する者で、市内の宿泊施設に宿泊した者の数 ②指標の考え方 情報発信や外国人観光客の受入環境の充実など、インバウンド観光に向けた取組により、外国人観光客の宿泊施設の利用が増加し、観光消費の拡大につながるため	34,338人 (2023年実績)	102,000人 (2029年見込)

▶ 用語解説

※1 インバウンド

外から中へ入ってくるという意味があり、「外国人が自分の国を訪れること」あるいは「外国人旅行者」を指す。日本へのインバウンドを「訪日外国人旅行」または「訪日旅行」という。

※2 MICE

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（IncentiveTravel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

※3 インフルエンサー

芸能人や専門家、パワーブロガーなど、人々の消費行動に強い影響を与える人物のこと。

※4 SNS

Social Networking Serviceの略。人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供する会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人と友人」といった共通点やつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスのこと。

※5 ナイトタイムエコノミー

夜間（一般には、日没から日の出まで）の経済活動のことを指す。夜間のさまざまな活動を通じて、地域の魅力や文化を発信し、消費活動につなげる考え方。

※6 ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

第6章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

▶ 目指す姿

- ◎ 就労機会の拡大が図られるとともに、雇用と連携したUIJターン※¹が促進されている。
- ◎ 「働き方改革」の推進や中小企業の福利厚生の実施など、労働環境が整備されている。

▶ 現 状

- 1 生産年齢人口の減少による働き手の確保や「雇用のミスマッチ」による離退職等が全国的な課題となるなか、本市においても有効求人倍率は、全国と比較して高い水準で推移しており、企業の人手不足が深刻化しています。
- 2 すべての勤労者が、安心して働き続けることができる社会の実現に向け、「働き方改革」の推進が求められています。

▶ 今後の課題

- 1 働く意欲がある人の、希望する働き方と適性に応じた就労機会の拡大に向けた取組が必要です。
- 2 企業の人材確保・育成の支援、若者の職業意識の醸成、女性・高齢者・障がい者のさらなる社会進出の促進、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進などが重要です。
- 3 長時間労働の是正、在宅就労などの多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など、雇用労働環境の変化に応じて、国や県などの関係機関と連携し、問題解決に向けた取組が求められています。

▶ 主な取組

① 安定した雇用の確保

(1) 就労機会の拡大

- ・既存企業の雇用継続に向けた支援に加え、企業誘致、新規・成長産業の育成・支援などを促進し、多様な就労の場と安定した雇用の確保に努めます。
- ・関係機関と連携し、若者・女性・高齢者・障がい者など働く意欲のあるすべての人々を対象とした就労支援講座を開催します。
- ・県外で働く人や求職者に対し、本市で就職する機会を拡げることでUIターンを促進します。
- ・企業の人材確保・育成への支援を積極的に推進することにより、若者・女性・障がい者などの就労機会の拡大や早期離退職防止に取り組みます。
- ・大分市シルバー人材センター※2等と連携し、高齢者の就労機会の拡大に努めます。
- ・国や県、関係機関と連携し、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進に取り組みます。

(2) 技能奨励と若年者の職業意識の早期醸成

- ・技能尊重の気運の醸成に努めるとともに、異業種の技能者間の交流を促進します。
- ・中学生を中心とした若年者を対象として、「仕事・働くこと」について考える機会を提供します。

(3) 相談体制の充実

- ・働くことに関する悩みや不安を解消するため、関係機関と連携し、労働・求職相談等の相談体制の充実に努めます。

② 勤労者福祉の充実

(1) 福利厚生の充実

- ・中小企業等における勤労者向けの融資制度の充実や退職金制度の普及促進など、企業規模による福利厚生面での格差の解消に向けた取組を推進します。
- ・おおいた勤労者サービスセンター※3等の関係機関と連携し、中小企業で働くパート・アルバイト等を含むすべての勤労者の、レクリエーションや文化・スポーツ活動への支援などの勤労者福祉の充実に努めます。

(2) 労働環境の整備促進

- ・関係機関と連携し、労働災害や職業病の未然防止を図るなど、すべての勤労者が安心して働ける環境の整備を促進します。
- ・関係機関と連携し、年間総労働時間の短縮や仕事と子育てを両立できる環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの実現と労働環境の改善に向けた啓発に努めます。

(3) 融資制度の活用促進

- ・勤労者の病気療養や出産、教育、求職活動中の生活資金などに関する融資制度の適切な活用を推進します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
ハローワーク大分管内における新規求職申込者の就職率	①指標の内容 ハローワーク大分における年間の新規求職申込件数に対する就職件数割合の向上 ②指標の考え方 人口減少に伴い、企業においては人材不足の解消が課題である。若者に限らず女性や高齢者などの労働力の掘り起こしと労働意識の醸成を図り、就労に繋げ人材不足解消を目指すため	33.3% (2023年度実績)	37.0% (2029年度見込)
UIJターン就職者数	①指標の内容 おおいた産業人財センター※4の登録者のうち、大分市へ就職した人数 ②指標の考え方 移住相談会への参加及び各種広報活動並びにおおいた産業人財センターの就労支援によって、UIJターン就職者数の増加を目指すため	315人 (2021～2023年度の累計)	485人 (2025～2029年度の累計見込)
おおいた勤労者サービスセンターの会員数	①指標の内容 おおいた勤労者サービスセンターの新規会員数を毎年250人増加 ②指標の考え方 中小企業においては、独自で勤労者の福利厚生の取組を行うことが困難な事業所もある。そのような企業に加入を促し、勤労者の福利厚生を支援するため	23,316人 (2023年度実績)	25,000人 (2029年度見込)

▶ 用語解説

※1 UIJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

※2 大分市シルバー人材センター

定年退職後等においても、地域社会との連携、社会参加や健康維持、生きがいの充実のため、仕事を希望する高齢者に就業機会等を提供する「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益法人。

※3 おおいた勤労者サービスセンター

勤労者及びその事業主に対して総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上を図るとともに、企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的に設立された財団法人。

※4 おおいた産業人財センター

県が開設した、地域経済や雇用を支える県内中小企業の自立・挑戦を応援するために、企業における人材確保・定着を支援する拠点。

<施策36>

第7章第1節 計画的な市街地の形成

▶ 目指す姿

- ◎ 多極ネットワーク型集約都市※¹として、県都にふさわしい風格ある広域都心と魅力ある地区拠点の形成が図られている。
- ◎ 将来道路網の整備など計画的かつ効率的な都市の骨格形成により、地域間の連携強化や円滑な都市活動が促進されている。
- ◎ 人にやさしく、強く美しい都市空間の創造とまちづくりが市民とともに推進されている。
- ◎ 橋梁などの都市基盤施設の計画的な保全により、効率的で持続可能な社会資本投資を推進している。

▶ 現 状

- 1 大分駅周辺を中心市街地においては、南北市街地の一体化の実現や都市機能の再生・活性化、にぎわいの創出が図られるなど、県都・中核市としてふさわしいまちづくりが進んでいます。
- 2 新産業都市の指定に伴う後背地等の整備をはじめ、良好な市街地の形成や都市基盤施設の整備を進めてきましたが、本格的な人口減少社会を迎えるなか、低密度な市街地の拡散による土地利用効率の低下などが懸念されています。
- 3 東九州自動車道などの整備に伴い、都市・地域間の経済・産業活動及び市民活動の活発化・広域化が進むなか、交通渋滞対策など、都市活動の円滑化に向けた取組を進めています。
- 4 自然と調和した景観や歴史・文化を生かした市街地の形成と、近年頻発する自然災害や加速する都市の国際化・情報化、超高齢社会等を踏まえた都市空間の形成に取り組んでいます。
- 5 橋梁、トンネルなどの道路インフラ施設について、その多くが整備後 30年以上経過しており、老朽化の進行に伴う大規模な修繕や更新を必要とする施設の急増が予想されています。

▶ 今後の課題

- 1 拠点を中心としたコンパクトな都市づくりと交通ネットワークの連携を念頭に、既存ストックを有効に活用した効率的な社会資本投資を含め持続可能な都市づくりが必要です。
- 2 地域への誇りと愛着を醸成し、市民一人ひとりが豊かさを実感できる都市づくりが必要です。
- 3 市民意向の把握に努めるとともに、頻発・激甚化する自然災害や都市を取り巻く環境の変化等を的確にとらえ、長期的なビジョンに立ったまちづくりが必要です。
- 4 高度経済成長期において集中的に整備された橋梁、トンネルなどの都市基盤施設の老朽化が進んでおり、適切な時期に維持管理を行っていく必要があります。

▶ 主な取組

① 風格ある広域都心と暮らしやすい地区拠点の形成

- ・ 県都・中核市として、また、東九州の政治・経済、文化、交通などの拠点として、広域都心の総合的な整備を推進します。
- ・ JR大分駅を中心として、多様な機能の集積と既存ストックの有効活用等により、商業・教育・文化・観光・余暇・暮らしなど都市の魅力を伸展させ、県都にふさわしい都心拠点の形成を目指します。
- ・ 地域特性を生かした個性と魅力があふれ、生活サービス機能が集積した暮らしやすい持続可能な地区拠点の形成を目指します。

② 計画的な土地利用の推進

- ・ 自然・歴史・文化を生かし、商業・工業、住居・田園などのバランスを保った、将来にわたり持続可能な魅力ある都市の形成を目指すため、社会情勢の変化や地域特性を考慮した土地利用の制限や誘導策を検討するとともに住環境の整備や市街地の再開発など、地域の特性に応じた事業の推進を図ります。
- ・ 市街地の整備等に当たっては、低・未利用地の有効活用など、効率的かつ都市の健全な発展に資する土地利用を図るとともに、緑の保全や創造、景観、防災などに配慮し、周囲の環境との調和、宅地等の安全性の確保に努めます。
- ・ 都市基盤の整備や大規模災害時の復旧復興に備え、地籍整備のさらなる推進を図ります。

③ 産業や生活を支える道路体系の確立

- ・ 県及び東九州における産業や生活などの拠点都市として、平常時の物流や交流及び災害時の多重性・代替性を考慮した広域的な連携に資する道路体系の整備を促進するとともに、地域の都市活動を円滑にするため、拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ道路網を構築します。
- ・ 地域間の連携強化と経済・産業活動の活性化、交通渋滞の緩和などのため、道路・橋梁の改良・改修等を促進します。
- ・ 中九州横断道路※²などの本市と九州主要都市を結ぶ広域道路ネットワークの早期実現や、豊予海峡ルート※³の整備など四国・関西方面を結ぶ太平洋新国土軸構想※⁴の実現に向けて、国や九州・四国各県、関係機関などと連携し、相互に情報共有や交流を行うなかで、事業の推進を図ります。

④ 人にやさしく、強く美しい都市空間の創造

- ・段差の解消や点字ブロックの適正配置、無電柱化※⁵の推進などのハード整備とソフト施策である「心のバリアフリー※⁶」の両面から、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した都市空間の整備に取り組みます。
- ・災害時の延焼遮断帯や避難・輸送路、避難場所など災害に強い都市空間の整備を進めます。
- ・質の高い都市景観づくりや地域の特性を生かした個性ある都市空間形成を推進するとともに、魅力的で快適に回遊できる都市を目指します。
- ・森林・緑地や河川などは、都市に残された貴重な自然であるため、市民の憩いの空間として環境に配慮した整備に取り組みます。

⑤ 都市の基盤となる既存インフラ施設の計画的な維持管理

- ・道路、橋梁、トンネルなどのインフラ施設の機能と安全性を将来にわたって確保するため、施設の利用状況や損傷状況に応じた維持管理に取り組むとともに、新技術の活用などによるライフサイクルコスト※⁷の低減を図りながら、持続可能な予防保全型インフラメンテナンスの推進に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
都市機能誘導区域※ ⁸ 内に立地する誘導施設 ※ ⁹ の割合	①指標の内容 都市機能誘導区域内の誘導施設数／全誘導施設数 ②指標の考え方 各拠点に集積する都市機能を維持・強化することにより、市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につなげ、将来にわたって持続可能な「多極ネットワーク型集約都市」の形成を図るため	79.2% (2023年度実績)	80%以上 (2029年度見込)
居住推奨区域※ ¹⁰ 内の 人口密度	①指標の内容 居住推奨区域内の人口／居住推奨区域の面積 ②指標の考え方 人口減少下においても一定のエリアにおいて人口密度を維持することは、日常生活に必要な都市機能や公共交通サービス等の確保、さらには魅力ある拠点の形成につながるため	52.0人/ha (基準年：2020年)	現状維持 (人口減少下) (2029年度見込)
幹線道路整備延長※ ¹¹ (累積)	①指標の内容 幹線道路整備延長（累積） ②指標の考え方 幹線道路の整備等を促進することにより、道路利用者の利便性向上や地域間連携の強化、防災性の向上を図り、もって多様なニーズに沿った総合的かつ効率的な都市の骨格を形成するため	286.4Km (2023年度実績)	291.3Km (2029年度見込)
「心のバリアフリー」 という用語の認知度 (市民意識調査)	①指標の内容 移動等円滑化に関する市民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境整備を推進 ②指標の考え方 国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の移動等円滑化の目標として定めているため	40.0% (2024年度実績)	50%以上 (2029年度見込)
長寿命化修繕計画にお ける市道橋の修繕数	①指標の内容 大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画に基づき、措置を講じた橋梁数 ②指標の考え方 計画的かつ効果的な修繕等を行うことで、道路利用者の安全が確保され、安全・安心なまちづくりを支援することができるため	36橋 (2023年度実績)	124橋 (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 多極ネットワーク型集約都市

教育、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置し、地域の特性を生かした拠点の形成と、拠点間を相互につなぐなど、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進める考え方。それにより、新たな魅力の創出や市域全体の暮らしやすさ、活力の維持・増進につながり、高齢者やこどもなど、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

※ 2 中九州横断道路

本市と熊本市を結ぶ延長約120kmの高規格道路。

※ 3 豊予海峡ルート

大分県佐賀関半島と四国の愛媛県佐田岬半島を隔てる約14キロメートルの豊予海峡に道路や鉄道をトンネルや橋梁で結ぼうとするもの。

※ 4 太平洋新国土軸構想

1998（平成10）年3月に策定された全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」で示された4つの国土軸構想の一つであり、東海から紀伊半島、四国、豊予海峡を経て九州に至る地域を高速道路や高速鉄道で結ぼうとするもの。

※ 5 無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないよう配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすもの。

※ 6 心のバリアフリー

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

※ 7 ライフサイクルコスト

構造物などの建設費・維持管理費・改築費をトータルして考えたもの。

※ 8 都市機能誘導区域

都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設など都市機能の増進に著しく寄与するもの（都市機能増進施設）の立地を誘導すべき区域。

※ 9 誘導施設

都心拠点および各地区拠点に設定した都市機能誘導区域内において、立地を誘導すべき都市機能増進施設。

※ 10 居住推奨区域

都市の居住者の居住を誘導すべき区域。

※ 11 幹線道路整備延長

広域的な連携に資する道路及び市内の各拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ道路（高規格道路、広域幹線道路、都市幹線道路、幹線市道）の整備延長の合計。

<施策37>

第7章第2節 交通体系の確立

▶ 目指す姿

- ◎ 市民、交通事業者、行政等の関係者が連携し、だれもが利用できる持続可能な公共交通ネットワークの構築が進んでいる。
- ◎ 自家用車や自転車などと公共交通の最適な組み合わせにより、まちづくりを支える交通体系の実現が進んでいる。

▶ 現 状

- 1 直面する経済・社会の大きな変化に的確に対応し、将来にわたってまちづくりを支える交通体系を構築していくために、国や自治体、交通関連事業者、利用者、地域住民等の幅広い関係者が連携・協働する中、先進技術等を利用したより効果的な交通体系の構築を視野に入れた交通施策に取り組むことが求められています。
- 2 本市の公共交通を取り巻く環境は、利用者の減少や運転手不足など、厳しさが増す中、路線廃止や便数の減少といったサービスの縮小が行われるなど、地域社会にも大きな影響が生じるおそれがあります。
- 3 安全かつ快適に利用できる自転車の普及が必要であり、通行空間の整備を引き続き進めるなど、安全で快適な自転車の利用環境整備が求められています。

▶ 今後の課題

- 1 各地域の拠点を中心としたコンパクトな都市づくりと連携し、だれもが快適に移動できる持続可能な公共交通ネットワークの構築が求められています。
- 2 国際化の進展や広域交流の拡大に対応するため、広域的な移動を支える交通ネットワークの強化が求められています。
- 3 環境に優しく、健康増進などに寄与する自転車は、地域における公共交通との移動手段の最適な組み合わせの実現を図るとともに、歩行者や自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解して尊重しあう、安全で安心な交通環境の創出が求められています。

▶ 主な取組

① 公共交通の確保・維持

- ・鉄道・バス・タクシー・フェリーなどの既存公共交通の確保・維持に努めるとともに、将来的な地域公共交通ネットワークの確保・維持を図ります。
- ・地域の関係者との協働や交通事業者との連携により、公共交通の不便地域等における日常生活に必要な生活交通路線の確保を図ります。
- ・交通事業者等と連携し、各鉄道駅における駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備を促進するとともに、新駅の可能性を検討します。

② 公共交通ネットワークの構築

- ・市民・交通事業者・行政が連携し、通勤をはじめとする利用者ニーズに応じた効率的で効果的な公共交通ネットワークの構築を目指します。
- ・市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につながり、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して暮らし続けることができる多極ネットワーク型集約都市※¹の形成に向け、まちづくりと連携した持続可能な公共交通の在り方を検討します。
- ・各地区拠点の鉄道駅や主要バス停等を活用し、公共交通の利用促進に向けた取組を行うとともに、各地区拠点の特性にあった公共交通サービスの構築を目指します。
- ・関係機関等と連携して、公共交通ネットワークの維持・利用促進に努め、日豊本線の高速・複線化の促進など、有機的な広域交通体系の確立を進めます。
- ・国や九州各県、関係機関などと連携して、東九州新幹線※²の整備実現に向けて事業の推進を図ります。
- ・空港やフェリーターミナルなどの広域交通拠点へのアクセス改善に向けて、県や交通事業者等の関係機関と連携します。
- ・自動運転や空飛ぶクルマ※³等の公共交通のイノベーションに関する調査など、将来に向けた取組を進めます。

③ 公共交通の利便性の向上と利用促進

- ・公共交通の利用促進を図るため、過度に自動車に頼る生活から、徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活への自発的な転換を促すモビリティ・マネジメント(MM)※⁴の取組を推進します。
- ・高齢者や障がいのある人等の移動制約者や訪日外国人旅行者、来訪者等の公共交通機関を利用した移動の安全性及び利便性の向上を図るため、市民、交通事業者、行政が一体となり、ハード・ソフトの一体的な取組のもと利用環境のユニバーサルデザイン※⁵化・バリアフリー※⁶化を促進します。

④ 自転車等利用環境の充実

- ・国、県等の関係機関と連携し、連続性のある自転車通行空間の整備を進めるなど、自転車を安全・快適に利用できる環境づくりに努めます。
- ・駐輪場の整備やシェアサイクル※⁷事業などの利便性向上に向けた取組を進めます。

⑤ 交通渋滞の解消・緩和

- ・国、県等の関係機関と連携し、公共交通や自転車への利用転換及びノーマイカーデーや時差出勤、パークアンドライド※⁸など、交通の円滑化を図る取組を促進し、交通渋滞の解消・緩和に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
鉄道の乗車人員	①指標の内容 市内1日の鉄道の乗車人員 市内年間の路線バスの乗車人員 市内年間のタクシーの乗車人員 ②指標の考え方 持続可能な公共交通ネットワークの構築を進める上で、基幹ネットワークとなる鉄道・バス・タクシーの利用者を補足し、評価するため	30,259人/日 (2023年度実績)	33,000人/日 (2029年度見込)
路線バスの乗車人員		8,767千人/年 (2023年度実績)	9,600千人/年 (2029年度見込)
タクシーの乗車人員		3,223千人/年 (2022年度実績)	4,495千人/年 (2029年度見込)
「自転車を週5日以上利用する」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 自転車を週5日以上利用する市民の割合 ②指標の考え方 通学や通勤等の日常移動に自転車を利用する市民の割合を補足し、評価するため	9.1% (2024年度実績)	10.0% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※1 多極ネットワーク型集約都市

教育、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置し、地域の特性を生かした拠点の形成と、拠点間を相互につなぐなど、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進める考え方。それにより、新たな魅力の創出や市域全体の暮らしやすさ、活力の維持・増進につながり、高齢者やこどもなど、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

※2 東九州新幹線

全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画の一路線であり、昭和48年の運輸省告示により、福岡県福岡市を起点とし、大分市附近、宮崎市附近を通り、鹿児島県鹿児島市を終点とする路線が示されている。

※3 空飛ぶクルマ

電動化、自動化といった航空技術や、垂直離着陸等の運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段であり、都市部や離島・山間部での新たな移動手段、災害時の救急搬送等への活用が期待されている。

※4 モビリティ・マネジメント(MM)

自発的な公共交通利用を促すコミュニケーションを通じた交通政策。自動車交通に過度に依存する状態から、環境問題、個人の健康など様々な面を踏まえ、自発的に自家用車以外の交通手段を利用するように変えていく取組。

※5 ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。

※6 バリアフリー

だれもが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。

※7 シェアサイクル

一定のエリア内に複数配置された自転車の貸出・返却拠点（シェアサイクルポート）において、自転車を自由に貸出・返却できる交通手段。

※8 パークアンドライド

都心部への自動車交通の削減と公共交通利用促進のため、自宅から車で最寄りの駅またはバス停周辺に駐車し、鉄道、バスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かう移動形態。

<施策38>

第8章第1節 水道の整備

▶ 目指す姿

- ◎ 水道の強靱化と経営基盤の強化が進み、安全・安心の水道水を安定供給する水道サービスが提供できている。

▶ 現 状

- 1 本市では、1927（昭和2）年の給水開始以降、計画的な水道施設の整備やななせダム建設事業への参画など安定給水の確保に取り組み、現在、行政人口に対する給水普及率は99.6%（2023（令和5）年度末現在）となっています。
- 2 地震に備え管路の耐震化に取り組んでおり、基幹管路※1の耐震適合率※2は71.3%（2023（令和5）年度末現在）となっています。
- 3 有収水量※3は、2020（令和2）年にコロナ禍の巣ごもり需要により一時的に増加し、その後はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。
- 4 ななせダムの運用開始に伴い、古国府浄水場において新たに1日最大35,000m³の取水が可能となり、水道水を安定的に供給することができるようになったことから、2023（令和5）年4月に、水道水の需要の拡大につながるよう料金改定を行いました。
- 5 水質へのさらなる信頼性の向上のため、2024（令和6）年2月に、水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）※4の認定を取得しました。

▶ 今後の課題

- 1 今後30年以内に発生する確率が80%程度とされる南海トラフ地震をはじめとした大規模な自然災害に備え、管路の耐震化を促進するとともに、危機管理体制を強化していく必要があります。
- 2 高度経済成長期に整備された管路や施設の更新のための経費の増加が見込まれており、資産維持のための収益を確保するとともに、事業の効率化を図ることが必要です。
- 3 本格的な人口減少社会の到来に伴い、有収水量と水道料金収入の減少が懸念されるなか、独立採算※5の地方公営企業※6として将来にわたり継続的に事業を行うため、将来の施設更新に備えた積立金の確保や適正な水道料金水準の維持により、経営基盤を強化する必要があります。

▶ 主な取組

① 水道管路の更新と耐震化の促進

- ・ 主要配水池や重要給水施設とつながる基幹管路等から優先して耐震化を進めます。
- ・ 耐震性が低く漏水の多い管種から効果的な更新を行うなど、すべての管路において計画的な更新を行います。

② 危機管理体制の強化

- ・ 業務継続計画（BCP）※7や危機管理マニュアルを適宜見直し、これらに基づく訓練・研修を継続的に実施します。
- ・ 本市が被災した場合に外部からの応援を円滑に受け入れられるよう、受援計画に基づく防災訓練を民間企業や他の水道事業体と合同で実施し、広域的な相互応援体制を整えます。
- ・ 断水発生時における応急復旧工事及び応急給水活動を円滑に実施するため、必要な資機材を備蓄します。

③ 事業の効率化と将来の経営環境に備えた財政基盤の強化

- ・ DXや県内他事業体との連携・協力を推進するとともに、施設の維持管理における官民連携の取組などにより、事業の効率化を図ります。
- ・ 主要な3浄水場（古国府・えのくま・横尾）の施設更新に備え、資金を積み立てます。
- ・ 資産維持のための収益を確保し、将来にわたり継続的に事業を行うため、水道料金水準の適正化を図ります。

④ 適正な水質管理

- ・ 国の定める水質基準の適合率100%を維持します。
- ・ おいしい水道水を提供するため、水源水質の監視を行うとともに、給水栓（蛇口）における残留塩素濃度の管理を行います。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
基幹管路の耐震適合率	①指標の内容 基幹管路（導水管、送水管、口径400mm以上の配水本管）のうち、耐震適合性のある管延長の割合 ②指標の考え方 水道施設の耐震化の状況を示す主な指標であるため	71.3% (2023年度実績)	77.3% (2029年度見込)
給水拠点用資機材の確保状況	①指標の内容 応急給水を行うための給水拠点用資機材の確保状況 ②指標の考え方 給水拠点用資機材を備蓄することで災害時における応急給水拠点を確保できることから、給水体制の強化状況を示す指標であるため	57箇所分 (2023年度実績)	125箇所分 (2029年度見込)
建設改良積立金	①指標の内容 大規模な施設更新に備えて積み立てた資金の現在高 ②指標の考え方 将来の支出への財政面での備えであり、経営基盤の安定性を示す指標であるため	37億円 (2023年度実績)	65億円 (2029年度見込)
水道水の水質基準適合率	①指標の内容 水道水の水質基準適合率 ②指標の考え方 水質基準は水道法に基づいて省令により定められるもので、水道水の水質について最も基本となる指標であるため	100% (2023年度実績)	100%の維持 (2029年度見込)

▶ 用語解説

※1 基幹管路

導水管、送水管、口径400mm以上の配水本管のこと。

※2 耐震適合率

耐震性能のある管や強い地盤に布設された耐震適合性がある管の管路全体に占める割合。

※3 有収水量

料金徴収の対象となった水量。

※4 水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）

水道水質検査結果の精度と信頼性を確保するため、第三者機関（公益社団法人日本水道協会）が定めた基準。GLPは、Good Laboratory Practice の頭文字をとったもの。

※5 独立採算

地方公営企業の事業を運営するための経費は、その企業の事業運営による収入をもって充てなければならないという原則のこと。

※6 地方公営企業

地方公共団体が経営する企業のこと、地方公営企業法を根拠に事業運営を行う。

※7 業務継続計画（BCP）

災害など事業の継続に影響を与える事態が発生した場合においても、事業を継続させ、早急に復旧することを目的に策定する計画。BCPは、Business Continuity Plan の頭文字をとったもの。

第8章第2節 下水道の整備

▶ 目指す姿

- ◎ 汚水処理施設※¹が普及し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全が進んでいる。
- ◎ 雨水管きょや雨水排水ポンプ場などが整備され、降雨時における市街地の雨水排除が円滑にできている。
- ◎ 下水道の強靱化と経営の健全化が進み、安全・安心な下水道サービスが提供できている。

▶ 現 状

- 1 汚水処理人口普及率※²は87.8%（2023（令和5）年度末現在）となっており、全国の汚水処理人口普及率93.3%と比較して低い状況にあります。
- 2 近年頻発する局所的な集中豪雨や大型の台風への備えのため、雨水管きょや雨水排水ポンプ場などの整備を進めており、公共下水道全体計画区域の面積に対する雨水整備済み面積の割合である都市浸水対策達成率は75.0%（2023（令和5）年度末現在）となっています。
- 3 地震に備え下水道施設の耐震化に取り組んでおり、重要な幹線の耐震化率は42.6%（2023（令和5）年度末現在）となっています。
- 4 一般会計からの繰入金により、財政収支は均衡しています。

▶ 今後の課題

- 1 汚水処理人口普及率向上のため、下水道の整備促進と、下水道の整備計画区域外においては合併処理浄化槽の普及促進が求められています。
- 2 国土強靱化計画※³に基づき、近年頻発する局所的な集中豪雨や大型の台風への備えのため、雨水管きょや雨水排水ポンプ場などの整備の加速化が求められています。
- 3 今後30年以内に発生する確率が80%程度とされる南海トラフ地震や集中豪雨などの大規模な自然災害に備え、施設の耐震化及び耐水化※⁴を図るとともに、危機管理体制を強化していく必要があります。
- 4 今後、施設更新期を迎えるに当たり、経費の増加が見込まれており、資産維持のための収益を確保するとともに、事業の効率化を図ることが必要です。
- 5 独立採算※⁵を目指し、将来にわたり継続的に事業を行うため、下水道の整備促進と接続促進による下水道使用料の増収や適正な下水道使用料水準の維持により、単年度収支の黒字化を達成し、経営を健全化する必要があります。— 280 —

▶ 主な取組

① 汚水事業の普及促進

- ・人口密度の高い地域から優先的に下水道を整備していくことで、効率的に下水道処理人口普及率の向上を図ります。
- ・下水道の整備に設計・施工一括発注方式（DB）を導入することで、施工期間の短縮とコスト削減を図ります。

② 合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の指導

- ・下水道の整備計画区域外において、合併処理浄化槽の普及促進について啓発活動を行います。
- ・浄化槽の適正な維持管理のため、保守点検、清掃及び法定検査受検の指導を行います。

③ 効果的な雨水排除

- ・近年の気候変動に対応するため、雨水管きょや雨水排水ポンプ場を整備する際の基準となる計画降雨について、これまで5年に一度の確率で発生する降雨としていたところを、放流口から新たに整備する場合は10年に一度の確率で発生する降雨に変更して整備します。
- ・浸水の想定や過去の被害状況を基に雨水排水ポンプ場などを整備し、雨水を強制的に川に放流することで、浸水被害の軽減を図ります。

④ 下水道施設の災害対策と危機管理体制の強化

- ・水資源再生センターに直結する管きょや、指定避難所などにつながる管きょについて、計画的に耐震化を図ります。
- ・地震などによる被害を最小限にとどめ、被災後も汚水処理機能を確保するため、水資源再生センターの耐震化及び耐水化を図ります。
- ・業務継続計画（BCP）※6や危機管理マニュアルを適宜見直し、これらに基づく訓練・研修を継続的に実施します。

⑤ 事業の効率化と公共下水道事業の独立採算に向けた財政基盤の健全化

- ・DXや県内他事業体との連携・協力を推進するとともに、施設の維持管理における官民連携の取組などにより、事業の効率化を図ります。
- ・下水道整備促進による未普及地域の解消や下水道への接続助成制度※7の活用などにより、下水道使用料の増収を図り、2027（令和9）年度以降の単年度収支の黒字化を目指します。
- ・資産維持のための収益を確保し、将来にわたり継続的に事業を行うため、下水道使用料水準の適正化を図ります。

⑥ 適正な水質管理

- ・水資源再生センターからの放流水が水質基準を満たすよう、水質監視と水資源再生センターの運転管理を行います。

⑦ カーボンニュートラルの実現と資源の利活用

- ・下水汚泥から固形燃料を製造し、石炭等の代替燃料として利用することで、温室効果ガスの削減を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
汚水処理人口普及率	①指標の内容 行政人口に対する、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などを利用できる人口の割合 ②指標の考え方 汚水処理施設の普及状況を表す指標であるため	87.8% (2023年度実績)	95.0% (2029年度見込)
都市浸水対策達成率	①指標の内容 公共下水道全体計画区域の面積に対する雨水整備済み面積の割合 ②指標の考え方 効果的な雨水排除のための施設整備状況を示す指標であるため	75.0% (2023年度実績)	76.9% (2029年度見込)
重要な幹線の耐震化率	①指標の内容 重要な既設幹線管きょのうち、耐震化された管きょ延長の割合 ②指標の考え方 下水道施設の耐震化の状況を示す主な指標であるため	42.6% (2023年度実績)	53.1% (2029年度見込)
単年度収支の黒字化	①指標の内容 公共下水道事業会計決算における単年度収支の状況 ②指標の考え方 独立採算を目指す企業にとって、単年度収支の黒字化は、企業の経営状況を示す基礎的な指標であるため	未達成 (2023年度)	達成 (2029年度)
放流水の水質基準適合率	①指標の内容 水資源再生センターからの放流水の水質基準適合率 ②指標の考え方 下水道が公共用水域の水質保全に寄与していることを示す指標であるため	100% (2023年度実績)	100%の維持 (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 汚水処理施設

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など、家庭や事業所から排出される汚水を処理する施設。

※ 2 汚水処理人口普及率

行政人口に対する、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などを利用できる人口の割合。

※ 3 国土強靱化計画

大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを推進するための計画。国が策定する国土強靱化基本計画と、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画がある。

※ 4 耐水化

設備機器を浸水から守るため、高いところへ移動させたり、建物の開口部を塞いだりすること。

※ 5 独立採算

地方公営企業の事業を運営するための経費は、その企業の事業運営による収入をもって充てなければならないという原則のこと。地方公営企業とは、地方公共団体が経営する企業のこと、地方公営企業法を根拠に事業運営を行う。

※ 6 業務継続計画（BCP）

災害など事業の継続に影響を与える事態が発生した場合においても、事業を継続させ、早急に復旧することを目的に策定する計画。BCPは、Business Continuity Plan の頭文字をとったもの。

※ 7 下水道への接続助成制度

水洗便所改造助成金、浄化槽公共下水道切替工事助成金、共同住宅等及び大型浄化槽設置建物排水設備工事促進助成金、単独処理浄化槽公共下水道切替工事助成金、水洗便所改造資金利子補給金。

第8章第3節 安全で快適な住宅の整備

▶ 目指す姿

- ◎ 市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい住環境の創出がされている。
- ◎ 高齢者や障がいのある人、子育て世帯等が安心して生活できる住まいづくりが進んでいる。
- ◎ 公営住宅等に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間が形成されている。

▶ 現 状

- 1 安全・安心に対する市民意識の高まりや生活様式の多様化により、住宅に関するニーズは、より質的な充実を求める傾向となっています。
- 2 耐震性に問題のある住宅が依然として存在しています。
- 3 全国的に人口減少と少子高齢化が進展しており、本市においても今後人口減少により空き家が増加し、生活環境の悪化や災害時に住宅が倒壊し、被害が拡大することが予想されます。

▶ 今後の課題

- 1 高齢者や障がいのある人、子育て世帯等の住宅確保要配慮者※¹が安心して生活できるよう、良好な居住環境の整備や住宅セーフティネット制度※²の推進が求められています。
- 2 地震発生時の人的、物的被害を未然に防止する対策が必要です。
- 3 空き家の除却や活用促進の支援を進め、活気のある健全な地域社会の形成が必要です。

▶ 主な取組

① 暮らしを支える良好な住環境づくり

- ・良好な住環境の創出に向けた土地利用の誘導を図ります。
- ・地域の特性を生かした地区計画等による規制・誘導を図り、良好な住環境の形成に努めます。
- ・市街地の住居表示整備事業を推進し、暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- ・住宅ストック※³を有効活用し、市民や移住者など多様なニーズに対応した良好な居住環境づくりに努めます。
- ・所有者等による空き家の適切な管理の促進、周辺の住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却、空き家の活用の促進支援等、空き家対策の充実に努めます。

② 安全・安心で快適な住宅の確保

- ・地震発生時の建物などの倒壊、台風発生時の屋根材などの飛散等による人的、物的被害を未然に防止するため、既存の住宅の耐震化・危険なブロック塀等の除却・屋根瓦の強風対策等を促進します。
- ・高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化を進めるなど、良好な住宅の確保に努めます。
- ・子育て世帯が安心して子育てできる住宅を確保できるよう、住宅の改善支援や子育て世帯向け住宅に関する情報提供等に取り組めます。
- ・今後増加する高経年マンションの老朽化による周辺への悪影響を抑制・防止するため、分譲マンションの適正管理を推進します。
- ・住宅確保要配慮者が安心して住める住宅を確保するために、居住支援協議会※⁴の活動を通じて、住宅セーフティネット制度の普及促進を図ります。

③ 時代の要請に応える公営住宅等の整備

- ・時代の変化や多様なニーズに対応した公営住宅等を供給するため、脱炭素化や設備水準の向上、子育て世帯の入居促進等に取り組めます。
- ・人口動向や民間を含めた住宅ストック総量を踏まえ、公営住宅等の適正な配置に努めます。
- ・公営住宅等の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行うなど、ライフサイクルコストの縮減に取り組めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
住宅の耐震化率	①指標の内容 市内の全住宅戸数のうち、耐震性がある住宅の戸数の割合 ②指標の考え方 南海トラフ地震等の巨大地震発生が危惧されるなか、地震による倒壊等の被害は耐震性の低い旧耐震基準の住宅で多く発生することが懸念されていることから、旧耐震基準の住宅の耐震化が重要であるため	88.1% (2023年度実績)	93.0% (2029年度見込)
老朽危険空き家等に対する大分市の支援を利用して行われた除却件数（累計）	①指標の内容 市内にある老朽危険空き家等に対し、除却促進事業を利用し除却された空き家の件数 ②指標の考え方 人口減少と少子高齢化の進展により、適切な管理がされていない空き家が増加し、住環境を悪化させていることから、当該空き家の除却を促進し、良好な住環境の創出を図るため	130件 (2023年度実績)	238件 (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 **住宅確保要配慮者**

低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

※ 2 **住宅セーフティネット制度**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給・入居の促進に関する制度。

※ 3 **住宅ストック**

既に建っている住宅のこと。

※ 4 **居住支援協議会**

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅等に円滑に入居できるよう推進する組織。

第８章第４節 公園・緑地の保全と活用

▶ 目指す姿

- ◎ 心豊かで健やかに暮らすことができる質の高い生活基盤として、公園の再整備がなされ、市民協働のもと利用しやすい公園・緑地として適切に維持管理されている。
- ◎ 社会環境の変化や市民ニーズの多様化に対応した公園の整備が進められ、民間と連携することで魅力的な公園の活用がされる。

▶ 現 状

- 公園・緑地における環境保全や景観形成・防災・レクリエーションなど、さまざまな役割と機能に十分配慮し、除草、樹木剪定、遊具点検等適切な維持管理を行い、人と自然が共生する地域づくりを進めてきており、現在、本市において市民一人当たりの都市公園の面積は14.9㎡で全国平均の10.8㎡を大きく上回っています。
- 都市化の進展や社会環境の変化などにより、心のゆとりや豊かさを求める市民のニーズの多様化に対応した公園・緑地の整備が求められています。緑量については、市街化区域における緑地面積は市街化調整区域と比べて少ないことが特徴です。

▶ 今後の課題

- 本市では、８００を超える公園・緑地の管理をしており、多彩な自然環境と都市機能が調和するなかで、質の高い生活基盤を備え、誰もが心豊かで健やかに暮らすことができる、魅力的で持続可能な公園・緑地の維持管理を行い、また、市民協働のもと公園を保全し、民間活力の活用を検討することでさらなる質の向上に取り組むことが重要です。
- 今後の社会環境の変化を踏まえ、すべての利用者に配慮したトイレや園路等の公園施設のバリアフリー化及び災害時の一時避難の場としての防災機能の充実など、市民ニーズの多様化に対応した公園の計画的な再整備を進めることが求められています。
- 引き続き公園や緑地における自然機能の活用を推進し、緑豊かな環境を次世代に継承していくことが必要です。

▶ 主な取組

① 公園施設の維持管理と美化活動の促進

- ・遊具等の公園施設については、予防保全の観点を取り入れた長寿命化を図り、計画的な保守点検、修繕に取り組み、適切な維持管理に努めます。
- ・公園愛護会※¹やボランティア団体、NPO団体等と市の連携を密にするなかで、市民協働のもと、トイレ等を含めた公園内の美化活動などに取り組みます。

② 市民ニーズの多様化に対応した公園・緑地の活用

- ・利用者に配慮した公園施設のバリアフリー化など、市民ニーズに対応した公園施設の更新や配置換え等を行い、魅力の向上を図ります。
- ・環境、防災対策や都市の景観の向上を図るため緑地の整備を行います。
- ・大分城址公園など、歴史的文化遺産を生かした公園の活用に努めます。
- ・災害時、緊急避難場所となる公園においては、防災機能をもったベンチや東屋等の公園整備を進めます。
- ・地域や公園の特性に応じて、Park-PFI※²の導入やネーミングライツなど、さまざまな官民連携を検討します。

③ 緑の創出

- ・道路、河川、学校などの公共公益施設内や民有地の緑地の拡充及び適切な管理などにより、市街地の緑地の確保を図るとともに、都市機能の一つとしてグリーンインフラ※³の活用に努めます。
- ・街路樹、生垣、壁面緑化などを活用し、人の視点からの緑の見え方を工夫することによって、効果的に緑化を推進していきます。
- ・山や丘陵地などの緑豊かな自然景観と、河川や街路樹など市街地に広がる緑をつなぐことで緑のネットワークを形成するとともに、市民と協働で市域全体の緑化を図ることで、緑を感じるまちづくりを推進していきます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
施設整備を行った公園の割合	①指標の内容 管理する公園の中で、長寿命化計画等により計画的に改修を要する公園40ヶ所について、施設の整備を行った割合 ②指標の考え方 計画的かつ効果的な修繕・補修を行うことで、公園利用者の安全が確保され、緑を感じるまちづくりを支援することができるため	0% (2025年度開始)	100% (2029年度見込)
バリアフリースイレの整備率	①指標の内容 高齢者や障がい者等の利用に適正な配慮がなされたバリアフリースイレの整備率 ②指標の考え方 高齢者や障がい者等誰もが利用しやすい公園を提供するため	31.3% (2023年度実績)	33.9% (2029年度見込)
「身近なところで緑を感じたり親しむ事ができている」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「身近なところで緑を感じたり親しむ事ができている」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 緑化啓発事業等を通して、緑の大切さを実感した市民が増えることにより、緑化推進に寄与できるため	75.1% (2024年度実績)	75.7% (2029年度見込)

▶ 用語解説

※ 1 公園愛護会

公園が楽しく憩いの場となるような清掃・除草活動を行う、自治会、子ども会、老人会等により公園ごとに設立された組織。

※ 2 Park-PFI

2017（平成29）年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

※ 3 グリーンインフラ

グリーンインフラ推進戦略2023（令和5年9月国土交通省策定）では、グリーンインフラを「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」としている。

提案理由

本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため大分市総合計画を策定いたしたく、大分市総合計画の議決に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出する。

議第 4 9 号

財産区財産の譲与について

次のとおり口戸財産区財産を譲与する。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 譲 与 物 件

土 地 大分市大字口戸字露798番1外1筆
510.05平方メートル
参考価格 11,731円

2 譲与の相手方 大分市大字口戸1024番地の4
平野自治会
代表者 池 邊 奈良人

提案理由

口戸財産区財産を譲与いたしたく地方自治法第294条第1項において地方公共団体の財産の処分に関する規定によることとされる同法第96条第1項第6号の規定により本案を提出する。

議第 50 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり由布市の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和7年3月10日 提出

大分市長 足立 信也

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
由布市湯布院公民館	由布市湯布院町川上3738番地1
由布市挾間公民館	由布市挾間町挾間104番地1
由布市庄内公民館	由布市庄内町大龍1400番地
由布市湯平地区公民館	由布市湯布院町下湯平796番地
由布市川西地区公民館	由布市湯布院町中川1358番地1
由布市交流体験施設「庄内ゆうゆう館」	由布市庄内町畑田851番地
由布市挾間中洲賀グラウンド（テニスコートに限る。）	由布市挾間町向原4番地
由布市湯布院スポーツセンター	由布市湯布院町川西1200番地1外3筆

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

由布市が負担する。

提案理由

由布市の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出する。

議第 5 1 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させる
ることに関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、次のとおり日出町の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和 7 年 3 月 1 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
交流ひろばH i C a L i	日出町 3 2 4 4 番地 1
黒岩公園	日出町 6 4 0 番地
糸ヶ浜海浜公園（運動場に限る。）	日出町大字大神 6 8 4 2 番地
川崎運動公園	日出町大字川崎 3 3 2 3 番地 2

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

日出町が負担する。

提案理由

日出町の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出する。

議第 5 2 号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市の区域内に新たに生じた次に掲げる土地を確認する。

令和 7 年 3 月 1 0 日 提 出

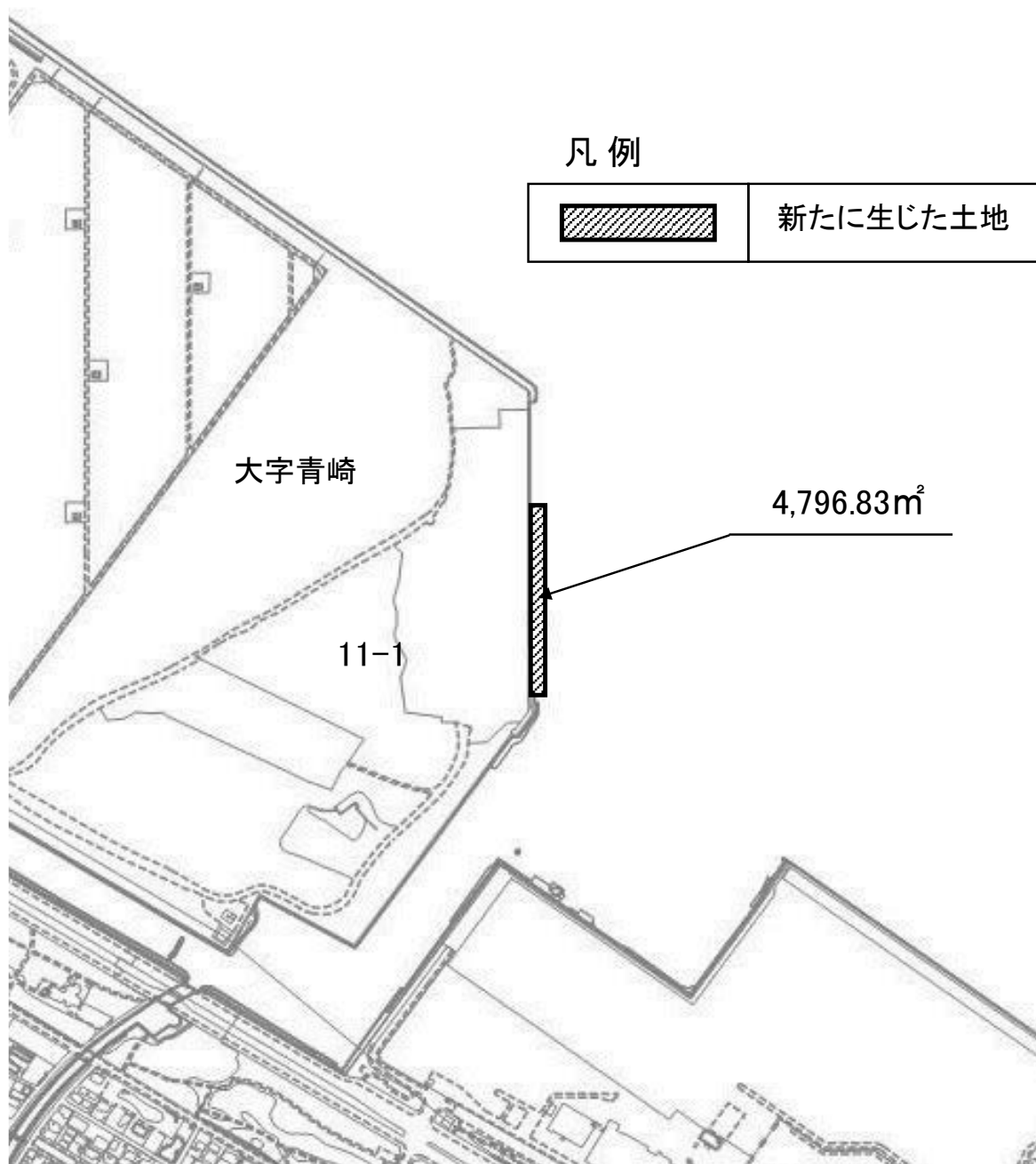
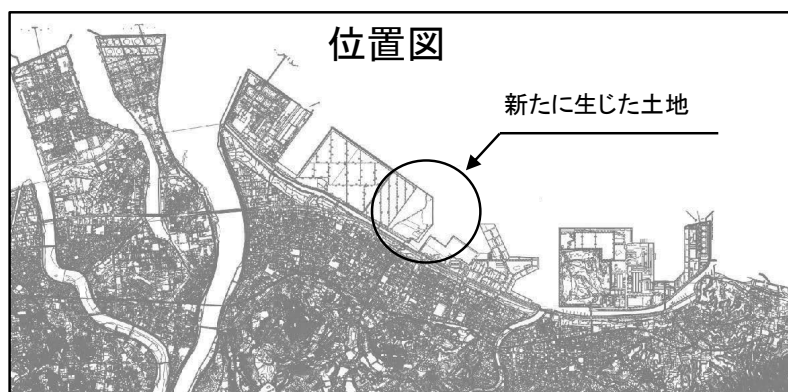
大分市長 足 立 信 也

新たに生じた土地	面 積
大字青崎 1 1 番 1 の地先の公有水面埋立地	4,7 9 6.8 3 m ²

提案理由

公有水面埋立てにより造成された土地を確認いたしたく本案を提出する。

埋立地及び周辺略図



議第 53 号

字の区域の変更について

次のとおり、新たに生じた土地を本市の区域内に編入いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

新たに生じた土地	編入する字
大字青崎11番1の地先の公有水面埋立地	大字青崎

提案理由

新たに生じた土地の確認に伴い、字の区域を変更いたしたく本案を提出する。

議第 54 号

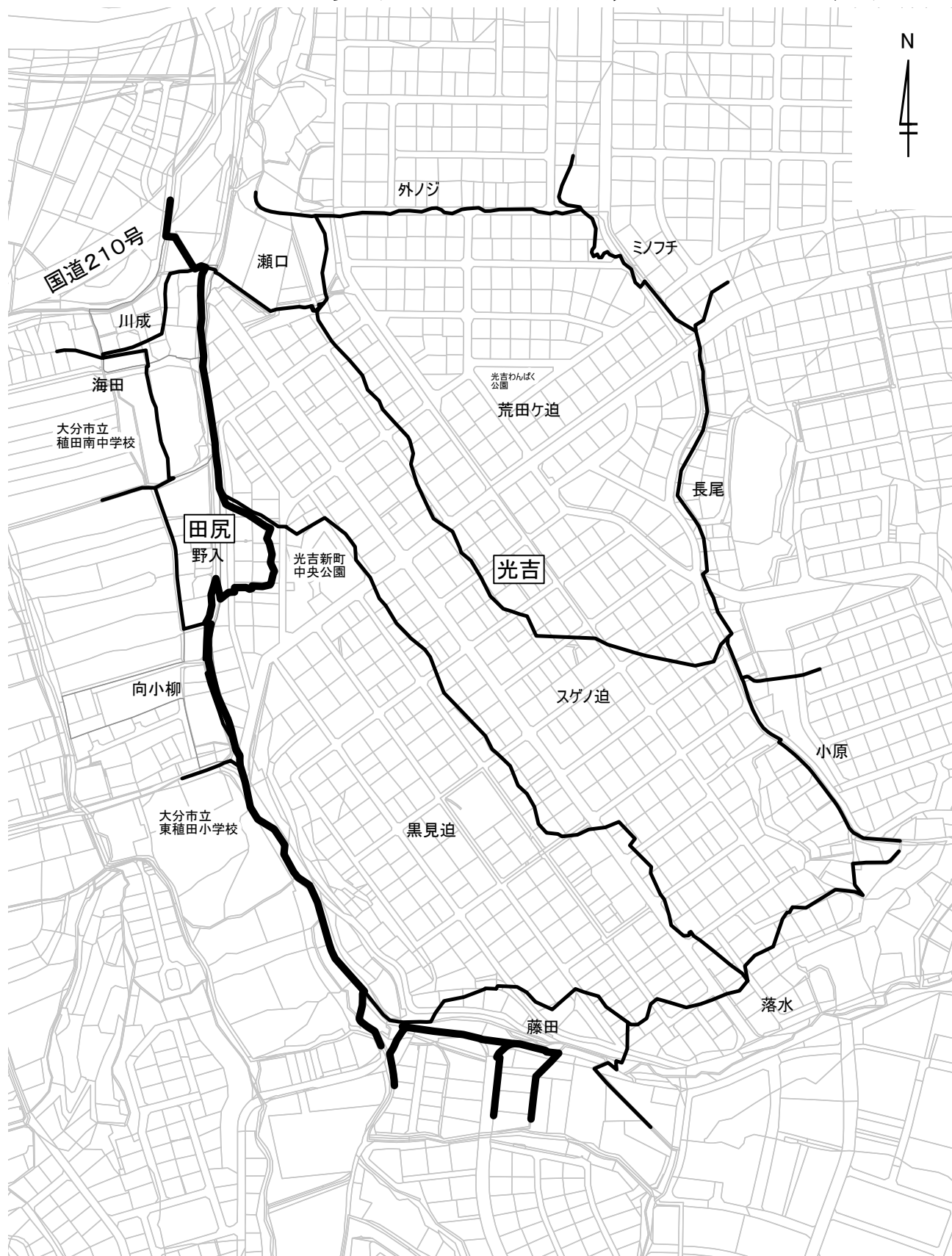
字の区域及びその名称の変更について

令和7年11月8日から本市内の別図その1に示す字の区域及びその名称を別図その2に示すとおり変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

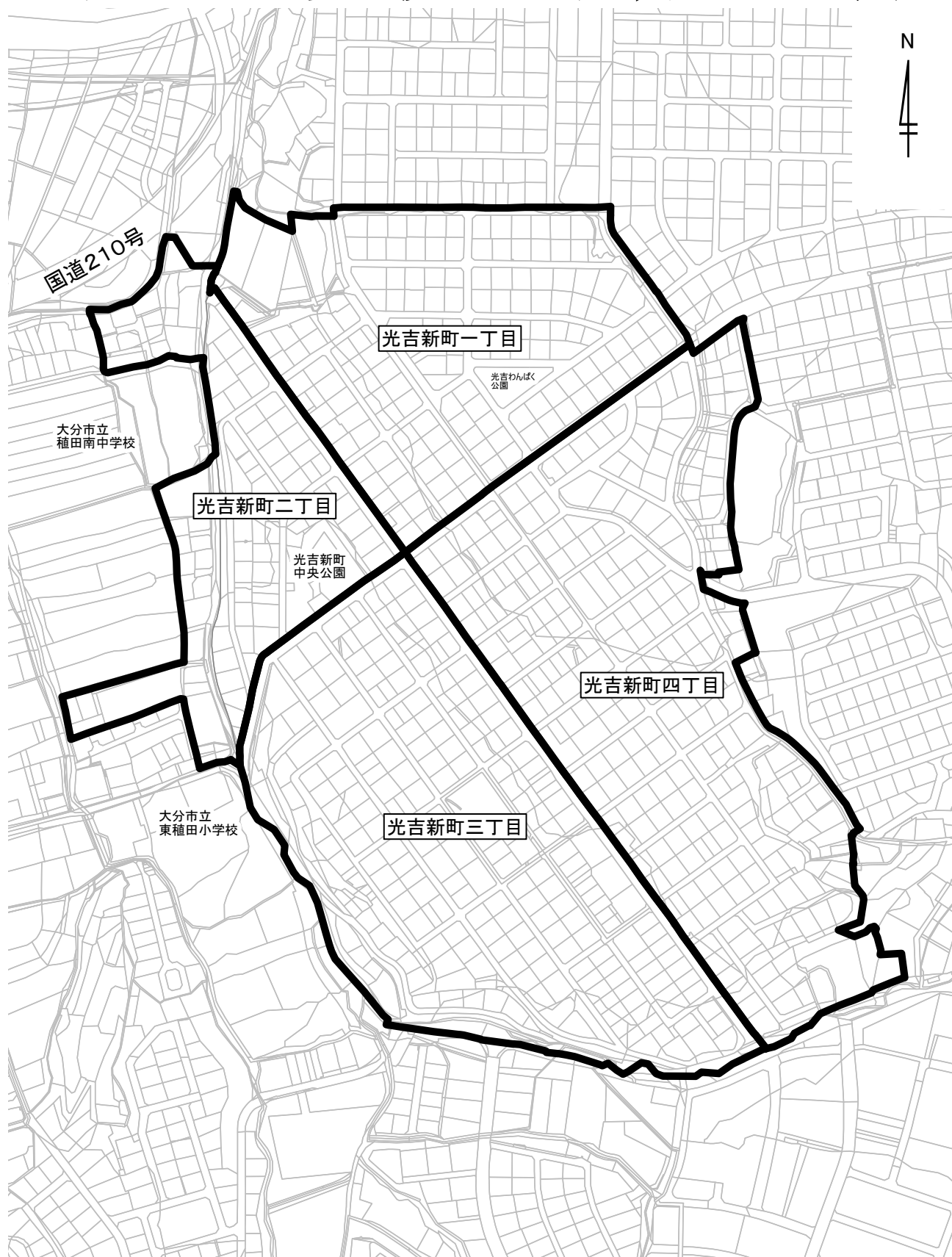
別図その1 現在の字の区域及びその名称



凡 例	
——	大字界
——	字 界

0 50 100m

別図その2 変更後の町の区域及びその名称



凡 例	
	町 界

0 50 100m

提案理由

田尻地区の一部及び光吉地区の一部の住居表示を実施するため、字の区域及びその名称を変更いたしたく本案を提出する。

議第 55 号

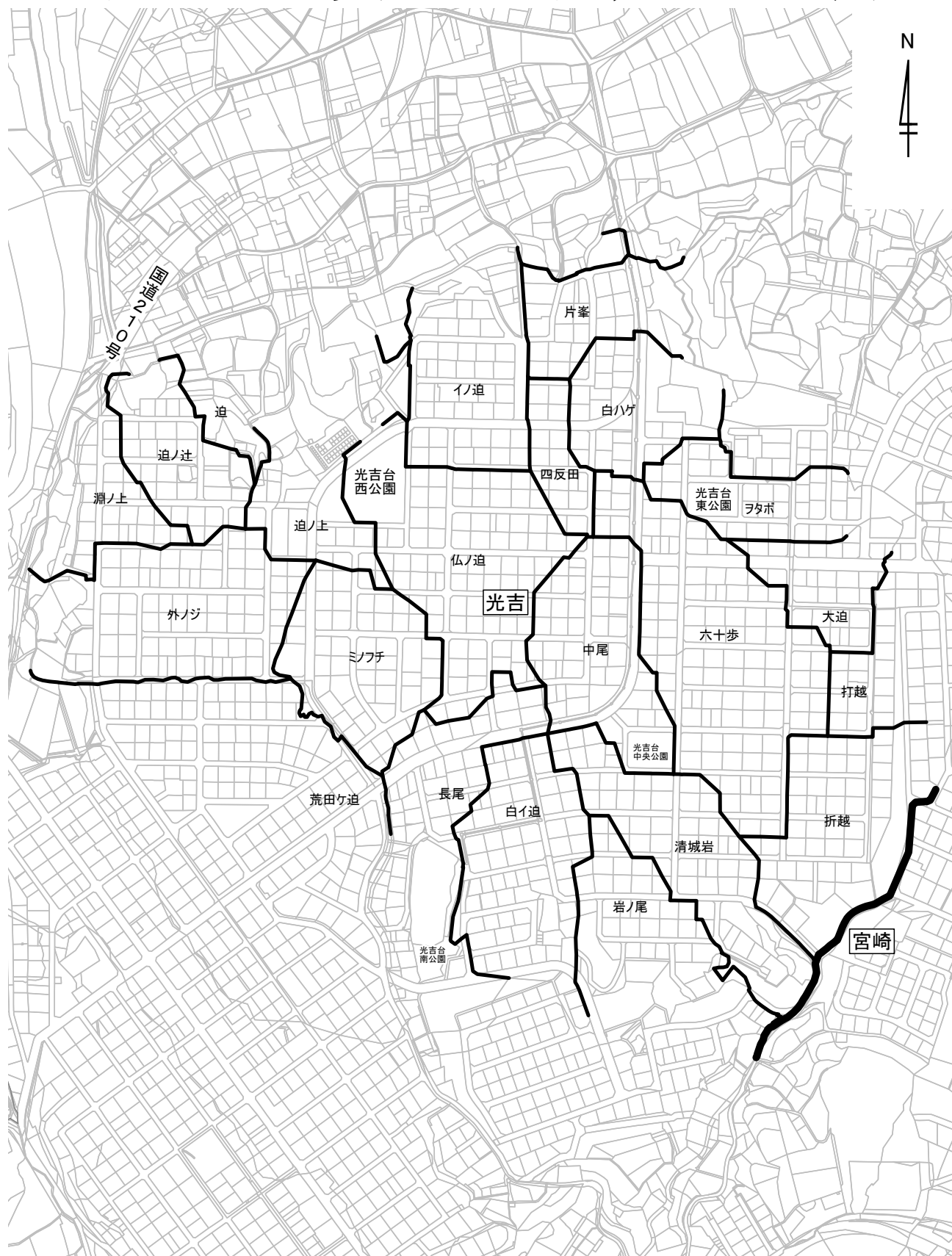
字の区域及びその名称の変更について

令和7年11月8日から本市内の別図その1に示す字の区域及びその名称を別図その2に示すとおり変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

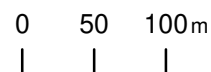
令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

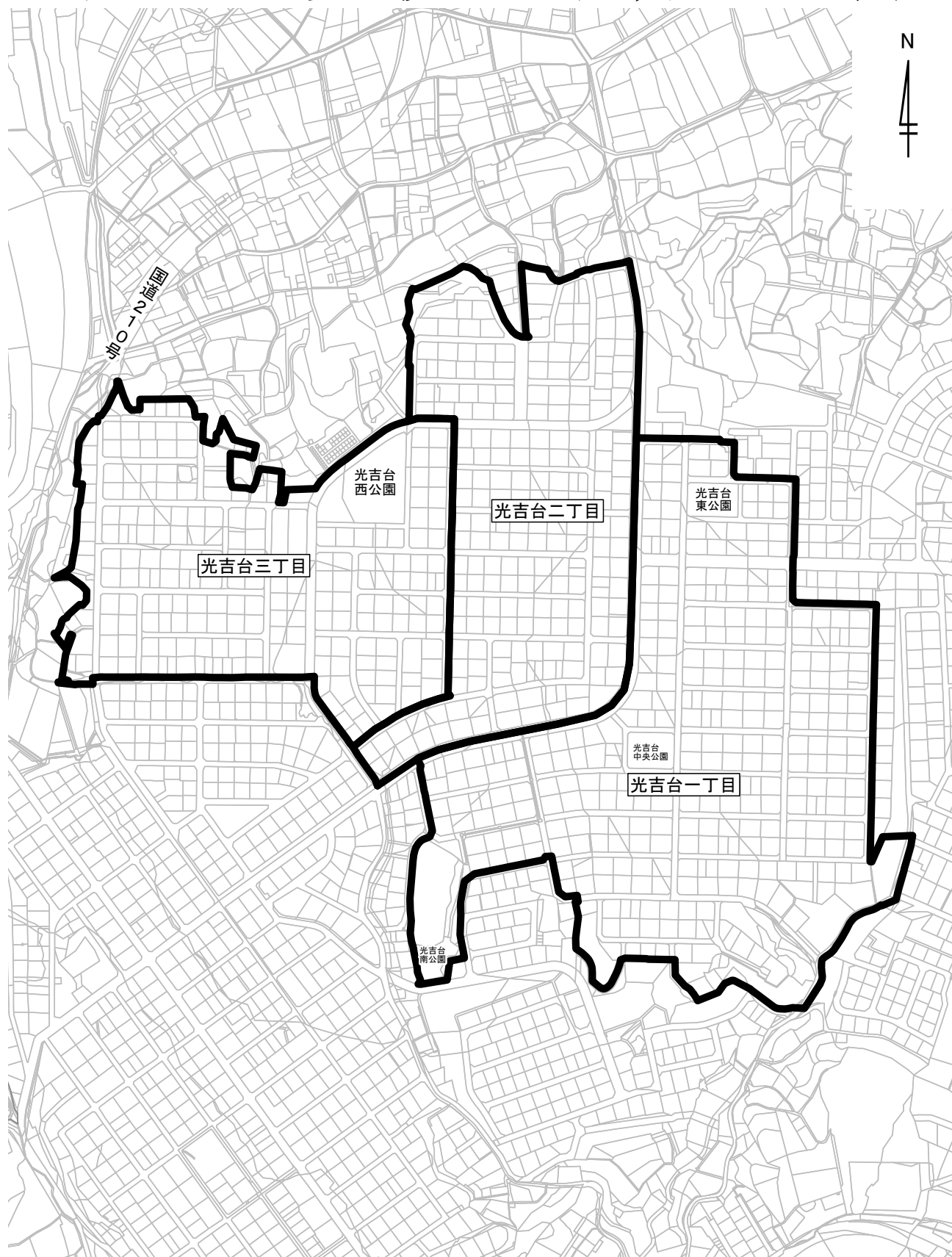
別図その 1 現在の字の区域及びその名称



凡	例
	大字界
	字 界



別図その2 変更後の町の区域及びその名称



凡 例	
	町 界

0 50 100m

提案理由

光吉地区の一部の住居表示を実施するため、字の区域及びその名称を変更いたしたく本案を提出する。

議第 56 号

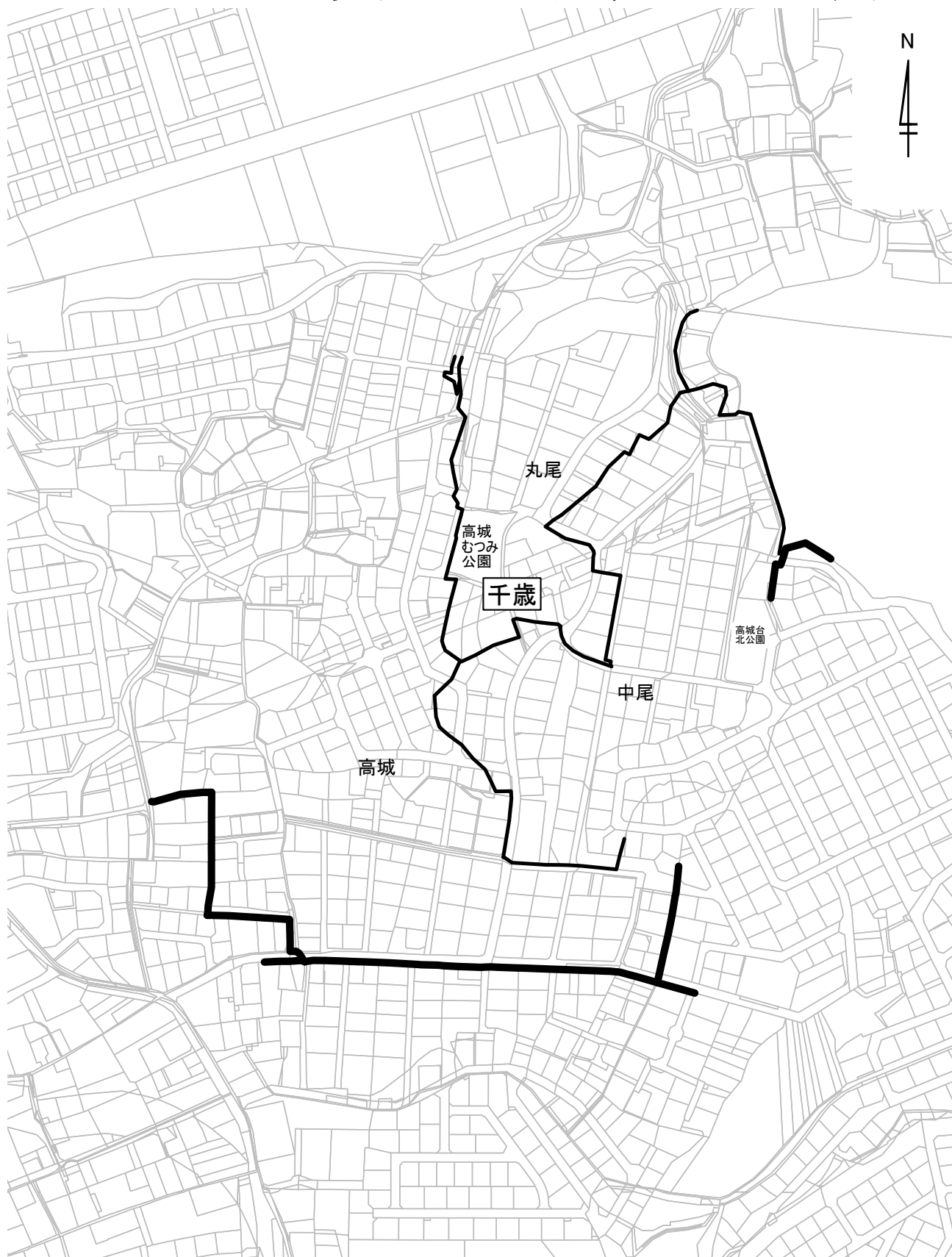
字の区域及びその名称の変更について

令和7年11月8日から本市内の別図その1に示す字の区域及びその名称を別図その2に示すとおり変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

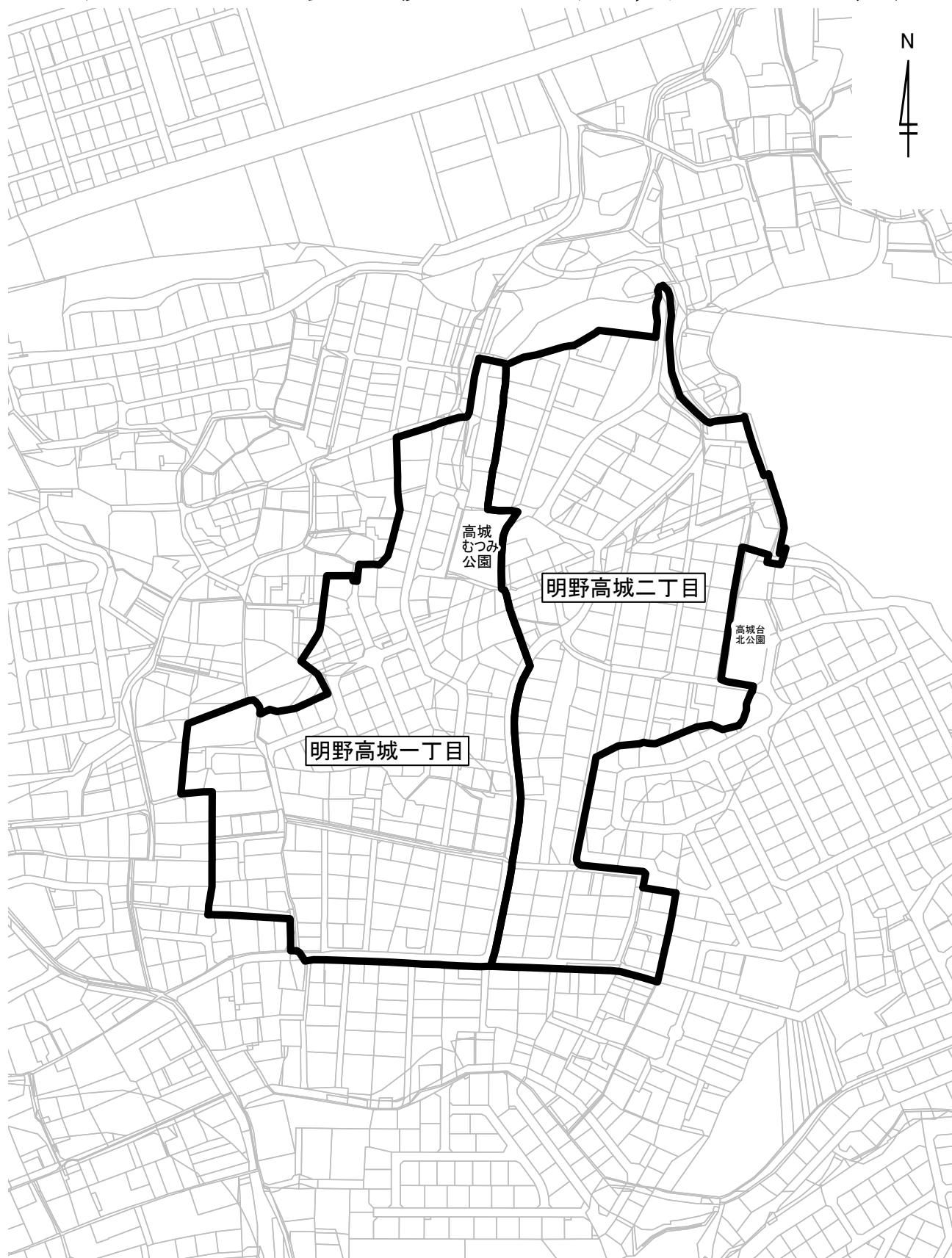
別図その１ 現在の字の区域及びその名称



凡 例	
	大字界
	字 界

0 50 100m

別図その２ 変更後の町の区域及びその名称



凡 例	
	町 界

0 50 100m

提案理由

千歳地区の一部の住居表示を実施するため、字の区域及びその名称を変更いたしたく本案を提出する。

議第 57 号

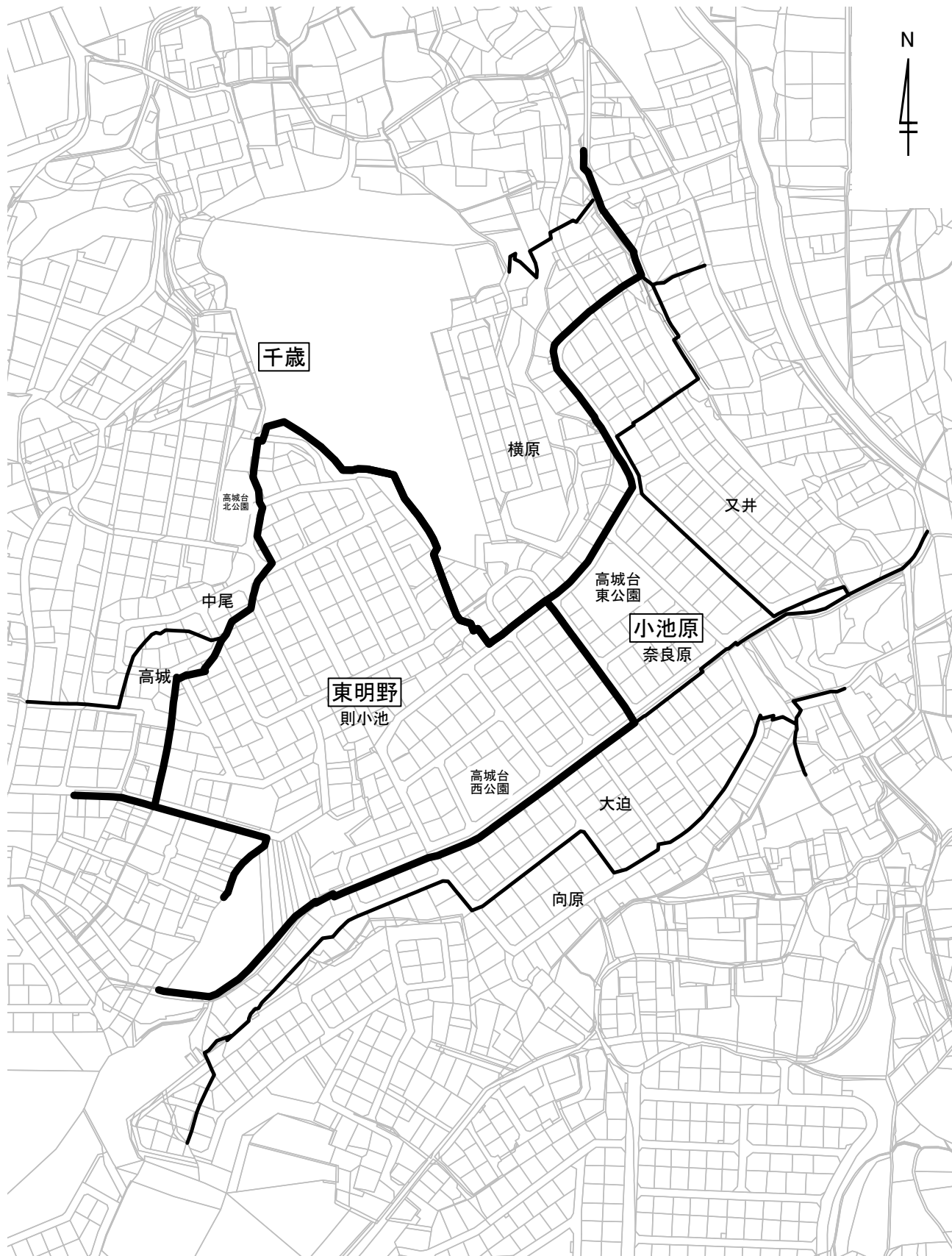
字の区域及びその名称の変更について

令和7年11月8日から本市内の別図その1に示す字の区域及びその名称を別図その2に示すとおり変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

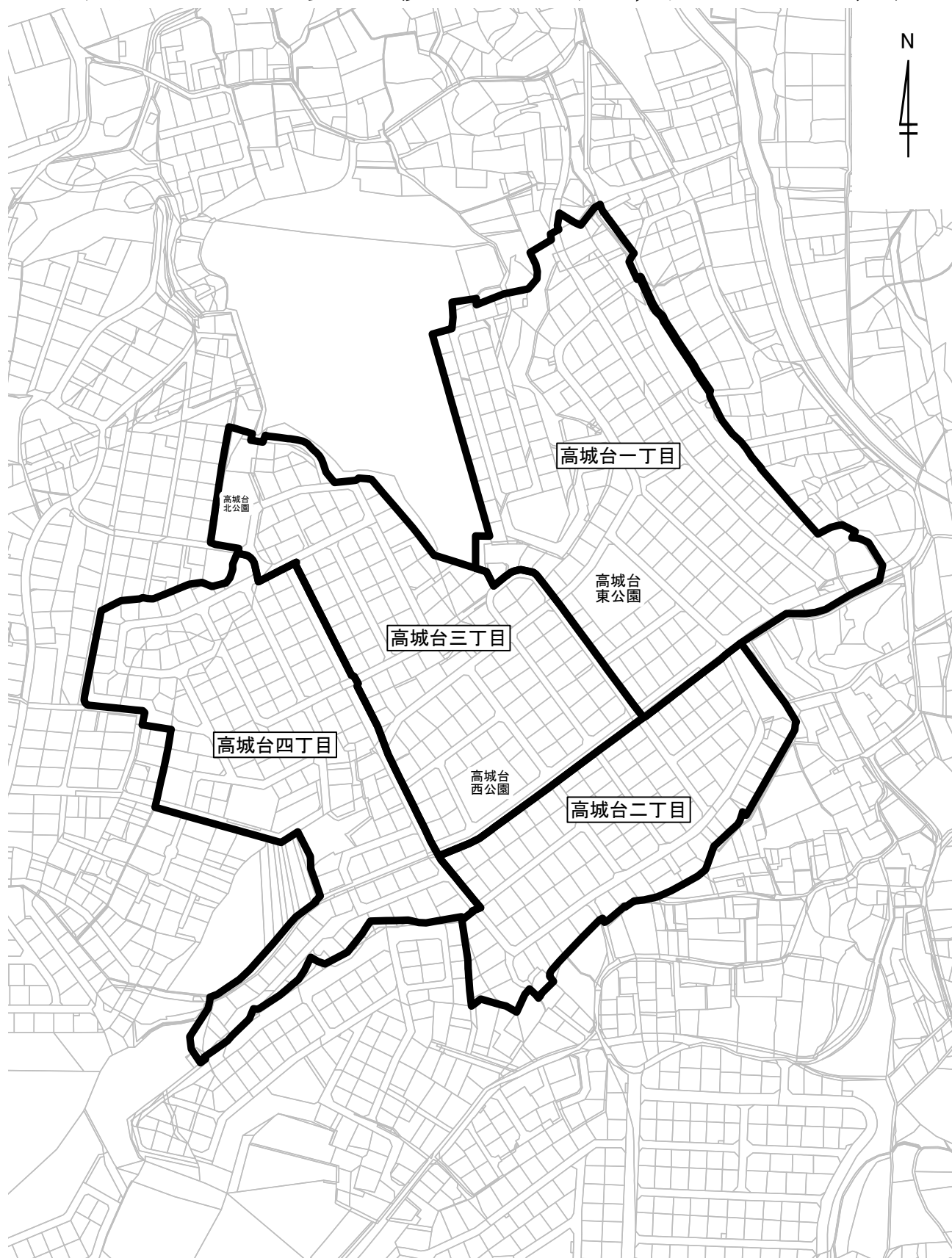
別図その1 現在の字の区域及びその名称



凡 例	
	大字界
	字 界

0 50 100m

別図その２ 変更後の町の区域及びその名称



凡 例	
	町 界

0 50 100m

提案理由

千歳地区の一部、東明野地区の一部及び小池原地区の一部の住居表示を実施するため、字の区域及びその名称を変更いたしたく本案を提出する。

議第 58 号

中学校教師用指導書の購入について

次のとおり中学校教師用指導書を購入する。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 中学校教師用指導書 |
| 2 | 数 量 | 2,207点 |
| 3 | 購入金額 | 55,639,650円 |
| 4 | 購 入 先 | 大分市萩原四丁目7番26号
大分図書株式会社
代表取締役社長 徳 丸 忠 弘 |

提案理由

中学校教師用指導書を購入いたしたく本案を提出する。

議第 59 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 契約の目的 大分市立西部地域小中学校体育館空調設備整備事業 空調設備整備工事
- 2 工事の概要 空調設備整備工事
対象施設 40施設
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1,296,379,700円
- 5 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和8年3月31日
- 6 契約の相手方 扶桑工業・ツインデック特定建設工事共同企業体
代表構成員
大分市高城本町5番31号
扶桑工業株式会社
代表取締役 龍泉寺 寿 隆
構成員
大分市大字片島55番地の1
株式会社 ツインデック
代表取締役 松 井 弘

提案理由

大分市立西部地域小中学校体育館空調設備整備事業に係る空調設備整備工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 60 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 契約の目的 大分市立東部地域小中学校体育館空調設備整備事業 空調設備整備工事
- 2 工事の概要 空調設備整備工事
対象施設 42施設
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1,456,730,000円
- 5 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和8年3月31日
- 6 契約の相手方 協栄・但馬・鬼塚・河野特定建設工事共同企業体
代表構成員
大分市大字下郡3225番地の23
協栄工業株式会社
代表取締役 大 賀 豊 文
構成員
大分市原新町9番9号
株式会社 但馬設備工業
代表取締役社長 早 川 泰 生
構成員
大分市大字津留1979番地1

鬼塚電気工事株式会社

代表取締役 尾 野 文 俊

構成員

大分市田室町 8 番 3 3 号

河野電気株式会社

代表取締役社長 南 公 憲

提案理由

大分市立東部地域小中学校体育館空調設備整備事業に係る空調設備整備工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 6 1 号

工事委託契約の変更について

次のとおり工事委託契約の一部を変更する。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 契 約 の 目 的 (仮称)新中島橋下部工工事
- 2 契約締結年月日 令和5年3月20日
- 3 契約の相手方 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局
局長 森 田 康 夫
- 4 変 更 事 項 契約の金額
変更前 1,580,953,000円
変更後 1,868,035,400円

提案理由

(仮称)新中島橋下部工工事委託契約について契約の金額を変更いたしたく
本案を提出する。

議第 6 2 号

工事委託契約の変更について

次のとおり工事委託契約の一部を変更する。

令和 7 年 3 月 1 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 大南地区スポーツ施設施設整備工事 |
| 2 | 契約締結年月日 | 令和 5 年 7 月 1 4 日 |
| 3 | 契 約 の 相 手 方 | 大分市城崎町一丁目 2 番 3 号
大分県土地開発公社
理事長 渡 辺 文 雄 |
| 4 | 変 更 事 項 | 工 期
変更前 完成 令和 7 年 3 月 3 1 日
変更後 完成 令和 7 年 7 月 3 1 日 |

提案理由

大南地区スポーツ施設施設整備工事委託契約について工期を変更いたしたく
本案を提出する。

議第 63 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和7年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 11,203,704円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所 大分市西春日町8番12号
氏名 川 野 嘉 久
資格 公認会計士 |

提案理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法第252条の36第1項の規定により本案を提出する。

議第 6 4 号

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和7年3月10日 提 出

大分市長 足 立 信 也

認定する市道路線

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点
	上野13号線	大字上野	大字上野
	猪野27号線	大字猪野	大字猪野
1	丹生丹川2号線	大字丹生	大字丹川
2	丹生丹川3号線	大字丹川	大字丹生
3	丹生丹川4号線	大字丹生	大字丹川
4	丹生丹川5号線	大字丹生	大字丹川
	竹下一丁目7号線	竹下一丁目	竹下一丁目

提案理由

市道路線を認定いたしたく道路法第8条第2項の規定により本案を提出する。

市道上野13号線認定図



上野ヶ丘墓地公園

上野

認定路線

市道上野10号線

大分市美術館

永興

市道猪野 2 7 号線認定図



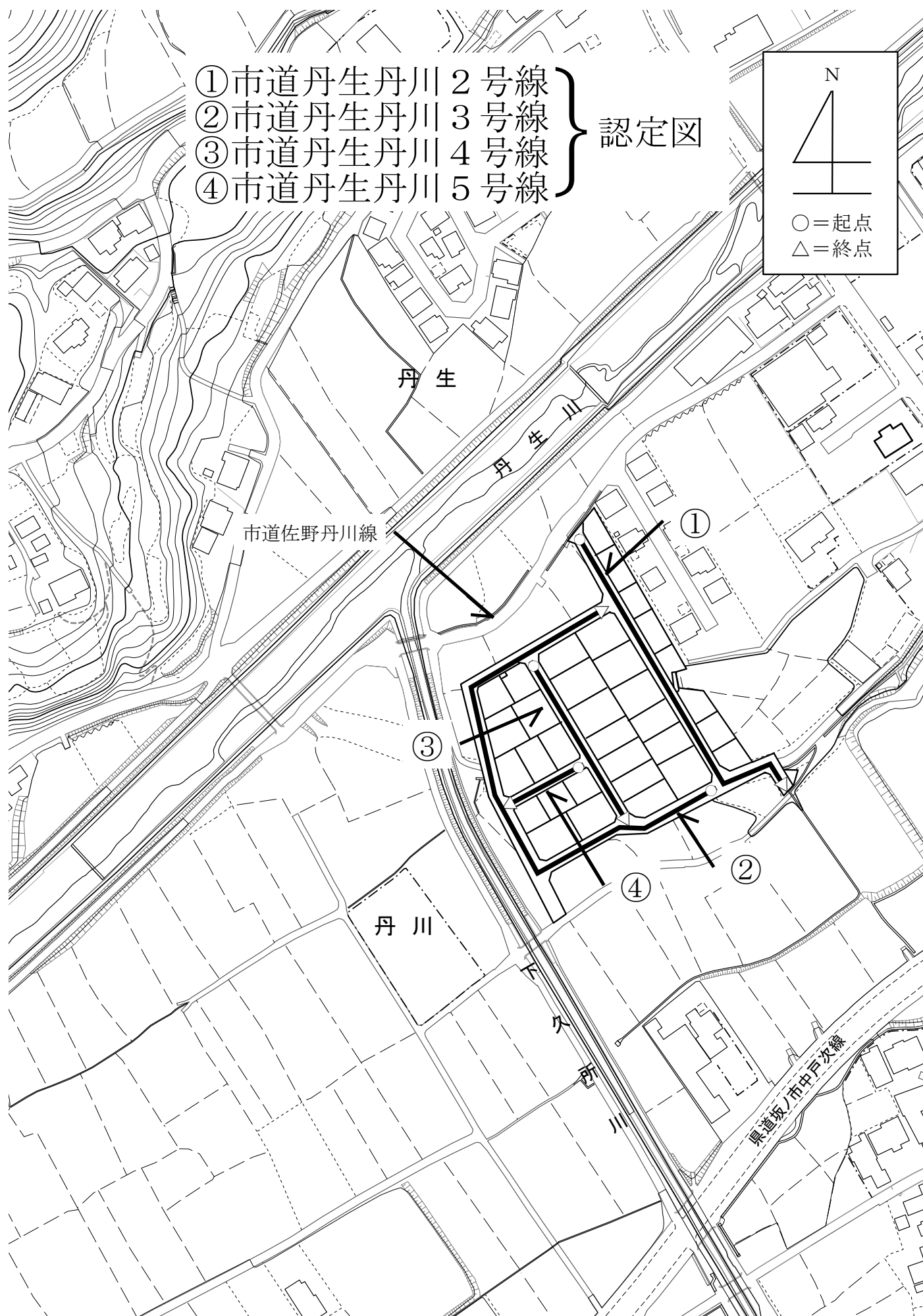
猪 野

市道猪野 1 4 号線

認定路線

葛 木

- ①市道丹生丹川2号線
 ②市道丹生丹川3号線
 ③市道丹生丹川4号線
 ④市道丹生丹川5号線
- 認定図



市道竹下一丁目7号線認定図



竹下一丁目

市道竹下一丁目5号線

認定路線

JR日豊本線

城原